

平成 15 年度

包括外部監査の結果に関する報告

「学術研究都市の施設整備及び管理運営にかかる事務事業」

平成 16 年 2 月

北九州市包括外部監査人

公認会計士 小島 庸 匡

平成 16 年 2 月 24 日

北九州市包括外部監査人

小島 庸匡

平成 15 年 4 月 1 日付包括外部監査契約書第 8 条に基づき外部監査の結果について  
別紙のとおり報告いたします。

包括外部監査の結果に関する報告  
(学術研究都市の施設整備及び管理運営にかかる事務事業)

目 次

第1 . 外部監査の概要.....	1
1 . 外部監査の種類.....	1
2 . 選定した特定の事件(テーマ) .....	1
3 . 事件を選定した背景及びその理由.....	1
4 . 外部監査の方法.....	2
5 . 外部監査の実施期間 .....	3
6 . 外部監査人補助者 .....	3
第2 . 北九州学術研究都市の概要.....	4
1 . 北九州学術研究都市の全体概要 .....	4
2 . 北九州市立大学国際環境工学部等の概要 .....	8
3 . 財団法人北九州産業学術推進機構(FAIS)の概要 .....	12
第3 . 外部監査の結果.....	17
. 学術研究都市全般.....	18
1 . 施設整備事業.....	18
2 . 市の公有財産管理 .....	20
3 . 市の物品管理.....	22
. 北九州市立大学国際環境工学部 .....	23
1 . 国際環境工学部関連の歳入の概要.....	23
2 . 目的外使用料.....	23
3 . 留学生会館使用料 .....	23
4 . 教員宿舍家賃収入 .....	25
5 . 予算管理簿 .....	26
6 . 旅費.....	28
7 . 委託料.....	33
8 . 報償費、需用費、役務費等.....	41
9 . 工事請負費 .....	41
10 . 公有財産購入費.....	42
11 . 備品購入費 .....	42

12．物品受入れ	43
13．物品返納	43
14．物品管理	45
15．外部研究費	47
．財団法人北九州産業学術推進機構（FAIS）	51
1．補助金収入の概要	51
2．研究基盤整備推進事業補助金	51
3．SoC 設計研究推進事業補助金	53
4．財団運営補助金	56
5．FAIS への学術研究施設等管理運営業務委託	57
6．知的クラスター創成事業	58
7．北九州 TLO 事業	59
8．生ごみ精製乳酸化実証事業	60
9．固定資産取引の状況	60
10．固定資産の現物管理状況	65
11．固定資産台帳	65
12．物品管理	66
第4．利害関係	68

本文中の表内の数値については、四捨五入にて端数処理を行っており、合計数値と内訳数値とに相違がある場合がある。

## 第 1 . 外部監査の概要

### 1 . 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

### 2 . 選定した特定の事件（テーマ）

#### （ 1 ）外部監査対象

学術研究都市の施設整備及び管理運営にかかる事務事業

（なお、対象を「学術研究都市全般」、「北九州市立大学国際環境工学部」、「財団法人北九州産業学術推進機構」の 3 つに区分して監査を行った。）

#### （ 2 ）外部監査対象期間

自 平成 14 年 4 月 1 日 至 平成 15 年 3 月 31 日

ただし、必要と認められた範囲において、上記平成 14 年度以外の各年度分についても一部監査の対象とした。

### 3 . 事件を選定した背景及びその理由

かつて重厚長大型の産業都市として発展してきた市は、産業構造の転換や急速な国際化、高度情報化等を背景として、少なからず経済の足取りが緩み、市内の産業や企業だけでなく、市民生活にまで広く影響を及ぼしつつあった。これに対し、市は「北九州市ルネッサンス構想」を打ち出し、その重点的取組の一つとして、産業の高度化及び新産業の創出を推進するために学術研究都市づくりを進めてきた。

これは、市の目指すべき将来像を見据えた上で、大学や研究機関等を集積させた知的基盤を整備し、産学連携を推進することによって、地域経済の活性化、地場産業の振興を目指したものである。市の四大プロジェクトにも位置づけられ、市の将来発展可能性についての鍵を握る重要な事業の一つである。

また、学術研究都市における環境に関する学術・研究は、昨年度、特定の事件に選定した環境施策とともに、わが国環境政策の中でも先進的な取組である。市単独でこのような規模の学術研究都市を整備する事業は例がないこともあり、学術研究都市は対外的にも市を象徴するプロジェクトと言える。

現在のところ、学術研究都市の整備事業はまだ途中段階であり、産学連携による地域経済の活性化、地場産業の振興など、本来目的とする最終的な成果については、より長期的な視野に立って見極める必要がある。

ただし、学術研究都市整備事業の第 1 期については平成 8 年の事業着手以降の着実な整備によってほぼ終了しつつある（第 1 期区画整理事業費約 298 億円）。また、第 1 期の大学ゾーンについては平成 13 年 4 月に正式オープンしており、2 年間の管理運営の実績が積まれている。今後、さらに整備事業への投資が行なわれ、管理運営に対して市

の財政支出が継続されていくことを考えると、学術研究都市の構想の一部がハード、ソフト両面で形として見え始めた早い段階で監査を行うことは、意義があるものと考え、当該事件を選定した。

#### 4. 外部監査の方法

##### (1) 外部監査の視点

当該事件について、次のような着眼点で監査を実施した。

事務事業の財務事務は、関係諸法令に従って、合规に執行されているか。

事務事業の経営管理事務は、経済性・効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に執行されているか。

なお、具体的には次のような視点を有している。

##### (学術研究都市全般)

学術研究都市における主要な施設整備事業の事務が法令等に準拠しているか。

学術研究都市の共同利用施設及びその他財産の運営や管理について、事務手続等が適切になされているか。

##### (北九州市立大学国際環境工学部)

出納及び財務事務は法令等に準拠して、適切に遂行されているか。

財産の受入れ、返納の手続及び管理が適切になされているか。

外部研究費の執行等に関して、規程・要綱への準拠及び取得財産の管理が適切になされているか。

##### (財団法人北九州産業学術推進機構)

出納及び事務は法令等に準拠しているか。

資産が適切に管理されているか。

##### (2) 主な監査手続

##### (学術研究都市全般)

関係資料の閲覧及び説明聴取を行うとともに現場視察を行い、学術研究都市の概要を把握した。

学術研究都市に係る整備事業費に関して、決議書等承認関係、入札関係、契約関係等の書類を確認し、手続の適正性を検証した。

学術研究都市における産業学術振興局所管の財産について、台帳等の閲覧及び照合を行い、関連帳簿類の整備状況及び正確性等の検証を行った。

##### (北九州市立大学国際環境工学部)

大学特別会計及びそのうちの国際環境工学部分の歳入・歳出決算資料を確認し、分析するとともに、内容について説明聴取を行い、財政状況を把握した。

使用料及び手数料等の歳入について、調定決議書等の関係書類を確認し、手続が

規定どおり行われ、正しく収入されているかを検証した。

旅費、委託料等の歳出について、予算管理簿を確認するとともに、証憑類を閲覧し、契約・支出事務手続が適正に行われているかを検証した。

物品に関して台帳類を閲覧するとともに現物照合を行い、関係規定等に沿った適正な受入れ・返納手続や管理が行われているかを検証した。

奨学寄附金や受託研究費等の外部研究費に係る手続書類や収支簿、証憑類等を確認し、要綱や規程に沿って、適正な手続及び執行が行われているか検証した。

(財団法人北九州産業学術推進機構)

事業報告書及び収支決算書などの関係書類を閲覧するとともに、説明聴取を行い、概要を把握した。

市からの補助金について、補助金等交付規則等に則って、申請から実績報告までの手続が適正に行われているか、また、補助金が目的に従って適切に使用されているか検証した。

市からの委託料について、契約書等の関係書類を閲覧し、適正に契約や精算の手続がなされるとともに、適切に履行されているかを検証した。

固定資産台帳等及び関係帳簿類を閲覧するとともに、一部現物照合を行い、資産が適切に管理されているかについて確認した。

## 5. 外部監査の実施期間

自 平成 15 年 6 月 23 日 至 平成 16 年 2 月 24 日

## 6. 外部監査人補助者

公認会計士	藤田	和子
同	川浪	清司
同	宮本	和之
会計士補	木下	哲
同	山崎	愛子
同	隈	啓子
その他	石村	英雄

## 第2．北九州学術研究都市の概要

### 1．北九州学術研究都市の全体概要

#### (1) 目的と経緯

北九州学術研究都市整備構想は、若松区西部及び八幡西区北西部において、市が近代産業の成長過程で蓄積した技術を生かし、アジアにおける学術研究機能の拠点として、21世紀における創造的な産業都市として再生することを目指したものである。具体的には、先端技術開発の頭脳となる大学や研究機関等を集積し、学術研究機能と産業界との連携を促進することによって産業の高度化及び新産業の創出を図ることをねらいとしている。

経緯としては、昭和63年12月に策定された「北九州市ルネッサンス構想」に

表1 北九州学術研究都市整備事業の経緯

年月	内容
昭和63年12月	・「北九州市ルネッサンス構想」策定（目標年次：平成17年度） 目指す都市像のひとつに「未来をひらくアジアの学術・研究都市」を掲げる
平成元年12月 1月 3月	・「北九州市ルネッサンス構想第1次実施計画」策定（平成元年度～平成5年度） ・「北九州学術・研究都市整備構想」発表 ・「北九州学術・研究都市基本構想」策定
平成3年2月 7月	・用地買収開始 ・福岡県「九州北部学術研究ゾーン整備基本計画」発表 北九州地域が第一次拠点地域として位置づけられる
平成4年3月	・「北九州市に必要な新しい大学に関する研究報告書」作成
平成5年2月	・「新大学構想策定委員会」の発足
平成6年3月 4月	・「北九州新大学構想」策定 ・「北九州市ルネッサンス構想第2次実施計画」策定（平成6年度～10年度） 四大プロジェクトの一つとして「北九州学術・研究都市整備」を位置づける
平成7年4月	・北九州学術・研究都市整備事業第1期事業都市計画決定（市街化区域編入、区画整理区域の決定等）
平成8年2月 5月	・北九州学術・研究都市整備事業第1期事業の事業認可、事業着手 ・「北九州新大学設立検討委員会」発足
平成9年3月 5月	・「北九州新大学設立検討委員会」の検討結果報告 ・「北九州新大学構想推進委員会」発足
平成10年5月 8月 9月	・英国クランフィールド大学と日本センター設立の基本協定締結 ・ドイツ国立情報処理研究所とGMD-Japan研究所設立の基本協定締結 ・早稲田大学と理工学総合研究センター九州研究所設立の基本協定締結
平成12年2月 4月	・「北九州市ルネッサンス構想第3次実施計画」策定（平成11年度～15年度） 重点施策の中で「学術・研究都市づくり」が取り上げられた ・早稲田大学大学院（仮称）先端技術デザイン研究科設置構想発表 ・九州工業大学大学院生命体工学研究科博士課程設置
平成13年1月 4月	・早稲田大学大学院（仮称）先端技術デザイン研究科進出の基本協定締結 ・北九州学術研究都市オープン ・早稲田大学理工学総合研究センター開設 ・九州工業大学大学院生命体工学研究科第1期生受入れ
平成14年4月	・北九州学術・研究都市整備事業第2期事業着手 ・福岡大学大学院工学研究科資源循環・環境工学専攻開設
平成15年4月	・早稲田大学大学院情報生産システム研究科開設

（資料）市資料より作成



端を発している。同構想は、2005 年を目標に「水辺と緑とふれあいの“国際テクノロジー都市”へ」を基調テーマとして5つの都市像を目指したものであり、その一つの都市像が「未来をひらくアジアの学術・研究都市」である。その後、ルネッサンス構想の三次にわたる実施計画においても位置づけられ、市の四大プロジェクトの一つとして事業が進められている。北九州学術研究都市整備事業の第1期事業の着手は平成8年2月である。

一方、学術研究都市の中核として国・公・私大学や研究機関を集積させ、相互に協力や連携を深めながら教育研究を進めることを目指した新大学構想も検討されている。平成10年には英国クランフィールド大学、ドイツ国立情報処理研究所、そして早稲田大学との間で、学術研究都市への進出に関する基本協定を結び、新大学構想が具体的に動き出している。

その後、共同利用施設等の施設整備が進むとともに、九州工業大学大学院や北九州市立大学国際環境工学部などの大学や研究機関等も立地し、平成13年4月、北九州学術研究都市が正式にオープンしている。

## (2) 整備事業

学術研究都市の開発地域は若松区(大字塩屋、大字小敷、大字払川、ひびきの)と八幡西区(大字浅川、大字本城)である。開発面積は河川事業の約10haを含めると335haになる。整備手法は土地区画整理事業であり、全体の開発地域を3期に分けて段階的に整備する計画となっている。

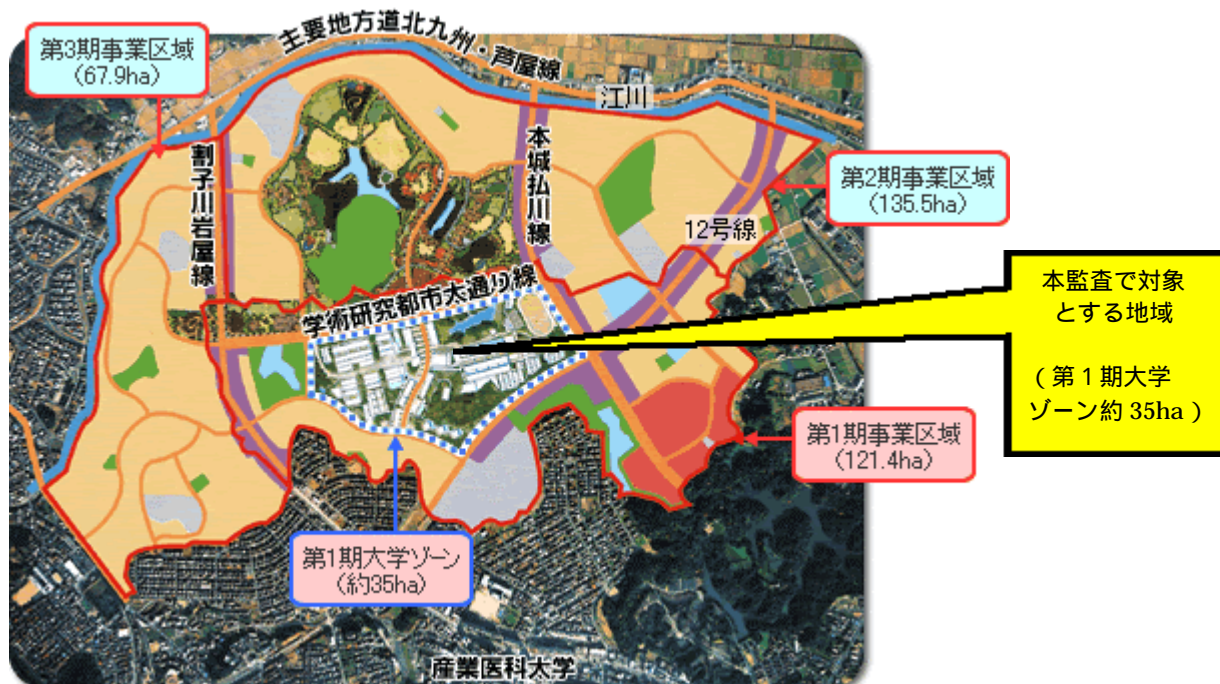
第1期事業(約121ha、このうち大学ゾーンは約35ha)は、都市基盤整備公団が事業主体となり、平成7年度から平成17年度までの整備計画である。全体事業費は約298億円となる。なお、土地の投機的値上りを防ぐため、拠点整備地区内が平成元年2月1日から国土利用計画法に基づく「監視区域」に指定されている。

第2期事業(約136ha)は市が事業主体となり、平成14年度から平成21年度までの計画である。全体事業費は約270億円が見込まれている。第3期事業(約68ha)については事業化に向けて検討を行っているところである。

整備の基本方針としては、周辺の自然環境や都市環境を活かしながら、先端科学技術に関する教育・研究機関の集積や良好な住宅宅地の供給を目標に複合的な街づくりを目指すとしており、計画人口は第1期3,500人、第2期5,000人、全体で12,000人である。

なお、今回の監査においては、学術研究都市の開発地域のうち、おおむね整備が終了し、既に大学や研究機関等が立地している第1期事業区域の大学ゾーン(約35ha)を対象としている。

図1 北九州学術研究都市整備事業の概要



	第1期	第2期	第3期
大学・関連施設	38.2ha	37.2ha	検討中
研究所	11.3ha	0ha	
センター・沿道施設	10.5ha	9.2ha	
住宅	15.9ha	45.6ha	
公園・緑地	6.6ha	11.7ha	
道路	23.4ha	23.0ha	
その他	15.5ha	8.8ha	
合計	121.4ha	135.5ha	

(出所) 市及び財団法人北九州産業学術推進機構のホームページより。ただし、平成15年12月8日の区画整理事業計画変更の内容に基づき面積等を修正済み。

(注) 上記の他、江川拡幅部約10haを河川事業で行う。

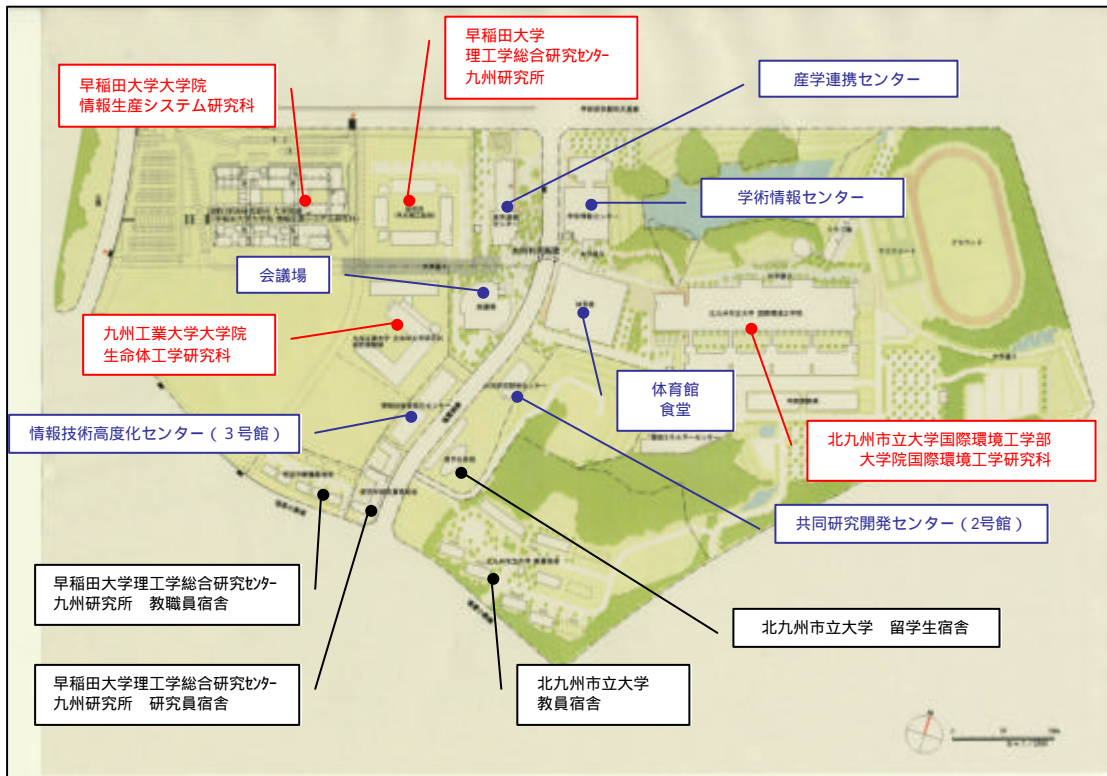
### (3) 立地する主要な施設及び大学・研究機関

学術研究都市の第1期大学ゾーンに立地する主要な施設と大学、研究機関は次表のとおりである。この中で、今回の監査の対象となるのは、第1期大学ゾーン内における共同利用施設や大学等に係る市による施設整備事業及び公有財産管理（産業学術振興局）、北九州市立大学のうち第1期大学ゾーンに立地する国際環境工学部及び大学院国際環境工学研究科、学術研究都市の管理運営等を担っている財団法人北九州産業学術推進機構である。

表2 第1期大学ゾーンに立地する共同利用施設及び主な大学・研究機関等一覧

	名称	監査対象(印)
共同利用施設	産学連携センター(貸オフィス、研究室、会議室など)	
	共同研究開発センター(産学連携センター2号館)	
	情報技術高度化センター(産学連携センター3号館)	
	学術情報センター(図書室、講義室など)	
	会議場	
	体育館	
	運動場、テニスコート、クラブセンター	
主な大学・研究機関等	北九州市立大学国際環境工学部、北九州市立大学大学院国際環境工学研究科	
	九州工業大学大学院生命体工学研究科	
	早稲田大学大学院情報生産システム研究科、早稲田大学理工学総合研究センター九州研究所	(市による施設整備費等一部のみ)
	福岡大学大学院工学研究科	
	福岡県リサイクル総合研究センター	
	GMD-Japan 研究所	(FAIS 関連のみ)
	英国クランフィールド大学北九州研究所	
	科学技術振興事業団(さがけ研究21「組織化と機能」領域事務所、SORST北九大事務所)	
	早稲田大学国際情報通信研究センター	
	(財)九州ヒューマンメディア創造センター	
	通信放送機構北九州 IT 開発支援センター	
	財団法人北九州産業学術推進機構(産学連携センター内)	

図2 学術研究都市の第1期大学ゾーンにおける建物配置図



(出所)市資料より

## 2. 北九州市立大学国際環境工学部等の概要

### (1) 設置経緯

北九州市立大学は、昭和 21 年に創立され、外国語学部や商学部など文系の学部を中心として経営されてきたが、平成 6 年策定の北九州新大学構想とそれに続く検討の中で、理工学系の学部を新設することが位置づけられ、国際環境工学部の開設に至っている。

具体的には、平成 11 年 4 月に設置準備室、平成 12 年 4 月に開設準備室が設置され、平成 12 年 11 月に校舎竣工、同年 12 月に学部設置が正式に認可されている。平成 13 年 4 月には第 1 期生を受け入れ、3 年目を迎えている。また、平成 15 年 4 月には大学院国際環境工学研究科（博士前期・後期）が開設されている。

なお、北九州市立大学は、現在、地方独立行政法人法に基づき、平成 17 年度の法人化に向けて準備が進められているところである。

表 3 北九州市立大学国際環境工学部の設置経緯

年 月	内 容
平成 11 年 4 月 6 月	・ 設置準備室設置 ・ 校舎着工
平成 12 年 4 月 5 月 11 月 12 月	・ 開設準備室設置、設置認可申請提出 ・ 文部省から大学設置・学校法人審議会に設置認可を諮問 ・ 校舎竣工 ・ 学部設置正式認可
平成 13 年 4 月	・ 国際環境工学部開設、第 1 期生受入れ、大学名を「北九州市立大学」に改称
平成 14 年 12 月	・ 大学院国際環境工学研究科設置認可
平成 15 年 4 月	・ 大学院国際環境工学研究科開設（博士前期・後期）

### (2) 施設、学科、組織等

国際環境工学部及び大学院国際環境工学研究科は、北九州市立大学のひびきのキャンパスとして、学術研究都市内に立地している。施設としては独自に事務棟や校舎棟などを所管するとともに、学術情報センター（図書室等）や体育館、運動場など学術研究都市の共同利用施設を利用できる点が特徴である。

国際環境工学部は、環境化学プロセス工学科、環境機械システム工学科、情報メディア工学科、環境空間デザイン学科の 4 学科からなり、1 学年の定員は 250 名（別に編入学定員として 3、4 年次に各 25 名）である。平成 15 年 4 月から受入れを開始した大学院国際環境工学科は環境工学と情報工学の 2 専攻で構成されている。

今回の監査では、北九州市立大学のひびきのキャンパスが対象となるが、平成 14 年度が監査対象であるため、国際環境工学部が中心となり、必要に応じて大学院国際環境工学科にも触れている。

表4 国際環境工学部（大学院を含む）の概要

所在地	北九州市若松区ひびきの1番1号
施設	事務棟、北棟、南棟、特殊実験棟（機械系：加工センターを含む）特殊実験棟（建築系）、計測・分析センター、ひびきの留学生会館、教員宿舎（学術研究都市内の共同利用施設を除く）
学科等	<p>北九州市立大学国際環境工学部 定員 250名（別に編入学定員として3、4年次に各25名）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境化学プロセス工学科（入学定員 50名）</li> <li>・環境機械システム工学科（同 50名）</li> <li>・情報メディア工学科（同 100名）</li> <li>・環境空間デザイン学科（同 50名）</li> </ul> <p>北九州市立大学大学院国際環境工学研究科（平成15年4月開設）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境工学専攻 博士課程前期（修士）（入学定員 60名） 博士課程後期（同 15名）</li> <li>・情報工学専攻 博士課程前期（修士）（同 40名） 博士課程後期（同 10名）</li> </ul>
事務組織 機構図 （一部抜粋）	<p>北九州市立大学全体の機構図における国際環境工学部等の位置づけ 網掛けの部分がこの回の監査対象</p> <pre> graph TD     U[学長] --- V[副学長]     U --- S[事務局]     U --- C[参事]     U --- SB[学生部]     U --- UA[学部・大学院]     U --- IEE[国際環境工学部・大学院国際環境工学部研究科]     U --- ICS[北九州産業社会研究所]     U --- IEAC[国際教育交流センター]     U --- ICE[情報処理教育センター]     U --- LIB[附属図書館]          S --- S1[庶務課]     SB --- SB1[学生課]     UA --- UA1[企画課]     UA --- UA2[教務課]          UA --- FU[外国語学部]     UA --- EC[経済学部]     UA --- LU[文学部]     UA --- LA[法学部]     UA --- ICS2[大学院社会システム研究科]          IEE --- IEE1[国際環境工学部]     IEE --- IEE2[大学院国際環境工学研究科]          IEE1 --- IEE1M[管理課]          LIB --- LIB1[事務課]     </pre>

(3) 歳入・歳出の状況

北九州市立大学の歳入、歳出は大学特別会計に計上されており、次表のように平成14年度の大学全体の歳入決算額は9,614百万円、歳出決算額は7,967百万円である。歳入のうち、一般会計からの繰入金が4,477百万円で全体の46.6%と半分近くを占め、授業料などの使用料及び手数料は35.3%の割合である。歳出では人

表5 北九州市立大学の歳入・歳出決算額

(単位：千円)

歳入決算額 款	平成13年度		平成14年度			
	大学全体	うち ひびきの分	大学全体	うち ひびきの分	大学に占める ひびきの割合	ひびきの対 前年増減額
1. 使用料及び手数料	3,228,597	11,806	3,396,592	10,027	0.3%	1,779
2. 国庫支出金	6,145	4,000	2,103	0	0.0%	4,000
3. 財産収入	6,070	5,482	15,758	15,468	98.2%	9,986
4. 寄附金	25,500	25,500	58,961	58,961	100.0%	33,461
5. 繰入金	4,941,688	-	4,477,007	-	-	-
6. 繰越金	959,706	-	1,399,297	-	-	-
7. 諸収入	156,495	134,572	123,080	99,084	80.5%	35,488
8. 市債	1,540,000	1,540,000	142,000	142,000	100.0%	1,398,000
計	10,864,200	1,721,360	9,614,798	325,541	3.4%	1,395,819
歳出決算額 節	平成13年度		平成14年度			
	大学全体	うち ひびきの分	大学全体	うち ひびきの分	大学に占める ひびきの割合	ひびきの対 前年増減額
1. 報酬	299,051	24,863	308,892	26,499	8.6%	1,636
2. 給料	1,624,546	-	1,687,773	-	-	-
3. 職員手当	1,227,370	-	1,208,966	-	-	-
4. 共済費	498,562	2,072	509,799	1,923	0.4%	149
7. 賃金	16,181	1,620	12,290	696	5.7%	924
8. 報償費	25,753	6,388	29,586	10,469	35.4%	4,081
9. 旅費	106,924	43,803	95,559	32,185	33.7%	11,618
10. 交際費	248	0	185	0	0.0%	0
11. 需用費	445,091	199,716	458,636	210,723	45.9%	11,007
12. 役務費	34,610	16,580	40,742	17,624	43.3%	1,044
13. 委託料	1,073,950	721,568	1,168,734	855,445	73.2%	133,877
14. 使用料及び賃借料	28,196	10,135	46,072	17,931	38.9%	7,796
15. 工事請負費	1,762,741	1,753,133	68,747	29,799	43.3%	1,723,334
16. 原材料費	60	0	47	0	0.0%	0
17. 公有財産購入費	180,790	180,790	833,689	833,689	100.0%	652,899
18. 備品購入費	1,256,914	1,132,819	568,557	440,586	77.5%	692,233
19. 負担金、補助及び交付金	60,748	55,462	150,242	138,957	92.5%	83,495
21. 貸付金	50	0	50	0	0.0%	0
28. 繰出金	823,118	-	779,074	-	-	-
計	9,464,904	4,148,949	7,967,640	2,616,525	32.8%	1,532,424

(注) 1. 大学特別会計の歳入・歳出決算額のうち、ひびきの分として明確に区分できるものを対象とした。

したがって、授業料、入学金、給料、職員手当等についてはひびきの分を計算していない。

2. 表中の網掛け部分が、監査対象である。ただし、費目の一部のみを対象とする場合も含まれる。

件費関係が大きく、報酬から給料、職員手当、共済費、賃金まで含めると、3,727百万円となり、歳出全体の46.8%を占めることになる。

一方、大学の中で、国際環境工学部の分として明確に区分できるものを集計すると、表5のように歳入決算額は325百万円、歳出決算額は2,616百万円となる。授業料や繰入金、給料、職員手当など、歳入、歳出の中心となるものが除かれており、国際環境工学部の正確な収支ではないが、大学全体に比べると市債や公有財産購入費、備品購入費など資本的支出に関連した歳出入が多い。国際環境工学部が整備途上であるとともに、工学系であることなどを反映している。ただし、平成13年度に比べると市債や工事請負費、備品購入費は減少している。

また、財産収入や寄附金、諸収入、委託料なども国際環境工学部が中心となっている。財産収入は学研都市内の教員宿舎の家賃収入である。寄附金と諸収入は外部研究費が多くを占めており、前者が奨学寄附金の受入れであり、後者が受託研究費と共同研究費の受入れである。

今回はこれらを含めて、表5の網掛けで示す科目（そのうちの一部のみの場合を含む。）を対象として監査を行った。



### 3. 財団法人北九州産業学術推進機構（FAIS）の概要

#### （1）目的、組織等

財団法人北九州産業学術推進機構（以下、「FAIS」という。）は、北九州地域における産学官連携による研究開発及び学術研究の推進等により、産業技術の高度化及び活力ある地域企業群の創出・育成に寄与することを目的として、平成2年3月29日設立の財団法人北九州市産業技術振興基金を改組・拡充し、平成13年3月1日に設立されたものである。

FAIS の概要は表6のとおりである。組織としては、キャンパス運営センター、SoC 設計センターなどの各センターと、GMD-Japan 研究所、クランフィールド大学北九州研究所からなる。そのうち、中小企業支援センターの一部（経営支援部、研究開発部）と、産学連携センターの技術移転推進部（北九州 TLO）は、市内戸畑区の北九州テクノセンタービルに拠点を置き、また、中小企業支援センターのうちテレワークセンターは、市内小倉北区のアジア太平洋インポートマートビルに入居している。中小企業支援センター以外は、学術研究都市内の産学連携センター等に入居している。なお、技術移転推進部については、平成15年7月1日に戸畑から学術研究都市に移転している。

職員数は134名である。そのうち市からの派遣28名を始めとして、派遣職員が40名を占めている。また、研究員の多さ（20名）もFAISの特徴である。

#### （2）主要な取組事項等と市の財政支出

平成14年度におけるFAISの具体的な取組事項は表7のとおりである。FAISが設立されて実質2年目であるが、産学連携の基盤となる学研都市の管理運営から、大学間の連携促進、産学共同研究プロジェクトの創出・運営、技術移転（TLO）に至る一連の流れをカバーするとともに、半導体設計拠点形成や中小・ベンチャー企業支援を含めて、非常に幅広い事業を行っている。

それらの事業実施及び財団運営に対して、市は委託料及び補助金の形で財政支出を行っており、合計すると委託料1,508百万円、補助金1,271百万円、合計2,779百万円となる。今回の監査では、市の財政支出のうち、学術研究都市を拠点として実施される事業を取り出し、表中の網掛けの委託料・補助金を対象とした（委託料1,357百万円、補助金889百万円、合計2,247百万円）。



表6 財団法人北九州産業学術推進機構（FAIS）の概要

設立	平成13年3月1日（平成2年3月29日設立の財団法人北九州市産業技術振興基金を改組）
基本財産	800,000千円（北九州市100%出捐）
所在地	北九州市若松区ひびきの2番1号 産学連携センター内
目的	北九州地域における産学官連携による研究開発及び学術研究を推進する等により、産業技術の高度化及び活力ある地域企業群の創出・育成に寄与すること
事業 （寄附行為）	1)産業技術の研究開発及び学術研究 2)産業技術の研究開発及び学術研究に対する支援 3)産業技術振興及び学術研究振興のための調査 4)産業技術振興及び学術研究振興のための各種交流事業及び情報提供事業 5)産業技術振興及び学術研究振興のために必要な知的所有権の取得並びに提供又は譲渡に関すること 6)産業技術の研究開発及び学術研究のための施設の管理運営 7)中小企業等の振興のために必要な調査、研究、診断・助言及び支援に関すること 8)その他この法人の目的を達成するために必要な事業
役員	理事数17名、監事2名（平成15年7月1日現在）
職員	職員総数 134名（平成15年7月1日現在） ・常勤職員71名（市派遣28、嘱託30、専門幹部1、民間派遣10、県派遣2） ・非常勤職員3名、その他60名（臨時1、人材派遣11、研究員20、その他28）
組織図 （一部抜粋）	<pre> graph TD     PM[理事長] --- VP[副理事長]     VP --- EO1[専務理事]     VP --- EO2[専務理事]     EO1 --- CCS[キャンパス運営センター]     EO1 --- GMD[GMD-Japan研究所]     EO1 --- KIDU[クラフティルド大学北九州研究所]     EO1 --- SOCD[SoC設計センター]     SOCD --- DR[設計研究部]     SOCD --- HRC[人材育成部]     EO2 --- IAC[産学連携センター]     EO2 --- HMC[ヒューマンテッククラスター推進センター]     EO2 --- SBSC[中小企業支援センター]     IAC --- IACD[産学連携部]     IAC --- ITPD[技術移転推進部]     SBSC --- SAS[経営支援部]     SBSC --- R&amp;D[研究開発部]     SBSC --- TRC[トレーニングセンター]     </pre>

表7 平成14年度の主要な取組事項とそれに対する市の財政支出（委託料、補助金）

主な取組事項	所管センター	市からの委託料	市からの補助金
<b>1. 産業の知的基盤として整備した学術研究都市の充実、振興</b>			
(1)大学間連携の促進	キャンパス運営センター	-	・財団運営補助金（一部） 7,481 千円
(2)研究基盤の整備推進	GMD-Japan 研究所	-	・研究基盤整備推進事業補助金 127,854 千円
(3)学研都市の共同利用施設の管理運営	キャンパス運営センター	・学術研究施設等管理運営業務委託 1,294,567 千円	-
<b>2. 知的基盤（大学・研究機関）を活用した産学連携</b>			
2-1. シーズ・ニーズ調査、PR、交流の場の提供（産学連携風土の醸成） (1)シーズ・ニーズ調査 (2)産学交流及びPR事業	産学連携センター	-	・財団運営補助金（一部） 87,828 千円
2-2. 産学共同研究プロジェクト、研究会の創出・運営（産学連携の具体化1） (1)財団による研究開発助成	産学連携センター	-	・プロジェクト誘致助成金 20,000 千円
(2)国等の資金を活用した研究開発プロジェクト	中小企業支援センター	・学研都市における街づくり検討業務委託等 28,288 千円	・生ごみ精製乳酸化実証事業補助金 200,310 千円
(3)産学共同による研究会		-	-
(4)知的クラスター創成事業	ヒューマンテッククラスター推進センター	・知的クラスター創成事業委託 35,019 千円	-
2-3. 知的所有権の取得及び移転譲渡（北九州 TLO）（産学連携の具体化2）	産学連携センター	-	・北九州技術移転推進事業補助金 17,547 千円
<b>3. 半導体設計拠点に向けた取組み</b>			
(1)設計ベンチャーの創出・支援 (2)産学共同研究支援 (3)人材の育成及び情報発信	SoC 設計センター	-	・SoC 設計整備推進事業補助金 339,400 千円
<b>4. 中小・ベンチャー企業の支援</b>			
4-1. 研究開発支援		-	
(1)技術交流・情報提供		・コア人材創出育成事業委託 1,109 千円	
(2)産学共同研究支援（再掲）		-	
(3)知的所有権センターの運営		・知的所有権センター運営支援事業委託 13,222 千円	
4-2. 経営・創業支援等 (1)窓口相談・専門家派遣		-	
(2)創業支援	中小企業支援センター	・ベンチャー支援コンカウト派遣事業委託 2,766 千円	・中小企業支援センター関連補助金 382,171 千円
(3)販売支援		・販路拡大支援事業委託 1,995 千円	
4-3. SOHO、IT ベンチャー支援（北九州テレワークセンターの運営）		-	
(1)施設の管理運営		・北九州テレワークセンター管理運営事業委託 117,514 千円	
(2)センター振興事業		・北九州テレワークセンター振興事業委託 13,914 千円	
財団運営	キャンパス運営センター	-	・財団運営補助金（一部） 88,767 千円
計		1,508,394 千円	1,271,358 千円

（資料）FAIS の平成14年度事業報告書等より作成

（注） 1. 市からの補助金には、市単独の補助金以外に国の補助金を受けて市が交付している補助金も含まれる。

2. 表中の網掛け部分が今回の監査対象。

(3) 財務状況

FAISの収支計算書と貸借対照表の概要は次のとおりである。一般会計以外には、学研都市の共同利用施設等の管理運営に係る学術研究施設等管理運営事業特別会計と、GMD-Japan 研究所の運営に係る研究基盤整備推進事業特別会計の2つの特別会計が設けられている。

平成14年度の当期収入は4,400百万円、当期支出は4,370百万円である。いずれも前年度から2倍以上に増えており、事業等が急速に拡大している。当期収支差額は30百万円、次期繰越収支差額も42百万円とわずかながらプラスである。また、平成14年度末現在の資産総額は3,341百万円である。

前述のように、監査対象は市の財政支出に関連する部分であり、収支計算書においても網掛けをした科目の中で、市からの委託料や補助金の収入とそれを財源とする事業費や管理費の執行に係る支出が該当する。また、貸借対照表の中では固定資産を中心に監査を行っている。

表8 財団法人北九州産業学術推進機構（FAIS）の収支計算書の概要（単位：千円）

	平成13年度	平成14年度				
	総合計	総合計	(増減額)	一般会計	学術研究施設等管理運営事業特別会計	研究基盤整備推進事業特別会計
収入の部						
基本財産運用収入	4,240	2,940	1,300	2,940	0	0
事業収入	1,153,362	2,565,843	1,412,480	1,153,761	1,412,081	0
補助金等収入	784,475	1,823,209	1,038,734	1,695,355	0	127,854
寄付金収入	0	7,194	7,194	7,194	0	0
雑収入	5,922	1,135	4,787	1,114	8	13
敷金・保証金戻り収入	84	70	14	0	0	70
繰入金収入	3,950	0	3,950	0	0	0
当期収入合計(A)	1,952,034	4,400,391	2,448,357	2,860,364	1,412,089	127,938
前期繰越収支差額(B)	5,197	12,536	7,339	12,536	0	0
収入合計(A)+(B)	1,957,231	4,412,927	2,455,696	2,872,900	1,412,089	127,938
支出の部						
事業費	1,632,968	3,153,832	1,520,864	1,765,668	1,286,018	102,146
管理費	97,593	448,050	350,458	309,594	123,411	15,045
固定資産取得支出	208,784	765,098	556,314	752,217	2,660	10,221
敷金・保証金支出	1,400	525	875	0	0	525
特定預金支出	0	2,682	2,682	2,682	0	0
繰入金支出	3,950	0	3,950	0	0	0
当期支出合計(C)	1,944,695	4,370,187	2,425,492	2,830,161	1,412,089	127,938
当期収支差額(D)=(A)-(C)	7,339	30,204	22,865	30,204	0	0
次期繰越収支差額(D)+(B)	12,536	42,739	30,204	42,739	0	0

(資料) FAISの決算書より作成

(注) 表中の網掛けの中で、前述の市の財政支出に関連した部分について監査対象とした。

表9 財団法人北九州産業学術推進機構（FAIS）の貸借対照表の概要 （単位：千円）

	平成 13 年度末	平成 14 年度末				
	総合計	総合計	(増減額)	一般会計	学術研究施設 等管理運営 事業特別会計	研究基盤 整備推進 事業特別会計
資産の部						
流動資産	720,890	1,602,226	881,336	1,170,373	403,424	28,429
固定資産	1,024,119	1,739,711	715,592	1,692,874	2,767	44,069
基本財産	800,000	800,000	0	800,000	0	0
その他の固定資産	224,119	939,711	715,592	892,874	2,767	44,069
資産合計	1,745,009	3,341,937	1,596,928	2,863,247	406,191	72,499
負債の部						
流動負債	708,354	1,559,487	851,132	1,127,634	403,424	28,429
負債合計	708,354	1,559,487	851,132	1,127,634	403,424	28,429
正味財産の部						
正味財産	1,036,655	1,782,450	745,796	1,735,614	2,767	44,069
負債及び正味財産合計	1,745,009	3,341,937	1,596,928	2,863,247	406,191	72,499

（資料）FAIS の決算書より作成

（注） 表中の網掛け部分を監査対象とした。

### 第 3 . 外部監査の結果

今回の包括外部監査の目的は、学術研究都市の施設整備及び管理運営にかかる事務事業について、内容を把握し、法令等に従って事務が適正かつ効果的に執行されているかを確かめることにある。そしてこの目的は、法令、条例、規則、要綱、要領等定められた基準（以下、「法令等定められた基準」という。）への合規性・準拠性を検証し、監査を実施することにより達成される。包括外部監査は、第一義的に合規性監査であることを踏まえ、監査結果の報告書（以下、「結果報告書」という。）ではこの趣旨に沿うもののみを記載している。

また、監査実施時に、経済性、効率性及び有効性の観点から組織又はその運営の合理化に資するため必要と認められた事項につき、地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見として、「包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見書」（以下、「意見書」という。）を結果報告書に添えて申し述べる。

．学術研究都市全般

1．施設整備事業

(1) 概要

前述のように施設整備の開発手法については、用地を先行取得して、土地区画整理事業により整備を行っている。大学ゾーンは第1期事業の段階で整備され、開発面積は約35haである。大学ゾーンを中心とする整備事業費の推移は次のとおりとなっており、概ね終了しつつある。

今回の監査の対象として、北九州学術研究都市の建設工事費のうち、主要な施設の本体工事のみを対象として、表-3のように12件を抽出した(平成13年度以前の契約分を含む)。

表 - 1 学術研究都市整備事業費

(単位：百万円)

	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	合計
北九州市立大学国際環境工学部等整備							
設計費等	83	296	248	24	0	0	651
工事費	0	2,131	11,321	1,750	0	0	15,202
備品等	0	0	2,065	1,009	0	0	3,074
計	83	2,427	13,634	2,783	0	0	18,927
学術研究都市共同利用施設等整備費							
設計費等	214	266	282	47	21	60	890
工事費	0	1,497	7,969	1,435	210	966	12,077
備品等	0	0	2,697	937	20	4	3,658
計	214	1,763	10,948	2,419	251	1,030	16,625
早稲田大学大学院整備費							
設計費等	0	0	45	83	30	0	158
工事費	0	0	0	545	3,129	0	3,674
備品等	0	0	0	0	800	490	1,290
計	0	0	45	628	3,959	490	5,122
合計							
設計費	297	562	575	154	51	60	1,699
工事費	0	3,628	19,290	3,730	3,339	966	30,953
備品等	0	0	4,762	1,946	820	494	8,022
合計	297	4,190	24,627	5,830	4,210	1,520	40,674

(注) 平成14年度までは決算額、平成15年度は予算額

表 - 2 用地費

(単位：百万円)

	合計金額	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度～
公有財産購入費	18,703	2,868	1,654	255	1,173	1,147	11,606

(注) 平成14年度までは決算額、平成15年度は予算額、平成16年度以降は予定額

表 - 3 平成 14 年度の主要施設整備事業一覧

(単位：千円)

施設名称	工事名	契約金額
北九州学術研究都市会議場	(仮称)学術・研究都市交流センター	640,500
北九州学術研究都市学術情報センター	(仮称)学術・研究都市メディアセンター	1,286,250
北九州学術研究都市産学連携センター	(仮称)学術研究都市産学連携センタービル	962,850
北九州学術研究都市環境エネルギーセンター	北九州大学(仮称)国際環境工学部環境エネルギーセンター	393,414
北九州学術研究都市体育館	(仮称)学術研究都市体育館	866,250
北九州学術研究都市共同研究開発センター	(仮称)学術研究都市共同研究開発センター	228,900
北九州学術研究都市情報技術高度化センター	(仮称)学術・研究都市 IT 高度化センター(開発センター棟)	382,200
	(仮称)学術・研究都市 IT 高度化センター(共同研究棟)	460,950
早稲田大学理工学総合研究センター九州研究所 研究員等宿舎	(仮称)学術・研究都市研究所研究員等宿舎	299,250
早稲田大学理工学総合研究センター九州研究所	(仮称)学術・研究都市研究所	848,400
早稲田大学理工学総合研究センター九州研究所 教職員宿舎	(仮称)学術・研究都市研究所教職員宿舎	212,100
学術研究都市大学院棟	(仮称)学術・研究都市大学院棟	2,100,000
計		8,681,064

## (2) 実施した監査手続

市産業学術振興局にヒアリングを行うとともに、資料提出を求め、地方自治法、北九州市公有財産管理規則(以下、「財産規則」という。)、北九州市財産条例(以下、「財産条例」という。)、北九州市会計規則(以下、「会計規則」という。)、北九州市契約規則、北九州市工事請負契約約款等との合規性を検証した。具体的には以下の手続を行った。

決議書等の承認手続の確認をし、内容について関係者に質問を行った。

入札関連書類の確認をし、契約の種類、業者の選定、予定価格の設定方法などについて質問を行った。

設計変更及び契約変更などの建設工事関係書類を確認した。

建設工事の費用について妥当性を検討した。

## (3) 監査の結果

～ についての監査手続を実施した結果、合規性の観点から特に問題となる事項は見られなかった。

## 2. 市の公有財産管理

### (1) 概要

市は、北九州学術研究都市での学術研究や研究開発を促進する場を提供する目的で、公有財産である土地、建物等を保有・管理している。大学ゾーンにおいて市が所有・管理している主な研究施設等の状況は、次表のとおりである。

表 - 4 施設の概要（産業学術振興局の建物台帳等より）

施設名称	目的及び用途等	所在地	延面積 (㎡)	構造	取得価格 (百万円)	取得・建築 年月日
北九州学術研究都市 会議場	学会等にも対応できる映像施設・同時通訳設備を備え、研究発表や産学官の交流の場。大会議場（460席）、イベントホール等	若松区 ひびきの 2-3	2,288	RC造 2階建	1,096	H12.11.1
北九州学術研究都市 学術情報センター	学術情報の収集提供ならびに情報処理教育機能を持つほか、学研都市内の大容量ネットワークの管理や情報通信サービスを提供。図書室、講義室、研修室、情報処理施設等	若松区 ひびきの 1-3	7,250	RC造 3階建	1,969	H12.12.20
北九州学術研究都市 産学連携センター	大学院、研究機関及び最先端研究を行う企業等が入居する学研都市の中核施設。研究室、会議室、研修室、管理事務室等	若松区 ひびきの 2-1	5,845	RC造 4階建	1,588	H12.11.1
北九州学術研究都市 環境エネルギーセン ター	学研都市全体の水リサイクルとコ・ジェネレーションによるエネルギー管理施設。水処理施設、電気・熱供給システム	若松区 ひびきの 1-2	1,927	RC造 1階建	1,658	H12.11.1
北九州学術研究都市 体育館	学生、教員、研究者等が交流輪深める健康増進施設。アリーナ、アスレチックコーナー、学生食堂等	若松区 ひびきの 1-4	3,955	RC造 2階建	1,111	H13.2.28
北九州学術研究都市 共同研究開発センタ ー	企業や大学による半導体製造関連分野の研究や製造工程開発をサポートする施設。研究室、レイアウト設計室、組立・測定室等	若松区 ひびきの 1-5	1,062	RC造 2階建	538	H13.12.11
北九州学術研究都市 情報技術高度化セン ター	研究開発機器や研究室の提供などにより、企業や大学の連携による高度な情報通信技術や半導体設計技術の研究開発をサポートする施設。研究室、研修室、設計開発室等	若松区 ひびきの 2-5	5,118	S造 4階建	1,561	H14.3.14
早稲田大学理工学総 合研究センター九州 研究所研究員等宿舎	早稲田大学に勤務する研究員等のための宿舎。単身用住居（55戸）	若松区 ひびきの 2-6	1,635	RC造 4階建	434	H13.3.16
早稲田大学理工学総 合研究センター九州 研究所	環境、建築、情報通信、システムLSI、ロボティクスなどの理論から実学的研究までを行う早稲田大学の九州拠点。研究室、実験室、会議室等	若松区 ひびきの 2-2	4,197	S造 3階建	870	H13.2.26
早稲田大学理工学総 合研究センター九州 研究所教職員宿舎	早稲田大学に勤務する教職員のための宿舎。住居5棟（10戸）	若松区 ひびきの 2-11	889	S造 2階建	257	H13.3.16
学術研究都市大学院 棟	早稲田大学大学院情報生産システム研究科。講義室、実験室、学生室等	若松区 ひびきの 2-7	12,375	RC造 3階建	3,397	H15.1.6



表 - 5 学術研究都市整備事業土地取得一覧表

年度	種別	全体面積 ( m <sup>2</sup> )	資金使用額 ( 千円 )
2年度	基金	31,775.59	364,466
3年度	基金	114,308.94	1,431,558
4年度	基金	145,892.68	1,731,185
5年度	基金	415,975.49	5,575,212
6年度	基金	91,392.18	1,153,002
7年度	基金	126,867.22	1,449,737
8年度	基金	70,364.76	916,773
9年度	基金	14,129.54	274,231
	公社	51,979.09	626,811
	計	66,108.63	901,042
10年度	基金	31,810.81	567,617
	公社	74,532.34	892,695
	計	106,343.15	1,460,312
11年度	基金	28,245.16	528,075
	公社	79,851.96	963,514
	計	108,097.12	1,491,589
12年度	基金	54,095.24	792,862
	公社	62,197.96	893,486
	計	116,293.20	1,686,348
13年度	基金	43,062.43	582,849
計	基金	1,167,920.04	15,367,567
	公社	268,561.35	3,376,506
	計	1,436,481.39	18,744,073

( 2 ) 実施した監査手続

産業学術振興局関係者にヒアリングを行うとともに、関係資料提出を求め、財産規則等との合规性を検証した。具体的には以下の手続を行った。

公表決算資料により異常増減がある場合にはその理由を検討した。

公有財産管理の状況を質問し、土地台帳と建物台帳を閲覧した。

建物台帳の建物全てを実査し、利用状況を確認した。

土地台帳と建物台帳の記載内容と公表されている北九州学術研究都市のパンフレットの整合性を確認した。

建物台帳の記載内容と建設工事にかかる関係資料との整合性を確認した。

建物の取得金額の記載について検証し、一部関係書類を閲覧した。

( 3 ) 監査の結果

産業学術振興局が所管する建物台帳を検証した結果、財産規則第15条、第34条、第35条、会計規則第97条等に従って整理され、合规性に問題はなかった。

### 3. 市の物品管理

#### (1) 概要

市では、地方自治法、財産規則、財産条例、会計規則、物品管理要領等に基づいて物品を管理している。

物品を会計規則第 82 条第 1 項では、(1)備品、(2)消耗品、(3)原材料に区分している。このうち、備品と消耗品の分類は、金額基準の 1 万円以上を備品として規定されている（物品管理要領第 2 2）。また、「物品管理者は、その所管に属する物品の適正かつ効率的に管理し、常にその使用状況をは握しておかなければならない。」（会計規則第 84 条第 1 項）。

#### (2) 実施した監査手続

産業学術振興局関係者にヒアリングを行うとともに、関係資料提出を求め、会計規則・物品管理要領等との合規性を検証した。具体的には以下の手続を行った。

公表決算資料に異常増減がある場合にはその理由を検討した。

物品管理の状況を質問し、備品台帳と重要物品台帳を閲覧した。

備品台帳と重要物品台帳の一部を抽出して実査した。

備品台帳と重要物品台帳の取得金額の記載について検証し、一部関係書類を閲覧した。

#### (3) 監査の結果

物品管理に関して、物品管理要領等の規定に反する管理はなされておらず、特に指摘すべき事項は見られない。

## ・北九州市立大学国際環境工学部

### 1．国際環境工学部関連の歳入の概要

国際環境工学部関連の平成 14 年度歳入決算額として次のような歳入が計上されている。

表 - 1 平成 14 年度歳入決算額 (単位：千円)

	歳入決算額	主な内容
使用料及び手数料	10,027	・目的外使用料 7,589 ・留学生会館使用料 2,437
財産収入	15,468	・教員宿舍家賃収入 15,468
寄附金	58,961	・奨学寄附金 58,961
諸収入	99,084	・受託研究費 38,425 ・共同研究費 37,222 ・外部研究費市管理費 13,178
市債	142,000	
計	325,541	

### 2．目的外使用料

#### (1) 概要

使用料及び手数料のうち、目的外使用料の決算額は7,589千円である。目的外使用料はひびきのキャンパスの一部を平成14年4月から12月までの9ヶ月間、九州工業大学に使用させることにより、同大学から北九州市立大学に支払われたものである。

#### (2) 実施した監査手続

行政財産目的外使用許可申請書、許可書(案)を閲覧して使用許可の手続が規程等(財産規則、市助役以下専決規程)に則っているか検討した。

領収済通知書等を閲覧して、使用料の収入が正しく行われているか検討した。

#### (3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

### 3．留学生会館使用料

#### (1) 概要

使用料及び手数料のうち、留学生会館使用料の決算額は2,437千円である。留学生会館は海外からの留学生を入居対象として単身用50室、世帯用2室が建設されたものである。入学当初の住居の安定を図ることが目的であり、入居期間は入学後1年以内に限られている。

なお、平成 14 年度監査委員監査において、次のような指摘がなされている。

「留学生会館の使用許可において、一部の入居者について定められた入居届兼誓約書を徴さずに入居させていた。また、留学生会館の使用料の徴収において、事務の遅れから使用料の納入期限が条例に定められた納入期限より遅れているものや、入居許可書等の文書で入居日等が明確にされていないために、中途入居者の日割計算が適正になされているか不明なものがあった。」

適正な事務処理とともに使用許可のあり方について検討が求められている。

## (2) 実施した監査手続

監査委員からの指摘事項について改善状況を確認するため、居室料領収ファイルと入居届兼誓約書を突合した。

居室料領収ファイルにおいて所属が北九州市立大学以外となっている者 3 名について、決裁文書と照合して入居許可の手続が適切になされているか確かめた。

調定決議書ファイルを通査して、市立大学条例第 7 条別表に定められた居室料の納入期限（毎月末）が遵守されているか検討した。なお、平成 14 年 6 月分までは監査委員の監査を受けていることから 7 月分以降について検討の対象とした。

入居率の月次推移を算出した上で、月次変動の理由を質問し、留学生会館建設の目的に沿った適正な水準で利用されているか検討した。

## (3) 監査の結果

平成 14 年 12 月時点の入居者 39 名のうち、

- ・入居届兼誓約書を提出していない者 2 名
- ・入居届兼誓約書を提出しているが日付の記入のない者 5 名

これらについては、「北九州市立大学留学生会館管理運営マニュアル 2002 年 11 月」の運用開始以前の瑕疵である。同マニュアルは監査委員の指摘を受けて事務手続の改善を図るため作成されたものである。この中に「3(6)入居時の手続について 入居届兼誓約書を徴収する。(徴収について一覧表にチェックする。)」との定めがあり、入居時に提出していない 2 名については入居後であっても徴すべきであった。また、5 名については監査委員の指摘を受けて徴したとのことであるが、日付の記入のないまま入居届兼誓約書を徴することは、不適切と考えられる。

これ以降についてはマニュアルに従い、適切な事務手続がとられているとのことであった。

所属が北九州市立大学以外となっている 3 名は短期間の入居である。3 名のうち 2 名について、入居許可の決裁文書に学長の決裁印はあるものの決裁日付の記載がなかった。1 名については指摘すべき事項はない。

決裁文書に日付の記載を欠くことは、決裁が規定どおり事前になされているかの確認ができなくなる点で手続の瑕疵と言える。必ず記載されるようにされたい。

7月分の居室料について、48名全員の調定が8月1日、納期が8月16日となっていた。8月分以降及び監査委員の指摘以降についての遅れは見られないが、今後についても市立大学条例に従った適正な処理が必要である。

平成14年度の入居率は次のようであった。

表 - 2 留学生会館の入居率

月	入居(室)	入居率
4月	45	87%
5月	48	92%
6月	48	92%
7月	48	92%
8月	48	92%
9月	48	92%
10月	47	90%
11月	40	77%
12月	39	75%
1月	38	73%
2月	38	73%
3月	19	37%
平均	42.2	81%

年度末にかけて入居率が低下するのは、退去期限を前に留学生自身で民間のアパート等を探して移り住むためとのことである。

上半期の入居率はおおむね92%であり、特に空室が多いとは言えない。また、入居希望者が定員を上回って収容しきれない状況にも至っていないため、留学生会館の目的に沿った適正な水準で利用されていると認められた。

#### 4. 教員宿舎家賃収入

##### (1) 概要

財産収入である教員宿舎家賃収入の決算額は15,468千円である。教員宿舎の内訳は、次のとおりである。

- ・ 単身用 30戸 (18戸1棟、12戸1棟)
- ・ 世帯用 30戸 (6戸5棟)

##### (2) 実施した監査手続

入居管理表、調定決議書等を閲覧し、証憑のチェックを行った。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5. 予算管理簿

(1) 概要

「予算管理簿」は予算の執行状況を明らかにするための帳簿であり、北九州市予算規則第16条において、「予算の令達をうけた課長」は「予算管理簿を備え、予算執行状況が常に明らかになるよう措置しなければならない。」とされている。

現在、市においては財務会計システムが導入されているが、財務会計システムとは連動しておらず、「予算管理簿」の記入は手書きにて行われている。このため、担当者は財務会計システム上において入力・処理するとともに、別途「予算管理簿」の記入も行うこととなる。事務局によると、担当者が自ら所掌している予算の残高を確認するために使用しており、年度末の段階で財務会計システム上の予算残高等と確認しているとのことである。

なお、そのひな型の概略は以下のとおりである。

表 - 3 予算管理簿ひな型 (概略)

月日	適用	No.	予定額	取印	決定額 (支出額)	差額 (戻入・追加)	No. へ	No. から	更正額	予算額 (予算残高)	特例支出 処理済印
4 1	令達予算額	1								10,000,000	
4 16	〇〇〇支出代金	2	200,000		200,000	0			0	9,800,000	
4 26	×××支出代金	3	350,000		350,000					9,450,000	
4 30		4									
		5									
		6									
		7									
		8									
		9									
		10									
		11									
		12									
		13									
		14									
		15									
予算管理簿											

(出所)「予算管理簿」を基に監査人が概略版を作成

(2) 実施した監査手続

各費目の監査を実施するに当たり、監査人がその執行状況の詳細を確認するために「予算管理簿」を閲覧・通査した。

### (3) 監査の結果

以下のように適切な記入がなされていない点が見られた。

#### 配当替の記載

「国際環境工学部キャンパス維持管理事業」内において、委託料から工事請負費に対して 19,900 千円の「節間流用」がなされているが、流元たる委託料の「予算管理簿」上、金額・日付とも記載がなく、また、流用先の工事請負費の「予算管理簿」上、金額の記載はあったが日付の記載がなかった。事務局によれば、担当者の記入漏れとのことである。なお、当該「節間流用」の承認等にかかる事務処理自体は適正に処理されていたものである。

#### 財務会計システム上の予算残高との差異

「国際環境工学部学生支援事業」にかかる旅費において、「予算管理簿」上の予算残高と財務会計システム上の予算残高とが不一致であった。事務局によれば、担当者による決定額（支出額）の記入誤りとのことである。

現行、財務会計システム上においても予算執行状況が把握でき、「予算管理簿」への記入処理と財務会計システムへの入力処理とが重複していること等から、「予算管理簿」への記入が重要視されていない状況にあると言える。このため、担当者によって記入状況に大きく幅があり、事後的に担当者以外の者がその適正性を検証することが困難な場合がある。

加えて、上述のように、監査人の検証時に財務会計システム上の予算執行残高との差異が判明することもある。事務局によると、担当者が自ら所掌している予算の残高を確認するために使用しており、年度末の段階で財務会計システム上の予算残高等と確認しているとのことであったが、事後的な財務会計システムとの照合作業が実施されているかどうか疑問を持つに足る状況である。

財務会計システム上の予算執行額は、年に数回会計室から執行状況が報告されることになっているが、少なくとも、財務会計システムから執行状況が送付される段階において、予算残高、支出額等について照合作業を実施した上で、担当課長等上長が承認を行う等、管理上適切な処置を取ることが必要であると思われる。「予算管理簿」を使用した予算の残高管理を継続する以上は、このような措置により、予算執行状況を常に明らかにする必要があると思われる。

ただし、財務会計システムへの入力と「予算管理簿」への記入との事務処理上の重複を解消する観点から、将来的には財務会計システムと「予算管理簿」との統合を検討する必要がある。市においても、平成 16 年度中頃を目処として財務会計システムと「予算管理簿」との統合を検討しているとのことであるが、早期の統合を図り、事務処理上の重複を解消する必要があるものと思われる。

適正な事務処理をされたい。

## 6. 旅費

### (1) 概要

旅費は、教授を始めとした研究者を含む市の職員等が公務のため旅行する場合に支給されるものであり、北九州市旅費条例（以下、「旅費条例」という。）に基づいて支給される。旅行には、職員等が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行する「出張」と、採用もしくは転任に伴い新たな勤務地に旅行する「赴任」とがある。

公務のため旅行する場合、職員等は原則として任命権者等（以下、「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令に基づいて旅行を行い、出張の場合には、職員等の帰庁後、7日以内に『復命書』を旅行命令権者に提出することとされている。

主な旅費の種類は旅費条例第7条に規定されており、具体的には以下のものである（表 - 4）。ただし、外国旅行の際に支給される旅費は、これに限らず、「北九州市旅費条例の運用方針について」にて別に定められている。

表 - 4 旅費の種類

旅費の種類	内容
鉄道賃、船賃、航空賃	鉄道旅行、水路旅行、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
車賃	陸路旅行（鉄道を除く。）について、路程に応じ1キロメートル当りの定額または実費額により支給する。
日当	旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。
宿泊料	旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
移転料	赴任に伴う住所または居所の移転について、路程に応じ一定距離当りの定額により支給する。
着後手当	赴任に伴う住所または居所の移転について、定額により支給する。
扶養親族移転料	赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

平成 14 年度において北九州市立大学にて執行された旅費の内、ひびきのキャンパスにかかるものは 32,184,726 円であり、その事業別の内訳は以下のとおりである（表 - 5）。

表 - 5 平成 14 年度旅費（ひびきのキャンパス分のみ）

事業名	執行額	割合
国際環境工学部キャンパス管理運営事業	7,758,954 円	24.1%
国際環境工学部運営諮問会議設置事業	449,820 円	2.4%
国際環境工学部研究活動推進事業	662,380 円	2.1%
国際環境工学部非常勤講師確保事業	3,131,570 円	9.7%
国際環境工学部教員研究費	12,149,497 円	37.7%
国際環境工学部入試広報事務	1,271,920 円	4.0%
国際環境工学部留学生受入推進事業	3,655,305 円	11.4%
国際環境工学部教育活動支援事業	1,435,950 円	4.5%
国際環境工学部大学院開設準備事業	1,344,320 円	4.2%
国際環境工学部学生支援事業	325,010 円	1.0%
合計	32,184,726 円	100.0%

内訳としては「国際環境工学部教員研究費」にて計上される旅費が最も多いが、



これは教授等の研究活動に伴う旅費であり、国内出張のみならず外国出張も含まれる。次に計上額の多い「国際環境工学部キャンパス管理運営事業」にて計上される旅費は、管理運營業務全般にかかる旅費であり、市役所本庁舎もしくは北九州市立大学北方キャンパスへの事務連絡にかかる旅費の他、赴任旅費が含まれる。また、「国際環境工学部留学生受入推進事業」にて計上される旅費は、留学生の確保を目的として、中華人民共和国大連市にて実施された日本語短期課程入学試験の実施及び大韓民国にて実施された高等学校への広報活動に伴う旅費等が主体である。

このように、公務としての旅行に際しては、鉄道やバスを利用した際の運賃について原則として実費を支給することとされているが、タクシーはこの範疇にない。しかし、時間的な余裕がない場合や外部の人員の送迎等にタクシーを使用する場合が当然あり得るため、その際のタクシー代は旅費ではなく、使用料及び賃借料の費目にて支出される。

今回、旅費について監査をする一環として、使用料及び賃借料に計上されているタクシー代についても、その執行状況の確認を行うこととした。なお、タクシーの利用はタクシーチケットを使用することとされており、市内の移動に限られている。

## (2) 実施した監査手続

大学事務局から入手した平成14年度北九州市立大学（ひびきのキャンパス分）歳出決算額について、「予算管理簿」と照合した。

「予算管理簿」を通査するとともに、執行額の変動要因等について関係職員に対してヒアリングを実施した。

「キャンパス管理運営事業」、「留学生受入推進事業」及び「工学部教員研究費」にて計上されている旅費から、主に金額の大きいものを中心としてサンプルを抽出し、関係する証憑類を閲覧するとともに、必要に応じて関係職員に対してヒアリングを実施した。

タクシーチケットの利用状況を確認するため、「国際環境工学部教育活動支援事業」にかかる使用料及び賃借料の「予算管理簿」を通査するとともに、関係する証憑を閲覧し、必要に応じて関係職員に対してヒアリングを実施した。

## (3) 監査の結果

以下の事項を除いては、特に指摘すべき事項はない。

「復命書」の提出状況について

「国際環境工学部教員研究費」にかかる旅費において、宿泊出張等「復命書」の提出が要請される場合であるにも関わらず「復命書」の提出を省略し、口頭復命にて済ませているものがある（表 - 6）。

表 - 6 「復命書」の作成が省略されていた旅行

	適用	目的地	日程	旅費支払額
1	第7回 SGRA フォーラム参加	東京	H14. 5 .10 ~ 5 .11	77,480 円
2	世界ガス会議出席	東京	H14. 5 .15 ~ 5 .16	77,480 円
3	2002 年度日本建築学会大会出席	金沢	H14. 8 .2 ~ 8 .4	105,540 円

職員等が出張を終えた際には、その報告として「復命書」の作成及び提出が原則として求められる。その詳細は、「旅行命令に対する復命について〔平成9年4月22日北九総人第11号各所属長、各旅行命令権者あて総務局長通知〕(表 - 7)」（以下、「総務局長通知」という。）に定められており、旅行命令権者は「職員が出張を終え帰庁した時、7日以内に復命書を提出させ、用務経過等を確認する」とこととされ、原則として定型の様式による「復命書」の提出が求められている。また、「復命書」の提出によらず口頭による復命が容認される状況も定められており、「勤務地内出張、近距離旅行及び近距離旅行以外の旅行のうち宿泊を要しない県内旅行の場合」においては、「出張用務の内容に応じ口頭により復命させることができる。」とされている。

本件の場合、いずれも宿泊を要する国内出張であり、「総務局長通知」に定める口頭復命が容認される場合に該当せず、「復命書」の提出が要請されるものである。事務局の説明によると、教員の国内出張にかかる復命については、上長である学部長の判断により口頭復命にて済ませている場合があるとのことであるが、その判断基準が明確ではなく、かつ当該運用は「総務局長通知」に反するものである。

旅費として公費の支出を伴う以上、旅行の事実を証明し、かつその必要性及び有効性等を証明する上で「復命書」は重要であり、合理的な理由がある場合を除き、その提出を受ける必要があるものと判断される。

なお、大学の特殊性から、書面による復命とすることが非合理となる状況があるのであれば、口頭復命の要件等を改めて検討する必要があるものと思われる。

適正な事務処理をされたい。

表 - 7 「旅行命令に対する復命について」抜粋

(平成9年4月22日北九総人第11号各所属長、各旅行命令権者あて総務局長通知)

1 旅行命令に対する復命について

- (1) 旅行命令権者は職員が出張を終え帰庁した時、7日以内に復命書を提出させ、用務経過等を確認するものとする。ただし、勤務地内出張、近距離旅行及び近距離旅行以外の旅行のうち宿泊を要しない県内旅行の場合は、出張用務の内容に応じ口頭により復命させることができる。
- (2) 前号の復命書は別紙様式によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、別紙様式に示した項目を記載したものであれば、別紙様式以外の復命書によることができる。

勤務地内旅費の事業間流用について

「国際環境工学部キャンパス管理運営事業」及び「国際環境工学部教員研究費」にかかる旅費の執行額の推移は表 - 8 のとおりである。10 月以降、「国際環境工学部教員研究費」にかかる旅費の執行額が異常に減少しているが、これは9月末の段階において当初予算配当額の約97%を執行し予算配当残額が僅少となったためである。また、一方において「国際環境工学部キャンパス管理運営事業」にかかる旅費について、「予算管理簿」上、適用欄に教員研究用として記載されている案件の執行額を集計したところ、総執行額7,758,954 円の内、約67%に当たる5,243,360 円を占めており（表 - 9）、「国際環境工学部教員研究費」にかかる旅費の不足分を「国際環境工学部キャンパス管理運営事業」から賄っている状況と言える。

表 - 8 旅費執行額の推移

月	国際環境工学部教員研究費			国際環境工学部キャンパス管理運営事業		
	予算配当額	執行額	予算配当残額	予算配当額	執行額	予算配当残額
H14. 4	12,150,000 円	1,445,065 円	10,704,935 円	8,205,000 円	1,699,304 円	6,505,696 円
5		1,652,320 円	9,052,615 円		32,480 円	6,473,216 円
6		2,025,703 円	6,999,912 円		123,730 円	6,349,486 円
7		3,224,651 円	3,775,261 円		116,920 円	6,232,566 円
8		1,657,770 円	2,117,491 円		18,320 円	6,214,246 円
9		1,749,468 円	368,023 円		428,540 円	6,785,706 円
10		286,200 円	81,823 円		1,299,255 円	4,486,451 円
11		58,470 円	23,353 円		1,152,780 円	3,333,671 円
12		7,060 円	16,923 円		305,455 円	3,028,216 円
H15. 1		0 円	16,923 円		447,510 円	1,038,820 円
2		3,860 円	12,433 円		1,038,820 円	1,541,886 円
3		11,930 円	503 円		1,095,840 円	446,046 円
計	12,150,000 円	12,149,497 円	503 円	8,205,000 円	7,758,954 円	446,046 円

（資料）「予算管理簿」より作成

表 - 9 「国際環境工学部キャンパス管理運営事業」内に占める教員研究用旅費

	教員研究用	その他	合計
旅費	5,243,360 円 (67.6%)	2,515,594 円 (32.4%)	7,758,954 円

（資料）「予算管理簿」より作成

事業環境の変化等に伴い当初予算配当額に変更を要する状況は当然に予想されるものであり、その場合、予算の節内において該当する事務事業を変更する「事業間流用」の処理を行うことにより、各事業の旅費の間で過不足額を調整することが規定されている。これは、必要がある場合において、ある事業の予算を別の事業の予算に付け替えるものであり、当該「事業間流用」を行う場合には、「流用決議書兼通知書」により、北方キャンパスにある北九州市立大学庶務課経理係あて決裁を得ることとされている。しかし、本件の場合、「国際環境工学部キャンパス管理運

営事業」の旅費から「事業間流用」の措置がなされることなく、教員研究用の旅費が執行されており、その額も「国際環境工学部キャンパス管理運営事業」にかかる旅費の約 67%を占める程の額となっている。

支出目的が教員研究用であり、本来「国際環境工学部教員研究費」に分類・計上されるべき性質の旅費が「国際環境工学部キャンパス管理運営事業」に計上された場合、各事業別の決算数値がその実態と乖離し、行政活動の成果を適切に示し得ない恐れがある。決算数値は過去の活動の結果を反映し、行政活動に対する説明責任を果たす際の客観的な証拠の一部となるものであるとともに、次年度以降の予算積算の根拠となるべき数値である。本件の場合、旅費という同一の費目内における事業間の分類の問題であるが、教員の研究活動に必要となる旅費について、適切な予算の積算を阻害する恐れがあるものである。

また、今後は、予算編成の局面において、各局が主体性をより発揮することを求められる状況が増加することが予想されるが、各局が主体的に判断する上において、過去の実績を適切に把握し意思決定することが前提となろう。一方、主体性が高まれば、それに応じた説明責任が求められるが、これも適切な実績の把握に基づいた説明がなされなければ、各局は、実施した活動に対する説明責任を十分に果たし得ないであろう。この場合、所掌部署が内部的に本来の必要額を把握するだけでなく、公式の記録にそれが適切に反映されている必要があることは言うまでもない。

本件の場合、大学の根幹的な活動である教員の研究活動にかかるものであり、教員活動の成果と対応するコストの一要素を構成するものである。その性質的な重要性からも、事業別に費用を認識・把握することに重要性があると言え、今後、適正な事務処理がなされることを求める。

## 7. 委託料

### (1) 概要

平成 14 年度において北九州市立大学にて執行された委託料のうち、ひびきのキャンパスにかかるものは 855,445,339 円であり、ひびきのキャンパスにおける歳出執行総額の約 32%強を占めている。その事業別の内訳は以下のとおりである（表 -10）。主要なものは、「国際環境工学部補助要員確保事業」、「学術情報センター管理運営」及び「国際環境工学部キャンパス維持管理事業」である。

表 -10 平成 14 年度委託料 事業別内訳

事業名	執行額	割合
国際環境工学部備品整備事業	23,885,349 円	2.8%
国際環境工学部補助要員確保事業	101,508,167 円	11.9%
国際環境工学部キャンパス維持管理事業	88,400,376 円	10.3%
国際環境工学部工学部教員研究費	6,083,535 円	0.7%
国際環境工学部入試広報事務	25,038,808 円	2.9%
国際環境工学部留学生受入推進事業	3,000,000 円	0.4%
国際環境工学部大学院開設準備事業	1,255,170 円	0.1%
国際環境工学部教育活動支援事業	11,327,400 円	1.3%
国際環境工学部学生支援事業	1,059,418 円	0.1%
学術情報センター管理運営事業	593,887,116 円	69.4%
合計	855,445,339 円	100.0%

（資料）「平成 14 年度歳出決算 事業別」 大学提供資料より作成

#### 「国際環境工学部補助要員確保事業」にかかる委託料

「国際環境工学部補助要員確保事業」は、授業、実験及び研究等において技術的なサポートをする補助要員であるエンジニアリング・アドバイザー（以下、「EA」という。）及び授業のサポートを行う補助要員であるティーチング・アシスタント（以下、「TA」という。）等により担われる業務を外部に対して委託するものであり、平成 14 年度における執行額は 101,508 千円であった。なお、平成 14 年度における契約別の内訳は以下のとおりであり（表 -11）、事業内における委託費の内、EAにかかる委託費が約 87%を占めている。

表 -11 国際環境工学部補助要員確保事業 契約別内訳

契約件名	執行額
北九州市立大学国際環境工学部研究等補助業務委託契約 （EAにかかる委託契約）	88,454,870 円
北九州市立大学国際環境工学部研究等補助業務委託契約 （TAにかかる委託契約）	10,919,049 円
産学連携事務補助業務委託契約	955,972 円
大学院開設準備事務補助業務委託契約	616,513 円
国際環境工学部研究科開設事務補助業務委託契約	561,763 円
合計	101,508,167 円

（資料）「予算管理簿」より作成

#### 「国際環境工学部キャンパス維持管理事業」にかかる委託料

「国際環境工学部キャンパス維持管理事業」における委託料には、キャンパス清掃業務、昇降機保守点検業務及び留学生会館にかかる設備管理・巡回警備業務等の委託とともに、ひびきの本館、計測・分析センター及び特殊実験棟に関する維持管理・警備業務等の FAIS への委託料分が含まれる。なお、平成 14 年度における執行額は 88,400 千円であり、契約別の主な内訳は以下のとおりである（表 -12）。執行金額の上位 3 件で 72,518 千円を執行しており、事業内における委託費の約 82% を占めている。

また、下表における「産業学術振興局への再配当」が、ひびきの本館、計測・分析センター及び特殊実験棟に関する維持管理・警備業務等の FAIS への委託料分である。当該契約は、市から FAIS への学術研究施設等管理運営業務委託契約に含まれていることから、産業学術振興局に配当替されるとともに、次に述べる学術情報センター管理運営事業にかかる委託料と併せて、産業学術振興局にて執行されている。

表 -12 国際環境工学部キャンパス維持管理事業 契約別の主な内訳

契約件名	執行額
産業学術振興局への再配当	40,716,411 円
北九州市立大学ひびきのキャンパス清掃等業務委託	28,350,000 円
北九州市立大学ひびきのキャンパス昇降機保守点検業務委託	3,452,400 円
その他 25 件	15,881,565 円
合 計	88,400,376 円

（資料）大学側作成資料より、監査人が抜粋して作成

#### 「学術情報センター管理運営事業」にかかる委託料

「学術情報センター管理運営事業」は、図書室の図書の管理及び学術研究都市内に整備された情報基盤等の管理運営業務等を委託するものであり、委託先は FAIS である。平成 14 年度の執行金額は 593,887 千円であるが、当該契約は前述のとおり、市から FAIS への学術研究施設等管理運営業務委託契約に含まれていることから産業学術振興局に配当替された上、産業学術振興局にて執行されている。

市から FAIS への委託契約にかかる執行額の内訳は以下のとおりであり（表 -13）、北九州市立大学特別会計の負担額は 634,603 千円である。この内訳は、「国際環境工学部キャンパス維持管理事業」から 40,716 千円及び「学術情報センター管理運営事業」から 593,887 千円であり、ひびきの本館、計測・分析センター及び特殊実験棟のように北九州市立大学独自の施設に関する維持管理・警備業務等にかかる委託料を「国際環境工学部キャンパス維持管理事業」において負担し、図書室の図書管理及び学術研究都市内に整備された情報基盤等の管理運営業務等のうち北九州市立大学所管分に関する委託料を「学術情報センター管理運営事業」におい

て負担している。

表 -13 市から FAIS への委託契約にかかる執行額

	執行総額	一般会計負担分	北九州市立大学 特別会計負担分
委託料負担額	1,329,585,550 円	694,982,023 円 (52.3%)	634,603,527 円 (47.7%)

(注) 雑収入控除後の委託料負担額である。

(2) 実施した監査手続

大学事務局から入手した平成 14 年度北九州市立大学(ひびきのキャンパス分)歳出決算額について「予算管理簿」と照合するとともに、必要に応じて関係職員に対してヒアリングを実施した。

「国際環境工学部補助要員確保事業」、「国際環境工学部キャンパス維持管理事業」及び「学術情報センター管理運営事業」にて計上されている委託料から、主に金額の大きいものを中心としてサンプルを抽出し、関係する証憑類を閲覧するとともに、必要に応じて関係職員に対してヒアリングを実施した。

(3) 監査の結果

以下の事項を除いては、特に指摘すべき事項はない。

「北九州市立大学国際環境工学部研究等補助業務委託契約(EAにかかる委託契約)」の契約形態について

ア. 契約の概要

(ア) 契約概要

北九州市立大学国際環境工学部においては種々の業務を外部に委託しているが、その中でもEAにかかる委託は北九州市立大学独自に行われているものである。EAとは、授業・実験・研究等において、教授等を技術的にサポートする補助要員であり、対応する業務は化学薬品の管理・発注から旋盤・ボール盤操作、建築材料耐久性試験装置操作、製図基礎実習補助まで幅広いものである。国立大学においては通常「技官」として正規の職員がこの任にあたっているが、北九州市立大学においては、民間のノウハウの活用及び費用の効率化の観点から、開学時より外部の業者に対して業務委託を実施している。

(イ) 契約形態

表 -14 EAに係る委託契約

契約件名	執行額	契約形態
北九州市立大学国際環境工学部研究等補助業務委託契約(EAにかかる委託契約)	88,454,870 円 (税込み)	特命随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

委託（請負）として契約を締結しており、契約書の記載内容等も「北九州市委託業務要綱」に準拠した形態でなされている。

また、「委託料のみを判断基準とする競争入札方式では、E A個人のスキルを見極めることができず、教員の要望に応じた必要な人材を確保し、十分な成果をあげることはできない。」として、コンペを実施した上で特命随意契約にて契約を締結しているが、結果として、当該業務開始以来、市内の同一の人材派遣会社が受託している。

#### (ウ) 業務の概要

平成 14 年度においては概ね以下の業務が委託対象となっており、合計で 21 人が当該業務に従事すべく委託先会社より大学に出向している（表 -15）。大学院の拡充等に伴い業務は拡大傾向にあり、平成 15 年度には 27 人を予定しており、最終的には 29 人を予定している。なお、業務は全て大学キャンパス内で実施される。

表 -15 平成 14 年度委託業務の内容

学科等	業務内容	人員数
環境科学プロセス工学科	化学薬品管理等 物理化学実験補助等 有機化学実験補助等	3名(各1名)
計測分析センター	バイオ分析機器の操作 表面分析機器の運転等 金属イオン分析機器の運転等	3名(各1名)
環境機械システム工学科	機械設計製図作成等	1名
特殊実験棟加工センター	旋盤、ボール盤操作等 フライス盤の操作等 CNCジグボーラ操作等 レーザー加工機の操作等	4名(各1名)
情報メディア工学科	情報処理学演習の補助等 学科コンピュータ管理等 CALL授業補助、教材作成等	3名(各1名)
環境空間デザイン学科	建築材料実験補助及び骨材準備等 環境工学実験補助・実験設備操作調整・ 実験データ収集・整備等 環境設備実験補助・実験設備操作調整・ 実験データ収集・整備等 製図基礎実習補助等	4名(各1名)
全学共通 (主に情報メディア学科)	情報化推進業務	1名
環境科学プロセス工学科 環境機械システム工学科	学内OA推進業務	1名
全学共通	TAシフト管理	1名
	合計	21名

#### (エ) 履行確認の方法

E Aの各人別の出勤状況を記載した『業務完了報告書』の提出を受けるとと



もに、管理課にて出退管理を出勤簿に押印させる形態にて確認作業を実施している。その際、年に10日間の有給休暇の存在を前提とし、その上で運用を行っている。

#### イ．労働者派遣業務との類似性

請負契約であるとの前提から、委託契約として契約が締結されているが、内容的に労働者派遣業務に類似した点が含まれている。

本件の場合、受託会社からEA業務に従事する者を大学キャンパスに出向かせた上で業務に従事させているが、当該業務が労働者派遣法上に規定する労働者派遣業務に含まれるか否かが問題となる。労働者派遣法においては、契約上請負の形態を採っていたとしても、契約の相手方が「自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用すること、請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理すること」のいずれの要件も満たしている場合でなければ請負ではなく労働者派遣業務であると判断されることとなり（1986年4月17日労働省告示第37号）労働者派遣業務であると判断された場合には、契約形態の如何によらず、労働者派遣法に規定される種々の措置が必要となる。これは請負の形態を採ることにより、労働者派遣法に対する潜脱行為を妨げる趣旨である。

本件の場合、受託会社の社員が大学に出向しているものの、受託会社が大学から独立して当該業務を処理しているとは明確に判断し得ない実態が一部にあるものと思われる。これは、受託会社が自らの雇用する労働者の労働力を自ら直接利用した上で、独立して業務を実施していると言うためには、指揮命令系統が大学から独立していることが要件とされるが、EAが教授等の補助業務を担うものである以上、実態として、業務上の指揮命令を下すのは教授等であり、実質上の指揮命令権は大学側が有していると推測される点があるためである。これは、「契約書」に付随し、委託業務の詳細を規定する「業務仕様書」等において勤務場所、就業時間等の定めはあるものの、大学側から独立して業務を実施することが明確に規定されていないこと、及び委託業務の履行を確認するための「業務完了報告書」の内容は出勤状況の報告のみであること、有給休暇の付与等のように労働者派遣業務を前提としたと思われる管理面での運用が存在すること等に起因するものである。

結果として、今回の監査を通じて、現状の契約内容を前提とした場合、当該契約が請負として適切であるとの積極的な心証は得られなかった。

#### ウ．必要とされる措置

EAの派遣業務自体が継続することを前提とした場合、契約内容及び実態を請

負もしくは労働者派遣かのいずれかに整理する必要がある。

(ア) 請負として整理する場合

大学事務局は今後とも請負による委託契約形態を継続する意向を有しているが、その場合、契約内容及び実態を請負として整理する必要がある。この場合、委託した業務について、その内容及び必要とされる質的水準等を明確にするとともに、履行確認についても、出勤日の確認だけでなく成果の確認を行ったことを明確に記録する必要がある。また、受託会社が独立して業務を遂行することを前提として、責任関係及び出向いてくる者の出勤日及び時間等を請負の立場から明確に規定する必要がある。また、当該業務は、労働者派遣業務と近接した業務であることから、契約内容が請負として適切であることについて、当該領域の専門家の意見を必要に応じて徴することが適切であると考え。

(イ) 労働者派遣業務として整理する場合

労働者派遣業務として整理する場合には、労働者の派遣を受け入れる者として、体制を整備する必要がある。派遣労働者にかかる就業条件の確立、「派遣先責任者」の選任、「派遣先管理台帳」の作成及び保管等、労働者派遣法上の所要の措置が必要になる。この場合においても、契約内容が適切であることについて、当該領域の専門家の意見を必要に応じて徴することが適切であると考え。

いずれの形態に整理するにしても、地方公共団体が行う業務である以上、法律に抵触しているかのような疑義を外部に与えることなく適切に遂行することを求めるものである。

「大学院開設準備事務補助業務委託契約」における有給休暇の付与について

ア．契約形態

表 -16 大学院開設準備事務補助業務委託契約

契約件名	執行額	契約形態
大学院開設準備事務補助業務委託	616,513 円 (税込み)	特命随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号)

受託会社は人材派遣会社であるが、契約形態は委託（請負）契約であり、労働者派遣業務の形態は採っていない。

イ．有給休暇の付与

「大学院開設準備事務補助業務委託契約」に基づき、平成 14 年 5 月 1 日から平成 14 年 7 月 31 日を期間として、受託先会社から社員 1 名が出向き業務に従事していたが、当該者に対して 7 月に、以下の日数について有給休暇と称した休暇

を付与している（表 -17）。

本件の場合、「業務仕様書」において、「毎週月曜日から金曜日」までの間就業するとともに、「委託期間内において勤務しなかった時間がある場合」には、一定の方法により算出した金額を「委託金額から減額する」旨規定されている。しかし、管理課にて管理する「出勤簿」上においては有給休暇として扱う一方、受託会社からの「業務完了報告書」においては出勤扱いとされたものを検収し、当該日数分の委託料も出勤日数に加算し受託会社に支払っている。

ちなみに、「業務仕様書」上に規定されている減額単価は時間当たり 1,080 円であり、もし減額の措置を採った場合、22,680 円(1,080 円×7.0h×3日=22,680 円)の減額となったものである。

表 -17 有給休暇の付与

月 日	出勤簿上の扱い	業務完了報告書上の扱い
7月11日(木)	有給扱い	出勤
7月12日(金)	有給扱い	出勤
7月31日(水)	有給扱い	出勤

#### ウ．事務局による解釈及び事務処理

事務局によると、派遣職員であっても6ヶ月以上勤務した者には10日間の有給休暇が付与されることとの均衡上、運用において有給休暇として処理したとのことである。また、当該労働者は、契約案件は異なるものの、6ヶ月以上継続的に雇用されることが7月段階において想定されたため市の負担にて有給休暇を付与したとしている。

確かに、労働基準法上、派遣労働者が同一の人材派遣会社（派遣元）にて6ヶ月以上続けて勤務し、その間の8割以上は出勤しているという条件を満たした場合には、10日間の有給休暇を取得する権利が発生する。しかし、その場合には、派遣元において有給休暇を付与する義務が生じるものであり、本来、派遣先である北九州市立大学が負うべき性格の費用ではない。また、本件の者は、以下のよう継続的に北九州市立大学からの委託業務に従事しているものの、派遣元が異なるために、派遣元からは有給休暇を付与されていない者であるとともに、各契約が独立したものである以上、7月の段階においては6ヶ月間継続して勤務する保証はないものである（表 -18）。

加えて、「業務仕様書」における減額規定は欠勤等が生じた場合に適用することを想定しているものであり、本件については、受託会社側との間で合意を得ていることから減額規定の適用対象外であるとしている。

表 -18 事務補助業務委託契約

契約案件	受託会社（派遣元企業）	派遣期間
大学院開設準備事務補助業務委託	A社	H14.5～H14.7
産学連携事務補助業務委託	B社	H14.8～H14.12
国際環境工学研究科開設事務補助業務委託	A社	H15.1～H15.3

エ．今後の措置等について

本件における大学側の措置は労働者保護の観点からなされたものであるとは言え、有給休暇の付与を前提とした運用に関して、契約書及び仕様書に明確に規定されてはならず、また、受託会社側との合意も口頭による合意にすぎないため、第三者が事後的に確認し得るものとして存在していない。このように、第三者にも確認し得る明確な根拠規定もしくは契約条項等が存在しない中において、運用により有給休暇的な休暇を特定の者に付与することは、他の者との均衡上、公平性を欠く恐れがあり、結果として適切性を欠く処置であったと判断する。

本件についてもE Aにかかる委託契約と同様に、労働者派遣業務と請負との混同が見られることから、今後類似の契約案件について、契約内容を請負業務もしくは労働者派遣業務のいずれかに整理することが必要である。また、必要に応じて当該分野の専門家の意見を徴することが望ましいものとする。

また、労働者派遣を受けている場合、派遣先が自己の負担にて派遣職員に対して追加的に有給休暇を付与すること自体は労働基準法及び労働者派遣法等に抵触するものではないと考えられるが、派遣職員間の公平性及び制度の透明性を確保するために、付与条件・日数・承認権限者等を規定した内部規程を整備し明確化する必要があるものとする。

## 8. 報償費、需用費、役務費等

### (1) 概要

北九州市立大学国際環境工学部の平成14年度における報償費、需用費及び役務費等の、細節ベースでの歳出決算額は以下のとおりである。

表 -19 報償費の内訳 (単位:円)

細節	歳出額
報償費	10,468,832

表 -20 需用費の内訳 (単位:円)

細節	歳出額
食糧費	91,105
物件費	1,809,063
維持補修費	1,540,350
自動車重量税	17,600
その他需用費	207,264,843
合計	210,722,961

(注) その他需用費の主なものはひびきの本館の光熱水費である。

表 -21 役務費の内訳 (単位:円)

細節	歳出額
保険料	558,870
その他役務費	17,064,860
合計	17,623,730

### (2) 実施した監査手続

上記費目について、一般支出決議書あるいは見積書・契約書等の証憑書類を閲覧し、担当者へのヒアリングを実施することにより、契約・支出事務手続の適正性、取引の有効性・効率性について検討した。取引の検証は試査によるものとした。

### (3) 監査の結果

特に指摘すべき事項は見られなかった。

## 9. 工事請負費

### (1) 概要

キャンパス維持管理事業は大学の設備の一般的維持管理を行う事業である。たとえば、開設当初建物に電気配線のみ設けられていたところに、実験設備の設置のためコンセントを取り付けるといった整備が工事請負費で行われる。

### (2) 実施した監査手続

工事請負費の予算管理簿から執行金額の最も大きい計測・分析センター電源設備改修工事 23,353 千円を選び、支出負担行為伺、工事契約書等を査閲して規則に則った手続がなされているか検討した。

### (3) 監査の結果

「5. 予算管理簿」で指摘したように、配当替の記載について以下のように適切な記入がなされていない点が見られた。

委託料から工事請負費に対して 19,900 千円の「節間流用」がなされているが、流用元たる委託料の「予算管理簿」上、金額・日付とも記載がなく、また、流用先の工事請負費の「予算管理簿」上、金額の記載はあったが日付の記載がなかった。事務局によれば、担当者の記入漏れのためとのことである。なお、当該「節間流用」の承認等にかかる事務処理自体は適正に処理されていたものである。

適正な事務処理をされたい。

## 10. 公有財産購入費

### (1) 概要

平成 14 年度歳出決算において国際環境工学部建設事業（用地費）の公有財産購入費として 833,689 千円の執行が計上されている。北九州市立大学ではひびきのキャンパスの開設にあたり住宅・都市整備公団（現都市基盤整備公団）から用地を取得し、売買代金を分割払いとしている。833,689 千円はその平成 14 年度支払分である。

### (2) 実施した監査手続

特別会計予算に関する説明書、契約書、割賦金額表等を照合し、債務負担行為が予算に定められていること、及び金額の正確性を確かめた。

### (3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 11. 備品購入費

### (1) 概要

国際環境工学部教員研究費は教員の研究に関する支出をまかなうものであるが、そのうち平成 14 年度の備品購入費は 75,977 千円である。

(2) 実施した監査手続

備品購入費の予算管理簿から執行金額の大きいもの5件について支出決議書、請求書等を査閲した。

(3) 監査の結果

5件のうち「太陽光発電システム用備品一式の購入について」1,205千円について、納入条件、仕様書としてメーカーの作成したものがそのまま使われていた。本来仕様書は市の側で作成する書類である。さらにこの購入は北九州市契約規則第19条(他社見積辞退)により随意契約で行われており、市の主体性が保たれたか疑問を招きかねないと思われる。発注のための仕様書は、メーカーの資料を参考にする場合であっても市で作成することを徹底されたい。

他の4件については指摘すべき事項はなかった。

12. 物品受入れ

(1) 概要

平成14年度における国際環境工学部備品整備事業の決算額377,656千円のうち、備品購入費が343,103千円を占める。

(2) 実施した監査手続

予算管理簿から金額の大きい執行5件を選び、支出決議書、入札者指名調書等を査閲し、規則に則った手続で支出されているか検討した。

また、当該物品を含む大学の管理物品について備品管理台帳を閲覧するとともに管理責任者にヒアリングを行い、物品管理要領に則った管理がなされているかどうか検討した。

(3) 監査の結果

支出・物品受入れの手続について指摘すべき事項はなかった。

13. 物品返納

(1) 概要

物品管理要領第11において不用な物品については会計規則第91条により速やかに手続を行うことが定められている。また、同要領第6で、使用に耐えなくなった物品及び使用する必要のなくなった物品の処理は、物品返納書により行うことが定められている。

返納に際しては、廃棄処分する他に、消耗品として処理する場合に以下のような規定がある。「物品の使用者等は、使用中の物品で使用の必要がなくなつたもの、または使用することができなくなつたものがあるときは、その旨を物品管理者に報告しなければならない。」(会計規則第 90 条第 1 項)、また、この場合の使用不能物品として会計規則第 91 条第 2 項に規定する市長が定めるものとは次のものをいう。

ア．破損又は劣化した物品で、修繕による経費がかさみ使用の見込みがなく、新たに取得することが有利なもの。

イ．耐用年数の経過等により能力の低下をきたし、修繕又は改造しても使用の見込みがないもの。

さらに会計規則第 84 条第 1 項では、「物品管理者は、その所管に属する物品の適正かつ効率的に管理し、常にその使用状況をは握しておかなければならない。」と規定している。

## (2) 実施した監査手続

平成 14 年度の廃棄分 77 件、1,937 千円について物品返納書を査閲し、管理責任者へのヒアリングを行い、会計規則及び物品管理要領に則った返納手続がなされているか検討した。

## (3) 監査の結果

### 物品返納書の作成について

返納する物品の備品管理台帳は備品管理台帳ファイルから物品返納書ファイルに移されている。備品管理台帳は異動の事由・年月日を記入する様式となっているにも関わらず、返納物品として物品返納書ファイルに移された備品管理台帳に異動事由(返納)と返納の年月日が記入されていない。当該物品が返納されたことが備品管理台帳上明らかになっていないため、万一他のファイルに綴られてしまった場合、当該物品は返納されていないことになってしまう。

適正な事務処理が望まれる。

### 返納手続の遅れについて

平成 14 年度中に返納された物品が一括して平成 15 年 4 月 1 日付の物品返納書で処理されている。返納の事務処理が遅れたため、現物の状態(返納済み)と備品管理台帳の状態(使用中)が一致しなくなっていた。実際の返納の都度、物品返納書を作成すべきである。この点について質問したところその都度行うべきことは認識されており、今後は速やかに事務処理していくとのことであった。



## 14. 物品管理

### (1) 概要

北九州市立大学では、地方自治法、財産規則、財産条例、会計規則、物品管理要領等に基づいて物品を管理している。

### (2) 実施した監査手続

大学関係者にヒアリングを行うとともに、関係資料提出を求め、物品管理要領等との合規性を検証した。具体的には以下の手続を行った。

公表決算資料により異常増減がある場合にはその理由を検討した。

物品管理の状況を質問し、備品台帳と重要物品台帳を閲覧した。

備品台帳と重要物品台帳の一部を抽出して実査した。

備品台帳と重要物品台帳の取得金額の記載について検証し、一部関係書類を閲覧した。

### (3) 監査の結果

物品の分類について

返納された備品にはコンパクトフラッシュ等があり、内蔵されたメモリーを消去して初期化すれば使用可能のものが存在した。しかし、それは初期化されず、教授の研究室に保管されたままであり、会計上、消耗品として処理されていた。このような取扱を行った理由は、大学における備品数が膨大となり、その管理の効率化を図るためとのことである。また、この件について、現場の実質的な管理者である教授等には具体的な連絡はなされていなかった。

問題は金額が1万円以上で、初期化すれば備品としての価値は変化しないのにもかかわらず、消耗品として処理されている点である。

なお、現在では消耗品ではなく備品として処理されている。

現物照合について

ア．会計規則第84条、物品管理要領第1等への合規性を確かめるため、備品管理台帳からサンプルを選び、現品の管理状況を確認したところ、ワークステーション DELL Precision530(液晶モニタ付)について、台帳上の保管場所では校舎・実験棟・S338(実験室)771と指定されていたが、当該備品が見当たらなかった。また、三分力計用センサインターフェースや三分力天秤については、実査当日に現物が見当たらず、後日、機械工学実験室の回流水槽近くで発見された。他に、ただちに現物が特定できない場合が散見された。

また、共焦点走査蛍光顕微鏡については、台帳上の保管場所は特殊実験棟・機械工学実験棟であったが、実際の保管場所は計測・分析センター・顕微鏡室 104

であり、異なっているものがあった。

会計規則第 84 条第 1 項により、「物品管理者は、その所管に属する物品の適正かつ効率的に管理し、常にその使用状況をは握しておかなければならない」ことから、大学の状況に応じた適切な現物照合が必要である。

イ．会計規則第 95 条第 1 項及び第 2 項では、「物品管理者は、その所属に属する重要な物品について、現在高に異動を生じた場合はその都度現在高増減表を作成し、収入役に通知しなければならない。収入役は、年度の中途における重要な物品の現在高を前項の規定による現在高増減表により常に明らかにしておかなければならない。」と規定されている。そのため、実際には、現物照合を行い、また、市が規定している備品台帳の記載内容を検証すべきであることを示唆していると考え。

ここで、重要物品とは、1 品の取得価格が 100 万円以上の物品である。

大学では、指示が会計室よりあった時に、規定どおり、重要物品現在高増減表を作成している。しかし、この場合、現物照合を行わずに、大学の物品管理関係者で作成された表計算ソフトによる帳票をもとに増減を記載している。そこで、異動の生じた物品について現物照合を行うことで、現在高を明確に認識した上で重要物品現在高増減表を作成する必要がある。

備品管理台帳について

備品管理台帳の記載については、合規性の観点から特に指摘すべき事項はない。

## 15. 外部研究費

### (1) 概要

外部研究費とは、市の予算であらかじめ確保されている研究費ではなく、民間など大学以外から寄附、委託、補助によって提供される研究費のことである。奨学寄附金と受託研究、共同研究の3つを外部研究費とする場合もあるが、ここでは次表のように科学研究費補助金（以下、「科研費」という。）も含めて、対象とした。

奨学寄附金、受託研究、共同研究の研究費はいったん市の歳入として受け入れ、その後、大学に交付される。各研究費の執行管理責任は学長にあり、また、管理費として研究費受入れ額の10%が大学の歳入となっており、適切に管理することが求められる。大学としても次表のような要綱等を整備して円滑な受入れと弾力的な執行を図っている。

科研費については市の歳入及び歳出としては計上されないが、原則として研究者の所属する大学が研究費の管理実務を担うとされている。その手続は、下表のような国の規程や通知に従って行うこととなる。

表 -22 外部研究費の概要

	趣 旨	手 続
奨学寄附金	学術研究に要する経費等、教育研究の奨励を目的とする経費に充てるべきものとして民間等から受ける寄附金等	寄附者から申込 地域・産学連携委員会の意見 市受入れ決定 寄附金受納書 市へ寄附金納付（歳入） 大学へ研究費交付 寄附金の執行 年度終了後に報告
受託研究	外部からの委任を受けて委託者の負担する経費を使用して公務として研究し、その成果を委託者に報告する制度	委託者（共同研究は本学教員）から申込 地域・産学連携委員会の意見 市受入れ決定
共同研究	民間等から研究者及び研究経費を受け入れて、教員と民間等の研究者とが対等の立場で共通の課題について共同して研究を行うことにより、優れた研究成果が生まれることを促進する制度	受託・共同研究契約 市へ研究費納付（歳入） 大学へ研究費交付 研究費の執行 年度終了後に報告
科学研究費補助金	わが国の学術を振興するため、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野における優れた独創的・先駆的な研究を格段に発展させることを目的とする研究助成費	応募 文部科学省・日本学術振興会で審査 交付内定 交付申請 交付決定 大学に補助金交付 大学受入れ 研究者に配分 補助金執行 年度終了後報告

表 -23 外部研究費の取扱に係る要綱及び規程等

外部研究費	要綱・規程等
奨学寄附金	・「北九州市立大学奨学寄附金取扱要綱」 ・「北九州市立大学国際環境工学部奨学寄附金取扱規程」
受託研究	・「北九州市立大学受託研究取扱要綱」 ・「北九州市立大学国際環境工学部受託研究取扱規程」
共同研究	・「北九州市立大学共同研究取扱要綱」 ・「北九州市立大学国際環境工学部共同研究取扱規程」
以上共通	・「北九州市立大学国際環境工学部外部研究費の執行に関する規程」
科学研究費補助金	・「科学研究費補助金取扱規程」（文部省告示第110号） ・「科学研究費補助金(科学研究費)の取扱いについて（通知）」（14文科振第135号）等

国際環境工学部における外部研究費の受入れ実績は次表のとおりである。平成14年度は75件、1億6,951万円であり、前年度から件数で1.5倍、金額で約2.5倍の伸びを示している。

表 -24 北九州市立大学国際環境工学部における外部研究費の受入れ状況 (単位：千円)

	平成13年度受入れ		平成14年度受入れ		対前年比	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
奨学寄附金	24	25,500	28	58,961	116.7%	231.2%
受託研究	8	14,786	20	38,426	250.0%	259.9%
共同研究	8	6,283	11	37,223	137.5%	592.4%
科学研究費補助金	10	21,900	16	34,900	160.0%	159.4%
計	50	68,469	75	169,510	150.0%	247.6%
1件当り金額	-	1,369	-	2,260	-	-

(注) 奨学寄附金の繰越等のため、各年度の受入れ額と払出し額は一致しない。

## (2) 実施した監査手続

外部研究費の受入れや執行等の手続を定めた要綱や規程等の内容を確認した。

平成14年度に受け入れた外部研究費の一部案件をサンプルとして抽出し、申込から報告に至る関係書類を閲覧して、要綱等に沿った適正な手続が行われているかを検証した。

同様に一部の案件を対象として、予算管理簿や収支簿、受払報告書等を閲覧するとともに、適宜、証拠書類となる会計帳票を確認し、適正な執行管理が行われているかについて検証した。

外部研究費で購入した備品・図書の扱いについて説明を受けるとともに、金額の大きい備品については現物確認を行った。

## (3) 監査の結果

以下の点を除いて、特に指摘すべき事項は見られなかった。

奨学寄附金の受入れ手続について

奨学寄附金の受入れが決定すると、市長から学長に対して奨学寄附金受入決定通知書を送付するとともに、寄附者に対して奨学寄附金受納書及び納入通知書を送付する。そして、寄附者から奨学寄附金が納付された後、学長が市長に対して奨学研究費交付申請書で交付申請するとされている。

寄附者に対して寄附受入れの決定を通知する受納書が奨学寄附金受入決定通知や奨学研究費交付申請書等よりも2ヶ月以上あとに発行されている例が見られた(表 -25)。要綱等に沿った適正な手続書類の作成が必要である。

表 -25 奨学寄附金Cの受入れ手続

適正な手続順序	奨学寄附金Cの実際の手続日
1. 寄附者へ奨学寄附金受納書の送付	平成 14 年 10 月 7 日
2. 寄附者から市への奨学寄附金の納付	平成 14 年 7 月 25 日
3. 学長による市長への奨学研究費交付申請	平成 14 年 7 月 25 日
4. 市長から学長への奨学研究費交付決定通知	平成 14 年 7 月 25 日

#### 執行計画書について

外部研究費（奨学寄附金、受託研究、共同研究）を使用する教員はあらかじめ、外部研究費執行計画書を学長に提出し、それに基づき外部研究費の執行を行うとされている。

奨学寄附金で、執行計画書提出（10月23日）の前に既に支出の起案（9月分研究等補助業務委託）がなされているものが見られた。また、受託研究や共同研究で日付が不明瞭なケースや合計金額が記入されていない場合など、不完全な執行計画書が見られた。要綱等に基づいた適正な執行計画書の作成・提出が必要である。

表 -26 執行計画書の様式の一部

区 分	金 額（千円）	内 容
物品購入	× × ×	備品購入、消耗品の購入等
薬品購入	× × ×	薬品の購入
図書購入	× × ×	図書の購入
旅 費	× × ×	旅費
その他	× × ×	謝礼、通信運搬費、委託料等
計	× × ×	

#### 奨学寄附金の受払報告について

奨学寄附金については、総括及び個別の収支簿を備えて、外部研究費の管理及び執行状況を常に明確にしておかなければならない。また、学長は年度経過後、奨学寄附金受払報告書で市長に報告することになっている。

奨学寄附金ごとの個別の収支簿は払出内訳表、総括の収支簿は受払報告書と同一の帳票で管理されている。払出内訳表と受払報告書の金額が一致していない奨学寄附金があり、正確な金額が市長へ報告されていないことになる。受払報告書を正確に作成する必要がある。また、このようなミスを防ぐために、市の財務会計システムで奨学寄附金の年度末残高を確認し、受払報告書と照合する必要がある。

#### 受託研究、共同研究の予算管理簿について

受託研究、共同研究についても、総括及び個別の収支簿を備えて、外部研究費の管理及び執行状況を常に明確にしておかなければならない。また、受託研究費及び共同研究費は学長の名義により金融機関に預金させ、所管課長は学長の支出命令に基づき、その払出しを行うものとされている。

個別の収支簿として予算管理簿が作成されている。受託研究の平成 14 年度末(平成 15 年 3 月末)現在の予算管理簿は預金残高と一致してゼロとなっているが、平成 14 年 12 月末現在で照合すると予算管理簿上は、預金残高よりも 170,083 円少ない金額となっている。委託者との間の連絡の行き違いや予算管理簿上の日付未記入などが原因であるが、金融機関からの領収済通知書などの帳票類とも照合し、予算管理簿に正しく記載する必要がある。

・財団法人北九州産業学術推進機構（FAIS）

1．補助金収入の概要

FAIS は、平成 13 年 3 月に設立されて活動を始め、平成 14 年度は国等からの補助金も増加し、また、市からの補助金収入も対前年比 62%の増加となっている。

表 - 1 FAIS における補助金収入の概要 (単位：千円)

項目	年度	平成 13 年度	平成 14 年度	備考
(一般会計)				
北九州市補助金		568,693	1,143,504	
福岡県補助金		-	18,789	
国補助金		-	533,063	
計		568,693	1,695,356	
(特別会計)				
北九州市補助金		110,762	-	産業技術振興事業特別会計 (テクノセンター分)
〃		105,020	127,854	研究基盤整備推進事業特別会計
計		784,475	1,823,210	

(資料) FAIS 計算書類より作成

表 - 2 市の補助金収入の内訳 (単位 千円)

No.	項目	所管センター	決算額	
			平成 13 年度	平成 14 年度
1	(一般会計) 財団運営補助金	キャンパス運営センター	162,260	184,076
2	プロジェクト誘致助成金	産学連携センター	-	20,000
3	SoC 設計整備推進事業補助金	SoC 設計センター	272,893	339,400
4	北九州技術移転推進事業補助金	産学連携センター	-	17,547
5	生ごみ精製乳酸化実証事業補助金(農水省)	〃	133,540	200,310
6	中小企業支援センター関連補助金 (中小企業産学官連携研究開発事業・中小企業支援センター運営費)	中小企業支援センター	-	382,171
	計		568,693	1,143,504
7	(特別会計) 産業技術振興センター関連補助金	産業技術振興センター	110,762	-
8	研究基盤整備推進事業補助金	GMD-Japan 研究所	105,020	127,854
	合計		784,475	1,271,358

(資料) FAIS 作成資料より作成

2．研究基盤整備推進事業補助金

(1) 概要

補助事業の目的

当該補助金は、北九州市補助金等交付規則に従い、FAIS に交付されるものであり、その目的は「ドイツ国立情報処理研究所(現フラウンホーファー研究所、以下、「GMD」という。)のアジア拠点である「GMD Japan 研究所」において、情報分野

(ロボティクス等)の研究活動を進め、地域の情報産業を支援するための研究基盤を確立する」ことである。

#### 補助金交付の経緯

この補助金交付にあたっては、平成 10 年 8 月 28 日付で、GMD、市長、(財)九州ヒューマンメディア創造センター(平成 13 年度に FAIS が同事業を引き継ぐ以前の団体、以下、「HMC」という。)の三者で基本協定書が締結されている。

この結果、同協定第 3 条第 3 項「北九州市は、協定期間中(平成 10 年 8 月 28 日から平成 15 年 3 月 31 日) GMD から派遣された研究員の研究活動費として、議会の議決を得て、HMC に毎年度 1 億 5 千万円の支援を行う」により、平成 10 年度から平成 14 年度まで、総予算額 7 億 5 千万円が設定され、平成 15 年度には 1 億円が予算化されている。

#### 研究基盤整備推進事業補助金(特別会計)の執行状況

表 - 3 研究基盤整備推進事業補助金

(単位:千円)

科 目		平成 14 年度 当初予算	平成 14 年度 最終予算	平成 14 年度 実 績	備 考 予算科目
事業費	研究者等給与	80,060	80,060	58,731	
	福利厚生費	15,000	15,071	6,331	
	消耗什器備品等	589	1,339	3,924	
	旅費	12,620	12,209	11,889	
	図書費	200	200	228	
	委託費	5,500	15,200	17,340	
	その他事業費	4,313	4,203	3,703	
	事業費計	118,282	128,282	102,146	
管理費	事務用品・印刷	330	530	1,455	(消耗什器備品・消耗品・印刷製本費)
	光熱水費	600	830	849	
	賃借料	5,804	10,404	10,805	
	旅費	220	220	209	
	通信運搬費	500	890	1,046	
	その他管理費	1,480	1,030	681	
	管理費計	8,934	13,904	15,045	
固定資産 取得費	什器備品購入	20,784	5,289	5,763	
	無形固定資産購入支出	-	-	4,458	
	固定資産取得費計	20,784	5,289	10,221	
敷金	敷金	-	525	525	
予備費	予備費	2,000	2,000	-	
合計		150,000	150,000	127,937	

(注) 1. 「平成 14 年度の当初予算」は補助金交付申請書に添付の「特別会計収支予算書」及び FAIS より入手した当初予算内訳書から作成。

2. 「科目」は、「特別会計収支予算書」の科目を補助金交付申請書添付の「月別執行見込」の科目に準じて集約した。

3. 「平成 14 年度最終予算」「平成 14 年度実績」は補助金実績報告書より作成した。



## (2) 実施した監査手続

北九州市補助金等交付規則に則って申請、交付決定、交付確定、実績報告が行われているか検討した。

実績報告の内容を検討するため、特別会計について元帳と実績報告書を照合した。

実績報告書には、同規則第 15 条により、「補助事業の成果」が記載されていないが、明確に記載されているか検討した。

事業費のうち、給料勘定について内容分析し、2ヶ月抽出して給料台帳と照合した。抽出した研究員について「任期付研究員の給与及び研究奨励金に関する規程」に準拠して決定され、雇用契約が締結されているか検討した。

事業費のうち、委託料について1件抽出し、総勘定元帳、契約伺、契約書写により内容を確認した。

基本協定終了後、どのような協議が行われているかについて質問した。

現在のところ、大半が市補助金によって運営されているが、市以外からの第三者である企業等からの資金供与の可能性がないかどうか質問した。

## (3) 監査の結果

平成 14 年度に支出された委託料のうち 7,100 千円は、「小型下水道検査ロボットに関する研究開発業務」の残金であった。契約時支払金は平成 13 年度に 6,611 千円、委託料として計上されていた。

契約時支払金は内容を検討したところ、契約締結時に支払った前金的性格のものであり、会計処理上は前渡金として処理すべきものではなかったかと考えられる。

なお、この契約は特命随意契約であり、特命理由書及び契約書と同額の見積書・見積り明細が添付されていた。

その他、実施した監査手続において指摘する事項はなかった。

## 3. SoC 設計研究推進事業補助金

### (1) 概要

#### 補助事業の目的

当該補助金は、北九州市補助金等交付規則に従い FAIS に交付されるものであり、その目的は「新規産業の創出、雇用の創出及び国際的半導体設計拠点の形成を図り、地域経済の発展に資する」(平成 14 年 4 月 8 日付交付申請書 補助事業の目的)である。

#### SoC 設計センターの設立の経緯

市は重化学工業を中心とした重厚長大型産業の集積した都市として発展してき

たが、産業構造の変化によりそれに対応した街づくりを行うため、市では、エレクトロニクス産業を中心とした頭脳都市として再生する施策がとられている。

その一環が SoC（システムオンチップ）設計センターの FAIS 内の設置であり、半導体設計のための施設整備、設計技術者等の人材育成、半導体を中心としたベンチャー企業の創出・支援、産学連携プロジェクトの推進事業を行っている。

#### 補助金の内訳と支出実績

表 - 4 補助金の内訳・支出実績

(単位：千円)

事業内訳	平成 13 年度 補助金収入 内訳	平成 14 年度 補助金収入 内訳	平成 14 年度 SoC センター 支出実績
SoC 設計センター管理運営	58,613	70,000	71,111
ベンチャー企業育成	23,443	61,100	64,291
産学連携プロジェクト推進	150,000	150,000	150,000
人材育成	40,837	54,000	55,263
半導体アジア大学会議推進	-	3,000	3,000
情報発信	-	1,300	1,399
計	272,893	339,400	345,064

(資料) FAIS 作成資料より

#### (2) 実査した監査手続

SoC 設計センターの活動状況を把握するために視察を行った。

北九州市補助金等交付規則に則って交付申請、交付決定、交付確定、実績報告の手続が行われているか検討した。

「SoC 設計研究推進事業費」の内容について質問し、収支計算書と実績報告書との関連を突合した。

「産学連携研究開発事業助成金」(産学連携プロジェクト推進事業)のうち SoC 設計拠点形成特別助成金について、その交付の申請、決定、確定、実績報告の手続が規程に則って行われているかを検討した。

「半導体関連起業家助成金」について、その交付の申請、決定、確定、実績報告の手続が規程に則って行われているかについて検討した。

その他の SoC 設計研究推進事業の支出について、人件費以外の勘定科目から金額の大なるものを 7 件抽出し、証憑チェックと会計処理の妥当性を検討した。

#### (3) 監査の結果

SoC 設計研究推進事業に対する市の補助金の交付に関する手続は規則に則って行われていると認められた。

SoC 設計研究推進事業補助金の実績報告額 345,063 千円については、FAIS の収支

計算書に基づいて作成されていると認められた。

「産学連携研究開発事業助成金」のうち SoC 設計拠点形成特別助成金は 2 社に対し合計 150 百万円助成されていた。

ア．助成金の交付申請書に添付される研究開発実施計画書、大学等との共同研究契約書（写）について閲覧し、また、担当者から説明を聞いた限り、特に問題となる事項はなかった。

このほか、交付申請者の要件は、交付規程によると次のとおりであり、担当者より返還するような状況は生じていないという説明を受けた。

交付申請者の要件

- ・市内に本社を置く法人
- ・助成期間も含め 10 年以上、市内において事業を継続することを前提とする
- ・半導体上の新たなシステム及び新たな半導体設計環境の開発を行う
- ・新規常用雇用者の人員が 5 人以上であること

など、8 つの要件があり、雇用の確保がないなど事業計画が達成できない場合や交付申請の内容に偽りがあれば、助成金の返還を要することとなっている。

イ．平成 14 年度の助成金の支給額 150 百万円について、支出負担行為伺、振替伝票、領収書、請求書と突合したところ、問題は認められなかった。

ウ．当該助成金については、交付規程第 17 条により事業実績報告書を提出しなければならぬため、実績報告書を閲覧し、検討した。

当該実績報告書に記載されている項目は、次の項目であった。

- ・交付事業概要
- ・収支計算
- ・常用雇用者一覧表

当助成金の対象事業期間が 5 年間であり、当該年度は助成の最終年度ではないため、補助金の使用状況を確認するための立入調査、領収書等の確認はしていないということであったが、助成金の規模を考慮するならば、毎年度収支決算の正しさを裏付けるために、最低限、会社の正規決算書を入手し、かつ、金額基準を設けて領収書等の証憑をチェックする必要があると考えられる。

「半導体関連起業家助成金」については、当該助成金の交付規程・交付要領を閲覧し、申請書と実績報告書の関連を検討した。

平成 14 年度に支給された「半導体関連起業家助成金」にかかる交付申請書、交

付決定通知書はあったが、実績報告書は入手されていなかった。これは、助成金の支給が年度末間際の平成 15 年 2 月から 3 月に行われたためであるが、本来は年度末時点での実績報告書を手入すべきとも思われる。少なくとも助成事業終了後は速やかに入手される必要がある。

( 2 ) の手続により抽出した経費科目について、会計処理上の問題はなかった。

#### 4 . 財団運営補助金

##### ( 1 ) 概 要

###### 補助事業の目的

当該補助金は、北九州学術研究都市内の組織文化の異なる大学・研究機関の連携及び企業と大学等との連携を効率的・効果的に進めながら、学術研究都市全体を一体的に運営し、地域産業の高度化や新たな産業の創出・育成を図ることを目的としている。

###### 補助事業の経費配分と実績報告の状況

表 - 5 補助金実績

(単位 千円)

	補助金申請予算	補助金実績額	差引
(収入)			
北九州市補助金	184,076	184,076	0
財団自主財源	10,000	505	9,495
計	194,076	184,581	9,495
(支出)			
大学間連携事業	12,012	7,481	4,531
産学連携推進事業	99,623	87,828	11,795
管理運営費	82,441	89,272	6,831
計	194,076	184,581	9,495

(資料) 補助金申請資料及び実績報告書より作成

##### ( 2 ) 実施した監査手続

北九州市補助金等交付規則に則って交付申請、交付決定、交付確定、実績報告の手続が行われているかを検討した。

「財団運営補助金」の内容について、申請書の閲覧を行って把握し、収支計算書と実績報告書との関連を突合した。

産学連携推進事業費のうち、給与勘定の内容分析を行い、一部の月について給与集計表と突合し、出向者については覚書を閲覧し検討した。

産学連携推進事業費のうち委託料について、総勘定元帳より抽出し、支出負担行為伺、支出命令書、請求書と突合した。

### (3) 監査の結果

財団運営補助金の交付に関する手続は、規則に則って行われていると認められた。

財団運営補助金の実績報告額 184,581 千円については、収支計算書に基づいて作成されており、一般管理費に計上されている法人税等、みなし寄付金、文献複写料は対象にされておらず、適切と思われる。

産学連携推進事業費の給料について、上記手続を行った結果、特に問題はなかった。

産学連携推進事業費の委託料について、証憑突合を行ったが、その結果は特に問題はなかった。

## 5. FAIS への学術研究施設等管理運営業務委託

### (1) 概要

学術研究都市における施設等管理運営事業を、北九州学術研究都市条例(平成 12 年条例第 63 号)及び北九州学術研究都市条例施行規則(平成 13 年規則第 11 号)等に基づき、FAIS に委託するものである。

(委託業務の内容)

ア. 学術研究施設(産学連携センター、学術情報センター、会議場、体育館、運動場、共同研究開発センター、情報技術高度化センター)、環境エネルギーセンター、クラブセンターの維持管理業務(設備管理、警備、清掃等)

イ. 情報基盤等管理運営業務( )

ウ. 図書室運営業務( )

エ. 学術研究施設の使用受付、指導、調整等

オ. 学術研究施設の使用料等の徴収業務

カ. 学術研究都市の広報業務

キ. 学術研究都市入居団体の連絡調整業務

ク. その他、産学連携推進事業など学術研究都市の設置目的を達成するために必要な業務

ケ. 北九州市立大学所管の施設の維持管理業務(設備管理、警備)

コ. その他両者協議のうえ決定した事項

( ) 北九州市立大学所管部分を含む

平成 14 年度の委託料は 1,329 百万円であるが、委託内容には北九州市立大学所管部分も含まれるため、一般会計 694 百万円と、北九大特別会計 634 百万円に按分して計上されている。

委託料は、4 月から 3 月までの 1 年契約となっており、当初契約金額を概算払いにより支払い、契約満了後に精算することとなっている。

FAIS では、当該委託業務のうち、施設管理については特別会計で処理しており、会計帳簿により支出の管理をしている。

## ( 2 ) 実施した監査手続

所管である産業学術振興局にヒアリングし、委託契約書、見積書、決裁書その他関連する書類を閲覧し、契約内容及び契約手続が、法令等に照らして適切かどうかについて検討した。

また、FAIS においてヒアリングし、会計帳簿より特に金額の大きい委託費を中心に抽出し、契約書、見積書、決裁書その他関連する書類を閲覧して当該委託業務が適切に実施されているかどうか検討した。

## ( 3 ) 監査の結果

### 市と FAIS との委託契約

監査の結果、契約内容及び契約手続には、問題は見受けられなかった。

### FAIS と外部業者との委託契約

委託費について、委託内容別に特に金額の重要なものについて、随意契約、特命の理由を決裁書により検討し、また、相見積りの実施の有無について検討したが、情報通信基盤運用保守、清掃業務などを除き随意契約となっている。委託内容の専門性が高い、当該委託先しかできるところがない、プロジェクトの当初のスキームから当該委託先しかないなどの理由による。

特に、専門性の高い業務の委託先は限られており、大学や共同研究企業にさせることが多いため、より透明性を高めるために見積り入手や入札等により、金額積算根拠の客観性が求められるが、実施した手続の範囲では、特に指摘すべき事項はなかった。

## 6 . 知的クラスター創成事業

### ( 1 ) 概 要

知的クラスター創成事業とは、研究開発能力拠点の創成を目指す文部科学省の事業であり、北九州学術研究都市地域が当該事業の実施地域の一つとして選定された。北九州学術研究都市では、「システム LSI を軸とした新産業の創成」をテーマとして、

システム LSI 技術、マイクロ・ナノ技術を研究領域とした活動を行っている。国からの補助金の交付先は、「地方公共団体の所管する財団その他の地域にあって当該地域の科学技術振興の中核的存在であり公益性の認められる法人格を有した民間団体等」に限られており、当地域では、当該民間団体として市が FAIS を選定している。

文部科学省からの補助金は、年間 5 億円程度、期間 5 年の予定となっており、平成 14 年度の入金額は 462 百万円となっている。国からの補助金とは別に、地域が主体的に取り組む事業であることから自治体も経費の一部を負担することになっており、平成 14 年度は市から 35 百万円が支出されている。

## ( 2 ) 実施した監査手続

所管である産業学術振興局及び FAIS 担当者からヒアリングし、補助金の収入について補助金交付申請書、事業計画書、補助事業実施状況報告書、その他関連する書類を閲覧し、合规性を検討した。

また、支出内容について主に委託費を中心に、支出負担行為伺、請求書、領収書、決裁書、契約書と照合した。

また、大学への受託研究委託について、決算報告書と照合し、補助事業が適切に実施されているかどうか検討した。

## ( 3 ) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

## 7 . 北九州 TLO 事業

### ( 1 ) 概 要

当初、(株)北九州テクノセンターが文部科学省、経済産業省から技術移転機関として承認を受けていたが、市の産学連携政策の拡充方針に伴い、平成 14 年 4 月からその事業は FAIS に移管された。

北九州地区 7 大学 1 高専が参加し、大学、産学共同研究開発等だけでなく、地域の中小企業の新技術等から発明の提供を無償で受け、TLO が評価、特許出願、管理、企業等に譲渡、または使用許諾により技術移転を行う。

FAIS では、特許権の譲渡収入、又は実施許諾契約による収入を得るとともに発明者への収入の配分を行う。なお、国と市双方から補助金が支出されている。

### ( 2 ) 実施した監査手続

特許権の譲渡収入、実施許諾契約による収入について、契約書、決裁書等と照合

し、支出すなわち発明者への収入の配分の手続についても契約書等と照合して事業が適切に実施されているかどうか検討した。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

8. 生ごみ精製乳酸化実証事業

(1) 概要

FAIS が主体となり、平成 13 年 11 月から平成 17 年 3 月までの期間にわたって行う事業である。事業費総額は 861 百万円であり、必要な設備等を購入して大学、民間企業等と共同して研究活動を行うものである。

農水省から市環境局を経由して FAIS に補助金(施設整備費 7 億円の 50%)が交付される。平成 14 年度の補助金は、200 百万円である。

残り 50%と、研究経費(1.5 億円)を合わせて共同研究している民間企業から FAIS が受け取る。平成 14 年度の収入は、365 百万円である。

(2) 実施した監査手続

補助金については、補助金交付確定通知書、事業計画書、工事請負契約書、その他関連する書類を閲覧し、合規性を検討した。

また、支出内容について主に研究経費を中心に、支出負担行為伺、請求書、領収書、決裁書等と照合し、事業が適切に実施されているかどうか検討した。

なお、固定資産支出については、別途、次項以降、検討している。

(3) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

9. 固定資産取引の状況

(1) 概要

FAIS では、財団法人北九州産業学術推進機構会計処理規程(以下、「FAIS 会計規程」という。)に基づいて固定資産を管理している。固定資産は、基本財産と運用財産で構成されている。FAIS の寄附行為第 6 条によると、基本財産とは、(1)設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産、(2)基本財産とすることを指定して寄附された財産、(3)理事会の議決により運用財産から基本財産に繰り入れられた財産をいう。運用財産は、基本財産以外の財産をいう。



FAIS が保有している固定資産は以下の通りである（表 - 6 ）。

表 - 6 FAIS 平成 14 年度貸借対照表より抜粋（単位：円）

貸借対照表	一般会計	学術研究施設等管理 運営事業特別会計	研究基盤整備推進事 業特別会計
基本財産			
投資有価証券	369,337,989		
普通預金	400,662,011		
大口定期	30,000,000		
基本財産合計	800,000,000		
その他の固定資産			
建物	3,517,500		
建物減価償却累計額	126,891		
車両運搬具	173,250		
車両運搬具減価償却累計額	51,923		
機械設備	713,847,750		
機械設備減価償却累計額	26,686,192		
什器備品	168,457,015	3,600,555	56,454,005
什器備品減価償却累計額	13,401,805	833,328	18,422,919
無形固定資産	46,342,606		4,457,670
無形固定資産減価償却累計額	2,015,025		74,293
電話加入権	76,440		
敷金			1,635,000
保証金	60,000		20,000
基本財産積立預金	2,681,557		
その他の固定資産合計	892,874,282	2,767,227	44,069,463

#### 固定資産の残高管理

固定資産の管理はキャンパス運営センター総務企画部長が行い、基本財産明細帳及び固定資産台帳を備え、資産の数量等現況を明らかにしなければならない（FAIS 会計規程第 27 条）。FAIS では、取得価額 10 万円以上の固定資産については固定資産台帳で管理している。また、以前は表計算ソフトの帳票にて管理していたが、平成 14 年度には TLO の特許権等一部を除き市販の会計ソフトで管理するようになり、平成 15 年度からは TLO の特許権についても同じ会計ソフトで管理している。

FAIS が管理している固定資産（基本財産は除く）の取得価格、帳簿価格、当期償却額等は表 - 7 の通りである。また、FAIS が管理している基本財産の増減額及びその残高は表 - 8 の通りである。

表 - 7 固定資産台帳明細表（固定資産台帳を集計したもの）より合計金額のみ抜粋  
(単位：円)

	取得価額	期首帳簿価額	当期償却額	期末帳簿価額	償却累計額
(一般会計)					
建物	3,517,500	3,507,741	117,132	3,390,609	126,891
車両運搬具	173,250	0	51,923	121,327	51,923
機械設備	713,847,750	3,730,851	26,631,793	687,161,558	26,686,192
機械設備(国プロ)	135,514,325	0	0	135,514,325	0
什器備品	168,510,583	11,982,812	11,302,644	155,055,210	13,455,373
無形固定資産(ソフトウェア)	34,278,720	0	2,015,025	32,263,695	2,015,025
無形固定資産(特許権)	8,141,879	0	0	8,141,879	0
(特別会計)					
(施設管理)					
什器備品	3,600,555	627,200	409,425	2,877,530	723,025
(研究基盤)					
什器備品	48,886,676	40,260,797	9,154,153	35,262,544	13,624,132
無形固定資産(ソフトウェア)	10,759,397	4,785,891	2,091,642	7,151,919	3,607,478

表 - 8 平成 14 年度における基本財産の増減額及び残高 (単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
投資有価証券	0	369,337,989	0	369,337,989
普通預金(基本財産)	800,000,000	0	399,337,989	400,662,011
大口定期	0	30,000,000	0	30,000,000
合計(基本金)	800,000,000	399,337,989	399,337,989	800,000,000

#### 固定資産の購入・処分状況について

FAIS の固定資産の購入・処分手続は、財団法人北九州産業学術推進機構専決規程別表第 3 (第 2 条関係(財務事項))に基づく承認手続のほか、各種の関係書類の作成を必要としている。

また、基本財産については FAIS 寄附行為第 8 条で処分の制限が定められている。

#### (2) 実施した監査手続

FAIS 関係者にヒアリングを行うとともに、関係資料提出を求め、FAIS 会計規程等との合規性を検証した。具体的には以下の手続を行った。

公表決算資料により期間比較表を作成し、異常増減がある場合にはその理由を検討した。

上記推移表と総勘定元帳とを突合した。

基本財産明細帳と固定資産台帳の金額と、総勘定元帳とを突合した。

固定資産台帳明細表の固定資産の取得金額を貸借対照表と突合し、減価償却費の計算をチェックし、一部関係書類を閲覧した。

FAIS に財産の管理状況を質問し、基本財産明細帳と固定資産台帳明細表を閲覧した。

FAIS の基本財産について、貸借対照表・正味財産増減計算書と注記事項を突合し、FAIS関係者に質問するとともに預金通帳と公債に関する関係書類を閲覧した。

基本財産について基本財産明細帳と残高証明書・通帳・決裁書を突合した。

基本財産について総勘定元帳と基本財産明細帳を突合した。

その他の固定資産(FAIS 会計規程第 26 条)のうち、保証金・敷金については、貸借対照表と総勘定元帳、総勘定元帳と敷金/保証金管理表・納入通知兼領収書・建物賃貸契約書・領収書・決裁書を突合した。

### (3) 監査の結果

固定資産台帳上の金額と、決算書上の金額に、以下のとおり差額が生じている。

表 - 9 貸借対照表と固定資産台帳明細表の比較 (単位:円)

	貸借対照表の金額	固定資産台帳明細表の金額	差額
(一般会計)			
・資産の部			
2. 固定資産			
その他の固定資産			
什器備品	168,457,015	168,510,583	53,568
什器備品減価償却累計額	13,401,805	13,455,373	53,568
(研究基盤整備推進事業特別会計)			
・資産の部			
2. 固定資産			
その他の固定資産			
什器備品	56,454,005	48,886,676	7,567,329
什器備品減価償却累計額	18,422,919	13,624,132	4,798,787
無形固定資産	4,457,670	10,759,397	6,301,727
無形固定資産減価償却累計額	74,293	3,607,478	3,533,185

#### (一般会計)

ア. 差額: 什器備品 53,568 円・什器備品減価償却累計額 53,568 円

北九州市産業技術振興基金(前身)から引き継いだ什器備品 2 件の帳簿価額 244,032 円について、貸借対照表上では正しく計上しているが、固定資産台帳上では 297,600 円を入力しているため差額が生じている。引継資産という特殊事情があり、固定資産台帳に帳簿価額 244,032 円を入力すると正しい減価償却額が算定できないことからやむを得ず当該振興基金の当初購入価額(取得原価)である 297,600 円を入力しているとのことである。しかしながら、正しい帳簿価格は 244,032 円であり、今後は出力された固定資産台帳に手書で修正しておく必要がある。

イ．勘定科目訂正

什器備品のうち SoC 設計センターの半導体設計用ソフトウェア（取得価額 10,642,800 円及び什器備品減価償却累計額 3,512,124 円）については、無形固定資産に分類されるべきであるため、無形固定資産として固定資産台帳と貸借対照表に計上する必要がある。

(研究基盤整備推進事業特別会計)

差額: 什器備品 7,567,329 円、什器備品減価償却累計額 4,798,787 円、無形固定資産 6,301,727 円、無形固定資産減価償却累計額 3,533,185 円

平成 13 年度に取得資産した 8 件のソフトウェア(取得価額 6,301,727 円、減価償却累計額 3,533,185 円、平成 14 年度減価償却額 2,017,349 円)の勘定科目を固定資産台帳上は無形固定資産で計上しているが、決算書上では什器備品で計上しているため差額が生じている。正しい勘定科目は無形固定資産であり、今後は決算書の勘定科目についても無形固定資産とする必要がある。

貸借対照表上の基本財産について

ア．投資有価証券の内容は公債であり、その合計金額は貸借対照表上の勘定残高 369,337,989 円と一致しており、FAIS では、適切に処理され、合規性に問題はなかった。

イ．貸借対照表上の大口定期 30,000,000 円と普通預金 400,662,011 円は、通帳の残高と一致し、適切に処理され合規性に、問題はなかった。

FAIS が保有している固定資産の取得または処分の状況は以下の通りである。

表 -10 正味財産増減計算書より抜粋 (単位: 円)

(一般会計)	金額	固定資産台帳明細表	差額
・増加の部			
1. 資産増加額			
電話加入権購入額	76,440	0	76,440

表 -11 収支計算書より抜粋 (単位: 円)

(一般会計)	金額	固定資産台帳明細表	差額
3. 固定資産取得支出			
電話加入権購入支出	76,440	0	76,440

(一般会計) (差額: 電話加入権購入額 76,440 円)

電話加入権は 1 件であり減価償却対象外固定資産であるため、固定資産台帳に記載がないとのことであるが、他の無形固定資産同様に、固定資産台帳に記載する必要がある。

## 10. 固定資産の現物管理状況

### (1) 概要

FAIS では、FAIS 会計規程に基づいて固定資産を管理している。FAIS 会計規程第 27 条で、「基本財産明細帳と固定資産台帳を備え、資産の数量等現況を明らかにしなければならない。」となっている。そのため、実地照合を行うことで現況を明らかにするよう示唆していると言える。FAIS では、自主的に実地照合を固定資産税申告前と年度末に行っている。FAIS の実地照合は、総務企画部長の命で FAIS の各センターの職員が実施しており、経理担当課長に口頭にて報告し、経理担当課長より総務企画部長に結果報告を行っている。

### (2) 実施した監査手続

FAIS 関係者にヒアリングを行うとともに、関係資料提出を求め、FAIS 会計規程等との合規性を検証するため、以下の手続を行った。

FAIS に財産の現物管理状況を質問し、関連書類を閲覧した。

機械、建物については 100 万円以上、什器備品については 50 万円以上を実査した。

固定資産台帳と固定資産台帳明細表の整理番号・取得年月日・資産名等を固定資産整理票と照合した。

### (3) 監査の結果

合規性に関して特に問題となる事項はなかった。

## 11. 固定資産台帳

### (1) 概要

FAIS 会計規程第 27 条で、「基本財産明細帳と固定資産台帳を備え、資産の数量等現況を明らかにしなければならない。」となっている。FAIS では、固定資産管理システムより出力した固定資産台帳をファイルして管理している。

なお、平成 14 年度は、TLO 事業で発生する特許権（無形固定資産）を産学連携センターが別に管理していたため、同センターから適時の報告が必要となっていた。

### (2) 実施した監査手続

FAIS 関係者にヒアリングを行うとともに、関係資料提出を求め、FAIS 会計規程等との合規性を検証するため、以下の手続を行った。

FAIS に証憑書類の閲覧及び担当者への質問により、FAIS 会計規程に基づいて台帳管理を実施しているか、合規性について検証を行った。

固定資産システムへの入力の方法や時期について質問し、一部関係書類と突合した。

固定資産台帳明細表に記載されている減価償却費について計算突合した。

固定資産台帳を閲覧し、その記載内容について検討した。

FAIS の関係者に固定資産システムのセキュリティについて質問し、状況を検証した。

### (3) 監査の結果

固定資産台帳と固定資産システムのセキュリティについては、合规性に反しておらず、特に指摘すべき事項はなかった。

## 12. 物品管理

### (1) 概要

FAIS では、FAIS 会計規程に基づいて物品を管理している。FAIS での物品とは、金銭、有価証券及びFAIS 会計規程第 26 条に規定する固定資産となる物品を除く一切の動産をいう(同規程第 30 条)。

FAIS では、取得価額 5 万円以上の物品は物品管理台帳で管理している。このとき、取得価額 10 万円以上の固定資産は、物品管理台帳から除かれ、固定資産台帳で管理されている。図書については、図書費として収支計算書に記載するが、物品管理台帳で物品に含めて管理し、その取得金額は、10 万円以上の分でも記載されている。

FAIS が保有している物品は以下の通りである。

表 -12 FAIS 作成の物品管理台帳より (単位：円)

保管場所	金額
知的クラスタープロジェクト推進室	303,450
SoC 設計センター	1,961,877
キャンパス運営センター-学術情報部	3,542,591
GMD - Japan 研究所	971,294
産学連携センター(技術移転推進部)	1,153,982
キャンパス運営センター-総務企画部(施設)	813,028
合計	8,746,222

物品管理台帳は、購入や移動の際に、その事実の発生した年月日、対象となる物品の品名・仕様・購入価額等を原則として一品一葉で記入したものが綴られている。また、現物への管理番号添付がなされている。

### (2) 実施した監査手続

FAIS 関係者にヒアリングを行うとともに、関係資料提出を求め、FAIS 会計規程等との合規性を検証するため、FAIS の物品管理状況について質問し、物品管理台帳を閲覧した。

( 3 ) 監査の結果

物品管理台帳等の記載状況について、査閲した範囲では要領に反した不整合や、指摘すべき不合理な取扱は認められなかった。

また、FAIS 会計規程では、物品の出納及びそれに付随する事務を取り扱わせるため、物品取扱員を置くこと規定している（同規程第 31 条）が、保管場所に応じ、物品取扱員の検印がなされており、規程に準拠していた。

#### 第 4 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



平成 15 年度  
包括外部監査の結果に関する報告  
に添えて提出する意見書

「学術研究都市の施設整備及び管理運営にかかる事務事業」

平成 16 年 2 月

北九州市包括外部監査人  
公認会計士 小島 庸 匡

包括外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見書  
( 学術研究都市の施設整備及び管理運営にかかる事務事業 )

目 次

第 1 . 意見書について .....	1
第 2 . 学術研究都市の施設整備及び管理運営にかかる事務事業についての意見 .....	2
. 学術研究都市全般 .....	2
1 . 施設整備事業 .....	2
2 . 市の建物管理 .....	4
3 . 市の物品管理 .....	4
4 . 早稲田大学の誘致 .....	6
. 北九州市立大学国際環境工学部 .....	10
1 . 勤務地内旅費にかかる規程の見直し .....	10
2 . 委託料 .....	13
3 . 電子複写機 ( コピー機 ) の使用 .....	17
4 . 物品の廃棄方法 .....	19
5 . 物品管理 .....	19
6 . 外部研究費 .....	22
. 財団法人北九州産業学術推進機構 ( FAIS ) .....	26
1 . 研究基盤整備推進事業補助金 .....	26
2 . SoC 設計研究推進事業補助金 .....	27
3 . 財団運営補助金 .....	28
4 . FAIS における会計処理、契約規則 .....	28
5 . FAIS への学術研究施設等管理運営業務委託 .....	29
6 . 知的クラスター創成事業 .....	30
7 . 北九州 TLO 事業 .....	31
8 . 固定資産の現物管理 .....	31
9 . 固定資産システムのセキュリティ .....	32
10 . 固定資産の処分手続 .....	32
11 . 産学共同研究のコーディネート・管理機能 .....	33
12 . 市からの自立性 .....	34
. 学術研究都市の評価に向けて .....	36

本文中の表内の数値については、四捨五入にて端数処理を行っており、合計数値と内訳数値とに相違がある場合がある。

## 第 1 . 意見書について

監査実施時に、経済性、効率性及び有効性の観点から組織又はその運営の合理化に資するために必要と認められた事項につき、地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づき意見として述べている。

監査の結果とともに、この意見についても参考とされ、今後の学術研究都市の整備や管理運営に関して、より一層改善を望むものである。

## 第2 . 学術研究都市の施設整備及び管理運営にかかる事務事業についての意見 . 学術研究都市全般

### 1 . 施設整備事業

建設工事のうち対象とした12件（契約金額合計8,681,064千円）に関して、予定価格に対する最低制限価格の比率を検証したところ、83%から85%の範囲内に収まっている。予定価格は、入札前に公表される価格であり、最低制限価格は入札後に公表される価格であるが、予定価格の公表によって、事前に最低制限価格を予想できる状況にある。

また、予定価格に対する落札価格の比率を検証したところ、85.0%及び79.8%と算定されたケースが1件ずつあるが、残りは94%以上である。特に全体の半数にあたる6件（契約金額ベースでは合計6,040,650千円、全体の69.6%）において、98%台と高い比率となっている。

公正さや経済性の追求という競争入札方式採用の趣旨を前提とすると、少なくとも業者間の競争によって、今以上に市が経済的なメリットを享受できるように、入札方式を研究・検討する余地は残されていると考える。今後も、より公正さと経済性に留意した業者選定が望まれる。

#### （参考）

##### 1 . 予定価格

予定価格は、競争入札の方法により相手方を選定して契約を締結する際の落札価格すなわち契約決定の基準となるものである。予定価格の設定は、予算で定める金額の範囲内で仕様書、設計書等により、競争入札に付する事項の価格の総額について定める。

その決定方法については、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならないものである（日本経営協会資料より）。

##### 2 . 最低制限価格

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。（地方自治法施行令第167条の10第2項より）



## 2. 市の建物管理

市の建物について、地方自治法施行規則及び市公有財産管理規則に基づき、保有財産目録及び公有財産台帳（建物台帳）が作成されている。ただし、建物台帳の台帳価格は取得価格のまま記載され、減価償却計算を行わないため、建物の価値の減少を台帳価格に反映することはできない。

そこで、建物台帳の台帳価格に関して、市の建物等の更新計画を検討するためにも、別途、償却状況を把握していくなど、建物台帳の機能を補完できるような仕組みの導入について検討することが望ましい。

なお、検討に際しては、必要性の高い部門を重点的に取り上げるなど、費用対効果を考慮しつつ、戦略的に進める必要がある。

## 3. 市の物品管理

### (1) 物品管理

北九州市会計規則（以下、「会計規則」という。）第 84 条第 1 項の趣旨を踏まえて、帳簿と現物を照合するには、帳簿上あるべき資産の詳細なリストが必要であり、計画的なたな卸のためには、保管者(実質的)・保管場所、細目等による集計が可能であることが望まれる。このような意味で、現在の備品台帳では適切とは言えない。望ましいのは、市全体をカバーする電算管理システムで、随時必要な情報が得られることである。将来的には地方公共団体においても複式簿記や貸借対照表の本格的導入もありうるため、それらを見据えた物品管理システムの見直しが望ましい。

なお、市は平成 16 年 4 月に IT 化による新たな物品管理システムの導入を予定している。

### (2) 寄付採納

会計規則第 89 条第 3 号、物品管理要領第 7 によって、贈与又は寄付の受納の場合は、別途決裁を受けた後、手続を行うこととされている。

その際には、所定の手続により、見積価格を備品管理台帳あるいは重要物品管理台帳に記載することが必要であると考えられるが、今回の監査対象の範囲では、寄付採納の際、寄付者の購入時の購入価格を取得価格欄に記載していた。

その価格で備品として扱うかどうか、あるいは重要物品かどうか判断されることを考えると、市の取得価格は、寄付者の購入価格ではなく、寄付された時点の価あるいはそれに相当する見積価格を取得価格とすることが望ましい。

### (3) 貸出備品

物品の貸付けについては会計規則第 92 条で定められている。また、物品管理要

領第35では、備品の庁外持ち出し等を頻繁に行う課は貸出簿を備え、使用者の印を徴する等、常に使用者の保管責任を明らかにして、亡失、き損等の事故予防処置を講じておくこととされている。

学術研究都市においては、会議場などに備えられた貸出用備品の多いことが特徴である。貸出用の備品として位置づけられているものについては、独自に備品管理台帳又は重要物品台帳、整理票に「貸出用」と明記されている場合があるが、特に明記されていない場合もあり、必ずしも統一された扱いとはなっていない。貸出用の備品は通常の備品とは異なり、多くの利用者によって様々な状況で使用されることが想定されるため、亡失や毀損等を防ぐためにも、統一的な扱いについて検討しておくことが望ましい。

#### (4) 物品整理票

備品はすべて整理票その他の方法により、分類表示して管理しなければならない(会計規則第84条第2項)。また、備品管理台帳の整理番号をとり、整理票は消えにくいインク等で記入し各備品に貼り付けること(物品管理要領第34)とある。

しかし、整理票が貼付されていないものや整理票が剥がれそうなものが見られた。また、備品の形状等によって整理票を貼付しにくい場合には、別の方法を講じる必要があるが、その対応をしていないとのことである。整理票貼付の徹底が望まれる。

また、物品管理要領における表現では、重要物品については整理番号を付けて整理票を貼付するという手続を明確には規定していないように読み取れる(会計規則第95条第3項・第84条第2項、物品管理要領第32、4)。実際の手続の状況を見ると、重要物品に整理票が貼られていない場合があった。

物品の重要性という点からは、重要物品と分類されているものほど、厳重な管理が必要となるはずであるため、重要物品についても、整理番号の記載や整理票の貼付などの手続について明確に規定し、管理を徹底することが望ましい。

#### (5) 備品管理業務の引継

備品管理台帳でコンテンツ制作室に設置されているはずの3つの収納棚(備品管理台帳No.3162、3163、3164)について、所在不明であることに気づいた職員が「注意」という付箋をつけたメモを台帳に綴っていた。この収納棚は一時的に別の部屋に置かれていたが、保管場所が変更になっていることが、職員に伝えられていなかったことが原因である。

このようなケースが実際に起こっていることから、職員の異動に際しては、口頭ではなく、紙面等の文書で業務内容を引き継ぐなど、重要な事項が確実に引き継がれるようにする必要がある。

#### 4. 早稲田大学の誘致

平成 15 年 10 月 14 日、産業学術振興局において、早稲田大学誘致の経緯及び同大学との協定内容等について、ヒアリングするとともに関係書類について閲覧した。

##### (1) 早稲田大学との基本協定書

早稲田大学との間で、締結された基本協定書は次のとおりである。

「早稲田大学理工学総合研究センター九州研究所(以下、「九州研究所」という。)の設置に関する基本協定書」平成 10 年 9 月 1 日締結

「(仮称)早稲田大学大学院先端技術デザイン研究科(以下、「大学院」という。)の設置に関する基本協定書」平成 13 年 1 月 10 日締結

##### (2) 誘致に関する決裁及び支援内容

九州研究所設置の決裁……平成 10 年 8 月 24 日

ア. 主な支援内容

(ア)九州研究所用施設の無償貸付け

(イ)研究者・大学院生用宿舍の無償貸付け

(ウ)前 2 号の施設用地として約 2ha の土地の無償貸付け

イ. 支援を行う理由

(ア)北九州学術研究都市整備事業は、本市の最重要プロジェクトの一つであり、産学連携に実績のある早稲田大学理工学総合研究センターはぜひとも誘致したい研究機関であること。

(イ)私立大学等の誘致には自治体が巨額の費用を支援していること(表 - 2)。

(ウ)理工学系の大学、研究所は、多額の開設費用を要する割には学生数が少ないなどの理由により、特別の支援措置を講ずることが必要であること。

新大学院設置の決裁……平成 12 年 12 月 25 日

ア. 主な支援内容

(ア)新大学院の校地の無償貸付け

(イ)新大学院の校舎の無償貸付け(当初、無償譲渡としていたが、その後、無償貸付けに改められた。)

(ウ)新大学院の教育研究に必要な備品購入費等の経費の負担

この経費の負担は、「学術研究都市教育機関整備事業」の補助金 8 億円の形で行われた。平成 15 年 3 月 28 日補助金は交付され、これに対し、4 月 14 日に市の現地調査が実施されている。



表 - 2 大学等の新・増設に対する地方自治体の支援事例

開学年度	大学名	自治体	設置経費等の支援	校地に関する支援
H13	九州国際看護大学	福岡県	6億円	3.4%無償譲渡(校地の約6割) 2.0%無償貸与(30年間)
		宗像市	2億円	
	東北公益文科大学	山形県・酒田市・鶴岡市	-	無償譲渡
		山形県・酒田市・鶴岡市・周辺市町村	大学設備費113億円、開学後4年間運営費13億6,000万円	-
鳥取環境大学	鳥取県・鳥取市	施設事業費177億円(用地を含む) 経常経費28億円	-	
H12	立命館アジア太平洋大学	大分県	校舎建設費など150億円	-
		別府市	造成費42億円	無償譲渡
	静岡文化芸術大学	静岡県	準備財団の基本財産1億円 校舎・備品の整備費約300億円	-
		浜松市	-	約2.8%無償譲渡(校地全部)
H11	萩国際大学	山口県	20億円	-
		萩市	20億円	-
H10	九州看護福祉大学	熊本県	施設整備費16億円	-
		玉名市	-	無償譲渡
	2市10村	施設整備費30億円	-	
	千歳科学技術大学	千歳市	創設費86億円(全体98億円)	無償譲渡
H9	高知工科大学	高知県	設備経費約258億円	半分を無償譲渡 残りを無償貸与
H7	名城大学 都市情報学部	可児市	-	校地約6.3%を無償譲渡・貸与
H6	長岡造形大学	長岡市	創設費89億円のうち3分の2	約11.5%無償譲渡
		新潟県	上記の残り3分の1	-
	新潟国際情報大学	新潟県20億円、新潟市45億円、寄附等25億円、計90億円で土地と建設費をほぼ負担	-	-
	新潟経営大学	加茂市・田上市	-	6.4%無償譲渡
新潟県		11億円	-	
地元18市町村		24億円	-	

(資料) 日本経済新聞等の記事より作成

### (3) 施設等の無償貸付けに係る早稲田大学との契約内容

#### 九州研究所関係

「市有財産(研究所及び宿舍の土地、建物及び備品)使用貸借契約書」(平成13年3月30日契約).....使用貸借期間~平成13年4月1日から平成19年3月31日までの6年間

契約書の第16条3項において、“市が公用又は公共用に供するために使用貸借物件を必要とするときは、使用貸借期間中であってもこの契約を解除することができ

る。”としている。

#### 大学院関係

ア．「市有財産（土地）使用貸借契約書」（平成 15 年 4 月 1 日契約）……使用貸借期間～平成 15 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 20 年間

イ．「市有財産（建物）使用貸借契約書」（同上）……使用貸借期間～平成 15 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの 10 年間

#### （４）開校後の状況

##### 九州研究所関係

平成 13 年 4 月に開設され、研究者 30 名、大学院生等 21 名でスタートし、現在それぞれ 99 名、30 名（平成 15 年 12 月現在）に増えている。

##### 大学院関係

平成 15 年 4 月 7 日に入学式が開催され、修士課程 115 名、博士後期課程 32 名が入学した。入学式の内容については、マスコミにも記者発表された。また、9 月にも修士課程 17 名、博士後期課程 21 名が入学している。現在のところ、教員は 32 名、職員は 10 名である。

#### （５）早稲田大学の誘致に伴い、市が支援していることについて

大学の誘致について、地方自治体が支援していることについては、表 - 2 のように数多くの例が見られ、市が早稲田大学の誘致に当たって、土地や校舎の無償貸与及び備品購入費等の経費負担をしたことについては、特段珍しいことではない。

また、北九州市財産条例においても、その第 5 条で、“普通財産は、次の各号に該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸付けることができる。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 及び(3)については、省略”

とされており、市有財産を無償貸与することは、問題はないものと思われる。

なお、無償貸与することについて、平成 11 年 6 月の議会において、議員からの質問に対して、当時の企画局長から“研究に必要な施設を無償貸与するほか……”と答弁されていることからオープンにされている。

誘致したことのメリットは、北九州学術研究都市にネームバリューのある早稲田大学を誘致できたことにより、「学研都市」全体のイメージが上がり、その結果、世間一般に同都市の認知が高まったことは事実であり、それなりに評価しうるものと判断される。

また、大学を誘致したことにより、同大学の研究者、教員及び学生等が増え、それらが市内に居住することによる経済的効果も今後期待できる。

しかしながら、これらの経済的効果が見込まれる一方で、必要な土地や校舎などを建設した上で、無償貸与することは、市が多大な負担を負うことになる。市の負担の妥当性については大学誘致の効果を見据えながら評価する必要がある。無償貸与などの経済的な支援をしなければ、誘致できなかったことは十分考えられるが、大学誘致による本来の効果は長期的に現れてくるものと考えられるため、まずは市が負担するコストについて明らかにしておくことが重要である。

市としても、この経済的負担については、平成13年9月27日開催された総務財政委員会で、議員の質問に対して、その時点で算定した額を答弁することによって、明らかにしている。ただし、その時点で、大学院は未開校で、しかも大学院校舎の無償譲渡を前提としていた段階である。その後、校舎等が完成し、同大学に無償貸付けを実施した段階で、改めて公表されたものはない。監査実施時点において資料を求めたが、特に市が負担しているコスト（機会費用等）についてまとまった形で整理されたものはなかった。どのような方法で計算し、どの程度外部に明らかにすべきかなどについては検討の余地はあるが、無償貸付けすることは、実質的にキャッシュ・フローを伴わない補助金のようなものであり、少なくとも無償貸付けの期間の間、常にその額を把握しておくべきである。

また、平成15年8月に策定された「北九州市科学技術振興指針」において、「この学研都市を、知的基盤の中核として位置づけ、国内外の高度な教育研究機関との連携の強化、大学・大学院・研究所のさらなる誘致・充実などにより、特色ある分野において、国際水準の実践的な教育研究機能を早期に実現し、知的基盤の土台となる基礎的な研究機能も充実する。」と記述されている。したがって、今後も学術研究都市に大学・大学院・研究所を誘致する動きが出てくると予想されるが、市の重要な財産を無償貸与する場合には、その経済的な負担について、市民に理解を求めていくことが重要である。

なお、現在、早稲田大学に対して、無償貸付けしている資産の明細を示せば、次のとおりである。

表 - 3 早稲田大学に対する無償貸付け資産一覧

	土地	建物		物品
	面積	延床面積	取得価格	
九州研究所	13,705 m <sup>2</sup>	3,182 m <sup>2</sup>	659 百万円	29 百万円
教職員宿舎	809 m <sup>2</sup>	889 m <sup>2</sup>	257 百万円	-
研究員宿舎	1,831 m <sup>2</sup>	1,635 m <sup>2</sup>	434 百万円	1 百万円
大学院	19,666 m <sup>2</sup>	12,357 m <sup>2</sup>	3,397 百万円	-
計	36,011 m <sup>2</sup>	18,063 m <sup>2</sup>	4,747 百万円	30 百万円

(資料) 市有財産使用貸借契約書(変更契約書を含む)より作成。

(注) 1.この他に大学院誘致に関連して備品等の経費補助金として8億円が別途支給されている。  
2.九州研究所の建物取得価格は、無償貸付け分を面積按分して算出した。

## ・北九州市立大学国際環境工学部

### 1. 勤務地内旅費にかかる規程の見直し

#### (1) 勤務地内旅費の概要

勤務地内旅費は市内の旅行に際して支給される旅費であり、北九州市旅費条例第16条に定めるとおり、継続4時間以上かつ1キロメートル以上の行程での旅行について交通費及び日当を支給するものである(表-1)。具体的には、交通費については実費を支給し、日当については定額により100円と定められている。

表 - 1 北九州市旅費条例(抜粋)

「第16条 勤務地内において出張する場合の旅費の額は、別表第4に定めるところによる。」		
別表第4		
旅費額	交通費	日当
	実費	継続4時間以上100円
備考		
(1) 片道1キロメートル未満の在勤地内出張又は公用車を利用した場合の勤務地内出張については、旅費は支給しない。		
(2) 東京事務所に勤務する職員については、日当は支給しない。		
(3)～(4) 省略		

#### (2) 勤務地内旅費の支給実態

支給の実態を把握するため、「国際環境工学部教員研究費」及び「国際環境工学部キャンパス管理運営業務」を選択し、これにかかる「近距離旅行、勤務地内出張命令書」を通査したところ、両事業において執行された教員の研究活動にかかる勤務地内旅費は41件、職員の事務遂行にかかる勤務地内旅費は97件であった。

教員の研究活動にかかる勤務地内出張は、主に北九州市国際会議場等を行き先とした小倉・門司近辺への研究協議等による勤務地内出張が主体である。また、事務職員の勤務地内出張は、主に北九州市役所等小倉近辺への事務遂行及び研修等による勤務地内出張が主体である。いずれの場合においても、交通費実費分と日当として100円が支給されている。

一例として、平成15年3月における支給実態を以下に挙げる(表-2、表-3)。なお、教員の研究活動にかかる旅費について「国際環境工学部キャンパス管理運営事業」から執行されており、「事業間流用」の措置がなされていないが、これについては結果報告書に指摘事項として記載している。

表 - 2 教員の研究活動にかかる勤務地内旅費  
 (「国際環境工学部キャンパス管理運営事業」)

日程	出張先	用件	最寄駅
1	門司港駅舎 (門司区)	研究協議及び現地調査	門司港
2	北九州市国際会議場 (小倉北区)	特別講演会	小倉
3	門司港駅舎 (門司区)	研究協議及び現地調査	門司港

(資料)「近距離旅行、勤務地内出張命令書」より作成

表 - 3 職員の事務遂行にかかる勤務地内旅費  
 (「国際環境工学部キャンパス管理運営事業」)

日程	出張先	用件	最寄駅
1	総合保健福祉センター (小倉北区)	研修	小倉
2	小倉北区役所 (小倉北区)	研修	西小倉
3	小倉北区役所 (小倉北区)	研修	西小倉
4	北九州市立大学北方キャンパス (小倉南区)	学位授与式応援事務	小倉 (競馬場前)
5	北九州市立大学北方キャンパス (小倉南区)	合格発表書類送付事務	小倉 (競馬場前)
6	北九州市立大学北方キャンパス (小倉南区)	図書館協議会出席	小倉 (競馬場前)
7	リーガロイヤルホテル小倉 (小倉北区)	講演会	小倉

(資料)「近距離旅行、勤務地内出張命令書」より作成

### (3) 勤務地内旅費における日当支給の妥当性

公務による旅行である以上、交通費については適切な範囲において実費を支給することは妥当であるが、一方で、日当として支給される100円については、何の対価として支給されているのか支給目的が明確ではない。市としては、例えば公衆電話代等の諸経費を想定しており、本来は実費弁償が原則であるものの、事務の効率性及び迅速性等を勘案して定額制を採用しているとのことである。本来、公務の遂行に際して必要となった経費については、実費弁償がなされる必要があるが、事務作業の負担を考慮した上で定額を支給することも容認されるものと考えられる。

しかし、北九州市立大学ひびきのキャンパスにおける勤務地内旅行の実態としては、ひびきのキャンパスから小倉もしくは門司への市内移動であるとともに、特に、職員の事務遂行にかかる勤務地内旅行は主に大学以外の市の施設を目的地としている。このような状況において、想定しているような公衆電話代等が恒常的に発生するかは疑問である。

加えて、公用車を利用した場合には支給されないこと、及び東京事務所に勤務する職員には支給されないことと考え併せても、その支給に合理性を有するとの積極的な意義を見出し得ない。制度設定の当初は幾分かの合理性を有していたとしても、その後の経済環境の変化等に伴い、現状においては合理性を喪失している可能性がある。

今後の勤務地内出張における日当の取扱いについては、旅費が実費弁償を基本とする以上、出張の実態も考慮した上で、社会通念上許容される範囲内において、廃止も含めて支給額及び支給基準の見直しを行うことが望ましいと考える。なお、参考として、近距離旅行にかかる日当を支給していない地方公共団体を例示する。

表 - 4 (参考) 近距離旅行にかかる日当を支給していない地方公共団体

地方公共団体名	旅費にかかる条例
福島県	<b>【福島県旅費条例】</b> 第 19 条 2 日当は、次の各号に掲げる旅行については支給しない。(略) 一 県内旅行(内国旅行のうち県の区域内におけるものをいう。以下同じ。)のうち路程百キロメートル未満のもの
福井県	<b>【福井県一般職の職員等の旅費に関する条例】</b> 第 21 条 県内旅行については、日当は支給しない。
石川県	<b>【石川県職員等の旅費に関する条例】</b> 第 19 条 3 出発地から目的地までの路程が百キロメートル未満の県内旅行については、日当は、支給しない。

## 2. 委託料

### (1) 「北九州市立大学国際環境工学部研究等補助業務委託契約（E Aにかかる委託契約）」の競争促進策等

#### 概要

結果報告書に記載したように、E Aは、授業、実験及び研究等において技術的なサポートをする補助要員であり、国立大学においては通常「技官」として正規の職員がこの任にあっている。北九州市立大学においては、民間のノウハウの活用及び費用の効率化の観点から、外部の人材派遣会社と業務委託契約を締結し、人員の派遣を受けているものである。

#### 契約締結の状況

表 - 5 契約の状況

契約件名	執行額	契約形態
北九州市立大学国際環境工学部研究等補助業務委託契約（E Aにかかる委託契約）	88,454,870 円 （税込み）	特命随意契約 （地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号）

契約形態は特命随意契約を採用しているが、この理由として、「特命理由書」においては、「委託料のみを判断基準とする競争入札方式では、E A個人のスキルを見極めることができず、教員の要望に応じた必要な人材を確保し、十分な成果をあげることができない。」ためとしている。また、競争入札は実施していないものの、これを補うべく、契約に先立ちコンペを実施し、その上で業者を選定することとしている。しかし、コンペを実施しているものの、結果として受託会社は開学以来同一の会社であり、平成 15 年度も含めて過去 4 年間同一の会社が受託している。

#### 今後について

人選にあたっては教員からの希望を重視していることもあり、結果として、相当程度固定的な面もある。以上のことから、次の点を検討することが望ましい。

#### ア．直接雇用の検討

人選にあたって教授からの推薦及び希望が重視されること並びに委託契約形態を採ることにより受託企業に対する追加的なコストが生じることに鑑み、嘱託職員もしくは期限付職員等として直接雇用することを検討することが望ましいと考える。

#### イ．現行の委託契約における競争促進策の検討

直接雇用が不可能であれば、可能な範囲において競争をより促進させる方策を検討することが望ましいと考える。

(2) 「昇降機保守点検業務委託」における特命理由

北九州市立大学ひびきのキャンパスにおいては、本館に4台、計測分析センターに1台及び留学生会館に1台のエレベータが設置されているが、その保守点検業務については、エレベータの製造業者との間で、「北九州市立大学ひびきのキャンパス昇降機保守点検業務委託」として、特命随意契約の形態にて契約を締結している。

表 -6 契約の状況

件名	契約金額	契約形態
北九州市立大学ひびきのキャンパス 昇降機保守点検業務委託	3,569,258 円 (税込み)	特命随意契約 (地方自治法施行令第167条の 2、第1項第2号)

特命随意契約は、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)」について、契約締結の方法の原則である競争入札の形態を採らず、任意に特定の相手方を選択して、その者を相手方として契約を締結するものである。

本件においては、「特命理由」として、24時間遠隔監視を行うこととされているが、そのためにはメーカー独自のノウハウを蓄積したシステムの利用が必要であり、当該エレベータの製造業者以外の者では、「そのシステムを利用することは不可能であり、つまり、24時間体制で遠隔監視を行うことが出来ない。」こと、「故障時の修理や部品の交換といった場合」には、製造業者以外の「受託業者では対応できない部分も」あること等を挙げている。

確かに、エレベータ保守点検業務については専門的な技術を要するものの、昨今においては、エレベータ製造業者及びその系列会社以外に当該業務を担う業者があること、エレベータ製造業者の純正部品について、エレベータ製造業者及びその系列会社以外の業者も購入可能であること等を考慮した場合、これらを理由とするのみでは特命理由として積極性を有し得ない。

現状、事務局は、製造業者以外に当該業務を担い得る業者の有無について確認を行わず、上述の理由にて特命随契としているが、今後は、契約に際して参入業者の有無を確認し、可能であれば指名競争入札等の競争的な契約形態を採用することが望ましい。

(3) FAIS との管理委託契約の一本化

ひびきの本館など北九州市立大学独自の施設に関する維持管理・警備業務等と、学術研究都市内に整備された情報基盤等の管理運営業務及び図書室の図書管理のうち北九州市立大学所管分については、FAIS に業務委託されているものの、留学生会館にかかる「巡回警備業務委託」及び「設備点検業務」については、これとは



別個に北九州市立大学が個別に業者と契約を締結している。

表 - 7 FAIS への業務委託以外の管理運営業務委託

件名	契約金額	契約形態
北九州市立大学留学生会館 巡回警備業務委託	629,790 円 (税込み)	特命随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2、 第 1 項第 2 号)
北九州市立大学留学生会館 設備点検業務委託	630,000 円 (税込み)	特命随意契約 (地方自治法施行令第 167 条の 2、 第 1 項第 2 号)

警備業務委託の「特命理由」としては、平成 14 年度の学術研究都市内（北九州市立大学含む）の警備業務が FAIS より D 社に委託されたことを受け、「留学生会館巡回警備についても学術研究都市内の一部の建物と位置づけ、D 社の巡回ルートに入れることにより警備員及び経費の削減ができること、留学生会館前の情報技術高度化センターに D 社の警備員が常駐するため、緊急時も早く対応できること」を挙げた上で、D 社と契約を締結することとしている。

一方、設備点検業務委託の「特命理由」は、平成 14 年度の学術研究都市内（北九州市立大学含む）の設備管理業務が FAIS より E 社に委託されたことを受け、「本来、一つの建物（受電施設）に対し、電気主任技術者等を選任しなくてはならないが、E 社に委託することにより、既存で選任されている E 社の電気主任技術者が兼任できること、日常点検も既存に従事している E 社が実施することができ、増員の必要がないこと、E 社は 24 時間常駐しているため、緊急時にも早く対応できること」を挙げ、E 社と契約を締結することとしている。

しかし、本件の業務については、留学生会館が大学校舎等と異なり設備等について FAIS の施設と特に関連を有していないこと、及び留学生が 24 時間生活する場であり大学が管理責任を直接に負う必要があること等の理由から、個別の契約としているが、学術研究都市の管理法人としての FAIS の設立趣旨からして、学術研究都市内の他施設と分離して契約を締結する強い必要性は認識できず、本来、単一の契約によることが望ましいものと考え、「特命理由」の中で、D 社及び E 社に対する FAIS からの委託契約と一本化しなかった理由として、「留学生会館が共同利用施設に当てはまら」ないためとしているが、実際には北九州市立大学の留学生のみではなく、学術研究都市内の他大学の留学生に対しても入居を認めている。したがって、FAIS との協議により解決し得る問題であり、契約を分ける積極的な理由であるとは判断し得ない。

加えて、契約の予定価格を FAIS の契約価額を基礎として算出しているが、FAIS のものと契約を一体化し、ロットが大きくなった場合には、現在の契約単価が必要になるとは限らず、効率性の面でも分離する必要性は見出せない。事務処理上の効

率化を図る上でも、FAIS と協議を行った上で契約の一本化を検討することが望ましいと考える。

### 3. 電子複写機（コピー機）の使用

北九州市立大学ひびきの本館においてはカラー複写機1台を含め計9台の複写機を使用している。これら複写機はすべてF社が所管しており、北九州市立大学が借り受けて使用している形となっている。

北九州市立大学はF社に対して、複写機使用枚数に単価8円を乗じた額を支払っている（カラーコピーは1枚をモノクロコピー5枚分とみなし実際の使用枚数に加算している）。複写機使用によるF社への支出は主に「国際環境工学部キャンパス管理運営事業」という事業科目で処理されているが、この科目だけで支出額は6百万円近くにのぼっている。

次表は、その「国際環境工学部キャンパス管理運営事業」における複写機使用によるF社への支出の内訳である。ただし、他の事業科目で処理されているものもあるため、F社に対する支出総額はこれを上回るものとなる。

次表に記載した支出について、北九州市立大学はすべて「コピー用紙の購入」として取扱っている。

「物品調達事務について（平成3年9月2日北九財調第11号各課長あて財政局財務部調達課長通知）」によると、コピー用紙のような物品の調達については、1件の契約金額が20万円までの場合は各課で契約ができるとされ、また、見積り合せにより取引先を決定することができるかとされている。北九州市立大学では次表の「コピー用紙の購入」を一連の取引ではなく、それぞれ個別の取引として取扱っている。契約金額はいずれも20万円以下のため、管理課長決裁で支払を行っており、見積り合せの方法により取引先を決定している。契約相手はいずれもF社となっている。

見積書はF社ともう1社から入手しているが、同一業者から継続して入手しており、この状況に変化がなければ、今後もF社に対して継続的に「コピー用紙の購入」代金を支払うことになるとと思われる。したがって、取引の実態としては、北九州市立大学はF社から複写機を借り受け、「コピー用紙の購入」の名目でその使用料を支払い、F社は複写機を良好な状態に維持するためのサービスを継続して提供することとなり、リース（あるいはレンタル）取引に該当するものと思われる。取引の実態に合わせて、物件の借入れに関する契約（リースあるいはレンタル契約）を締結して、取引条件等を明確にしておくことが望ましい。

また、80万円を超える物件の借入れに関する契約については、原則として競争入札とすることが定められている（北九州市契約規則第19条）。

北九州市立大学の資料によると平成13年度の複写機使用枚数は584千枚である。これに単価8円を乗じた場合、支出総額は税込で約5百万円となる。

平成14年度においても、事前に同程度あるいはそれ以上の支出は十分見込めると予想される。すなわち、事前に年間80万円以上の支出が見込まれると思われることから、平成14年度においては競争入札により業者を選定する必要があったと考える。

ちなみに、平成 15 年度においては北九州市立大学は F 社と「電子複写機及び消耗品等供給契約」を締結している。契約内容は使用枚数に単価 8 円を乗じた金額を取引金額としており、実態は平成 14 年度と変わっていない。また、競争入札は行わず、特命随契により F 社と契約を結んでいる。

表 - 8 国際環境工学部キャンパス管理運営事業における F 社への支出の内訳

支出命令	購入枚数	単価 (円)	購入金額 (税込) (円)	支出命令	購入枚数	単価 (円)	購入金額 (税込) (円)
15.4.7	10,496	8	88,166	14.7.19	20,000	8	168,000
15.3.6	20,000	8	168,000	14.7.12	20,000	8	168,000
15.2.19	20,000	8	168,000	14.7.10	20,000	8	168,000
15.2.7	20,000	8	168,000	14.7.4	20,000	8	168,000
15.1.23	20,000	8	168,000	14.7.2	4,641	8	38,984
15.1.14	20,000	8	168,000	14.6.25	20,000	8	168,000
14.12.12	19,106	8	160,490	14.6.14	20,000	8	168,000
14.11.28	15,032	8	126,268	14.6.7	20,000	8	168,000
14.11.21	20,000	8	168,000	14.6.3	20,000	8	168,000
14.11.14	20,000	8	168,000	14.5.20	20,000	8	168,000
14.10.17	20,000	8	168,000	14.5.14	20,000	8	168,000
14.10.8	20,000	8	168,000	14.5.13	4,100	8	34,440
14.10.1	20,000	8	168,000	14.5.1	20,000	8	168,000
14.9.27	18,525	8	155,610	14.5.9	20,000	8	168,000
14.9.23	20,000	8	168,000	14.4.26	20,000	8	168,000
14.9.10	619	8	5,199	14.4.22	20,000	8	168,000
14.9.19	20,000	8	168,000	14.4.16	20,000	8	168,000
14.8.29	20,000	8	168,000	14.4.11	20,000	8	168,000
14.8.26	2,442	8	20,512	14.4.5	16,346	8	168,000
14.7.30	20,000	8	168,000	合計	691,307	-	5,837,669

#### 4．物品の廃棄方法

物品管理要領その他関連規則において、返納された不用物品の最終的な廃棄方法についての定めがない。今後、パソコン等情報セキュリティ上の問題のある物品や実験機器・装置等大型のもの、危険物の返納・廃棄が想定されるため、最終的な廃棄方法と市における確認手続について規定を設けておくことが望ましい。

この点について、現状では社会通念上適切に処理されていると認識しているとのことであり、また今後、パソコン等の返納・廃棄については、内部的な規定である北九州市情報セキュリティポリシーに沿った処理を行う予定とのことである。

学術研究都市がエコ・キャンパスを標榜していることから、廃棄物処理までを視野に入れて物品の種類ごとに、例えば廃棄証明を入手する、マニフェストを入手するといった手続の明文化を検討する必要があると考えられる。

#### 5．物品管理

##### (1) 現物照合の方法と整理票の貼付

結果報告書で指摘したように、備品等の実査の結果、保管場所が備品台帳上と異なっていたり、保管場所が不明なため現物の照合ができないなどの例が散見され、現実的には、適切に現物照合がなされているとは言えない状況にあった。物品の適切かつ効率的な管理を行うには、大学という特殊性から、全ての備品を現物照合するには相当の人員と時間を要するため、間接的な現物照合で実効性を高めることが考えられ、重要物品を中心に現物照合するなど大学独自の現物照合の方法を検討することが望ましい。

また、会計規則第84条第2項と物品管理要領第34より、備品はすべて整理票その他の方法により、分類表示して管理しなければならず、備品管理台帳の整理番号をとり、整理票は消えにくいインク等で記入し各備品に貼り付けることとある。ただし、フレキシウォールFCSなど、現品が存在しても備品整理票が物陰に隠れて目視できない場合が散見された。流体力測定用供試体など、備品の状況によっては貼付していないものがある。整理票を貼付しない場合には、別の方法を講じる必要がある。現物照合を適切かつ効率的に行うためにも、整理票貼付等の徹底が望まれる。

##### (2) 備品台帳での金額基準

北九州市立大学ひびきのキャンパスについては、その特殊性（理工学系の教育・研究機関）から備品数が膨大となり、市の中でも特に管理が難しい部門と言える。

備品の金額基準については、現状、市全体として1万円以上とされているが、大学の特殊性から判断すると、法人化の検討の中では、その基準の引き上げを検討することが望ましい。その際には、引き上げることのデメリット（例えば、消耗品と

して購入しやすくなる物品の範囲が広がるなど)についても十分考慮する必要がある。

### (3) 備品管理台帳について

会計規則第93条第1項によると、「物品管理者は、次の帳簿を備えて物品の管理を明らかにしなければならない。」と規定し、「(1)備品管理台帳、(2)重要物品管理台帳、(3)自動車管理台帳、(4)その他必要な帳簿」を挙げている。

また、市の物品管理要領により、備品管理台帳は1品1葉の紙カード式を原則として作成される。しかし、所管する物品の一覧表の作成は定められていない。この点に関して国際環境工学部管理課では、備品管理台帳のデータがコンピュータ上の表計算ソフトに入力され、一覧表が作成されている。これにより、保管場所別、種類別等に物品を把握することが可能となっている。また、物品購入にあたり一覧表を事前に調べることで二重に購入してしまうことが避けられると思われる。物品を多数保管するという大学の事情を前提にすると、備品管理台帳については、情報システム化による対応が不可欠である。

大学では、紙カード式の備品管理台帳も作成しているが、物品管理者が補助的に作成している上述した表計算ソフトから、1年に一度紙面に打ち出している。大学の台帳記帳の必要性和効率化の観点から、表計算ソフトによる帳票を補助元帳と位置づけ、担当者が変わっても有効な手段として機能できるよう、簡単な記入要領や使用マニュアル等を作成しておくことが望ましいと考える。

### (4) 備品持ち出し

物品管理要領第35より、備品の庁外持ち出し等を頻繁に行う課は貸出簿を備え、使用者の印を徴する等、常に使用者の保管責任を明らかにして、亡失、き損等の事故予防処置を講じておくこととある。

大学では、頻繁に行っているわけではないが、産業医大に持ち出したものがある。この持ち出しに関する覚書は、目的・時間・管理者名を簡単に記載したメモ程度のものである。また、現物照合は行っていないため、実際に、産業医大に保管されているかどうか確認されていないことになる。

学術研究都市の趣旨からも見ても、今後、各大学や研究機関との間で備品の相互利用が活発化することが期待されていると考えられるが、それを支えるためにも備品持ち出しについての事務手続を明確に定めておくことが望ましい。例えば、メモ程度の覚書ではなく、貸付け備品の賃借料の扱いや故障した場合の保守修繕費負担や運搬費などが生じた場合の処置などの必要事項について明記した書類が必要であり、そのための様式設定などを検討することが考えられる。

( 5 ) 物品管理要領について

大学の備品・重要物品は非常に多数・多種類にわたり、また、特殊な物品も多い。今後教育研究活動の拡充に伴い、備品・重要物品の増減や管理換え等も頻繁に発生すると予想される。一般的に市の物品管理要領はこのような大学の事情に必ずしも適合していないとの印象を受ける。

実際の使用者である研究者への管理責任分担のあり方を含めて、効果的・効率的な管理方法を模索する必要があり、大学独自の物品管理要領等の規定を定めることが望ましい。

## 6. 外部研究費

### (1) 執行計画

外部研究費を使用する教員はあらかじめ執行計画書を学長に提出する必要があるが、執行計画による経費の配分はあくまで目安であり、特に拘束されないということである。個別研究費ごとの収支簿（予算管理簿）の中に執行計画の費目別の予定金額が記入されていない例も見られた。

執行計画自体が形骸化している恐れもあることから、実際の支出が執行計画の経費配分から大きく外れる場合には研究者から理由書の提出を求めるなど、執行計画が外部研究費の適正な執行に寄与できるように、その運用について見直すことが望ましい。

### (2) 奨学寄附金の受払報告

外部研究費の管理及び執行状況を明確にしておくために、収支簿を備える必要があるが、奨学寄附金では払出内訳表や受払報告書が収支簿の機能を担っている。ただし、払出内訳表や受払報告書の様式としては、支出費目別の内訳を示すことになっていない。

執行計画との対比もできるように受託研究や共同研究と同様に支出費目別の内訳を示したものを作成することを提案する。

### (3) 受託研究、共同研究に要する経費

委託者あるいは共同研究の相手先が負担する経費としては、当該研究遂行に必要な経費に相当する額及び管理経費とするとされている。

共同研究の海外旅費の目的に留学志願者との面接（大学院生の確保のため）が含まれるものが見られた。海外旅費自体はこの共同研究の執行計画でも想定されており、国際会議の出席や情報交換が主な目的である。共同研究の相手先に了承されている限り、国際会議出席とともに留学生志願者との面接を行っても契約上は問題ない。ただし、留学生の確保は共同研究の目的とは直接関係ないと考えられ、しかも必要であれば大学として予算化し、計画的に対応すべき性格のものと考えられる（学部留学生の確保は予算化済み）。大学院生を含めた留学生確保のための経費については、受託研究や共同研究から支出しないことが望ましい。

### (4) 科学研究費補助金の収支簿

科学研究費補助金の収支簿は作成されているが、摘要欄の設備備品や消耗品の品名・数量、あるいは旅費の旅行者名や旅行先など、国の定める様式で記入することとなっている事項が一部省略されていて記入されていない例が見られた。関係証拠



書類との照合をしやすいようにも収支簿への正確な記載が求められる。

( 5 ) 受託研究、共同研究の収支決算

研究担当者は研究完了後、受託研究（あるいは共同研究）完了報告書とともに収支決算報告書を学長に提出し、学長は市長に研究完了を通知することとなっている。受託研究についてはさらに市長から委託者に報告される。また、学長は収支決算報告書に基づいて学部総括表を作成し、市長に提出することとなっている。

予算管理簿と収支決算報告書を照合したところ、金額としては一致しているが、研究のまとめり( 予算管理簿での複数の研究を収支決算報告では1件としてまとめて行っている )や研究者名が一致しておらず、照合を難しくしている例が見られた。統一的な研究単位や研究者名で管理することが望ましい。また、総括の収支簿は学部総括表で代替されているが、管理上、奨学寄附金の受払報告書のような個別研究が一覧できるような収支簿を作成することが望ましい。

( 6 ) 受託研究、共同研究の研究成果

受託研究完了報告書及び共同研究完了報告書の研究成果欄には研究成果の概要を記載し、成果の詳細を別紙添付することになっている。抽出した一部の研究について、添付されている研究成果の詳細資料を査閲したが、専門家ではない第三者が研究成果について評価することは難しい。委託料等が支払われている事実のみで研究成果の質を判断せざるを得ない。

ただし、今後、大学全体として外部研究費の受入れの拡大を図るためには、研究成果の質や委託者の満足度、地域への貢献度等をチェックする機能が必要になると考える。直接評価を行うことが難しい場合は、少なくとも研究者に緊張感を持たせるとともに、外部に対して大学の外部研究費の受入れ体制をアピールするために、可能な範囲で研究成果を積極的に公表していくなどの取組を行うことが望ましい。また、平成 14 年度でみると国際環境工学部（大学院を含む）の教員のうち、何らかの外部研究費を受けている割合は5割弱程度（73名中35名）にとどまっているが、その割合を拡大することにもつながると考えられる。

( 7 ) 外部研究費で購入した備品

ア．奨学寄附金、受託研究、共同研究

奨学寄附金、受託研究、共同研究のいずれも、研究に要する経費で取得した設備、備品、図書等は市に帰属するとされている（奨学寄附金は市への寄附）。

外部研究費で購入された備品等は( 奨学寄附金により購入された備品等は寄附申込を経て ) 通常の市の備品と同様に受入れの手続がなされる。ただし、研究者から大学への寄附等は年度終了後となり、翌年度に新規に受け入れたものとし

て扱われている。したがって、備品管理台帳への記載はさらにその翌年度となり、備品購入時点から1年以上経過することになる。

少なくとも平成14年度に購入した備品等は、平成14年度の入入れとして処理するなど、もっと早い段階で備品管理台帳に記載することが望ましい。あるいは実務上、担当者が作成して備品管理に使用されている表計算ソフトによる帳票を正式に備品管理台帳の補助簿等として位置づけ、運用についても規定を設けるなどの対応が望ましい。奨学寄附金については「直ちに市に寄附する」とされており、その趣旨を汲み取り、定めのない受託研究や共同研究を含めて、備品購入時点あるいは購入月別に備品管理台帳やそれに代わる補助簿等に記載していくことを提案する。

#### イ．科学研究費補助金

備品等は購入後、直ちに大学に寄附することとなっている。ただし、文部科学大臣等の承認を受けて研究が終了するまで寄附を延期することができる(5万円未満の図書は承認が必要ない)。寄附した備品等は科研費で購入したものである旨を記し、大学の備品等として登録し、備品番号を付けるなど適正に管理することとされている。

実際の手続としては、年度末にまとめて大学に寄附されている。また、大学に寄附された後は、市の備品等の入入れと同様の手続となり、の意見が、科研費でも当てはまる。

#### ウ．備品管理

金額の大きい備品等を抽出し、現物実査を行ったが、管理上(整理票)の保管場所と実際の備品等の保管場所が異なるケースが散見された。整理票や管理帳簿上で正しい保管場所を記載することが必要である。また、各教員を通じた間接的な確認を組み合わせるなど手法を工夫しつつ、現物確認を徹底することが求められる。

#### (8) 外部研究費で購入した図書

図書については5千円以上が備品であり、備品管理台帳に記載される。ただし、図書原簿を備えたときは備品管理台帳への記載を省略でき、また、5千円未満については、消耗品とされている。

内部研究費で購入した図書については一律、学術情報センター(図書室)で登録されているのに対して、外部研究費で購入した図書は、備品管理台帳に記載されるもの以外は、登録されていない状態である。各研究者等の管理に任されており、物品管理要領が物品管理者に求めている「物品の整理区分を明確にし、保管場所を一

定しておくこと。(特に図書等)」などの趣旨が反映されにくい状況と言える。外部研究費で購入した場合も市に帰属する図書である。外部研究費による図書をすべて登録することは事務手続き上の煩雑さやそのコストを考慮する必要があるが、少なくとも内部研究費と外部研究費で扱いが異なることについては検討の余地はあると考える。

## ・財団法人北九州産業学術推進機構（FAIS）

### 1. 研究基盤整備推進事業補助金

#### （1）GMD - Japan 研究所への支援

平成 15 年 3 月末で GMD 研究所との基本協定が終了したが、さらに 1 年間覚書により、GMD - Japan 研究所の研究を支援していくことになっている。事業の終了や成果についての判断が難しいという研究開発の特性を考えると、このような基本協定や覚書に基づく支援の形が、研究成果へのインセンティブや市の財政負担軽減といった面から見て妥当な方法であったかについて、分析しておくことが望ましい。その結果は、クランフィールド大学北九州研究所など、他の研究所への支援方法を検討する際に参考になるものとする。

また、平成 14 年度の GMD - Japan 研究所では、受託研究、市以外からの助成金収入はなく、ほとんどが市の補助金により運営されていたが、平成 15 年度では、FAIS は中小企業総合事業団から 84 百万円（消費税込）の「下水道管渠検査ロボットに関する開発研究」について業務を受託するなど、ロボットの分野において地元大学や企業との共同研究が進んでいる。さらなる外部資金の導入を含めて、市の果たすべき役割についても検討を行う時期に来ているものと思われる。

#### （2）予算科目

補助金交付申請書に添付された平成 14 年度当初予算と補助金実績報告書に添付された最終予算を対比させたところ、科目別にみると差が生じているところがあった。

北九州市補助金等交付規則第 5 条第 1 項には、「(略)(3)補助事業等の経費の配分、経費の使用法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画(略)(4)交付を受けようとする補助金等の額およびその算出の基礎(略)」を記載した申請書を提出しなければならないことになっている。

差が生じた主な理由について説明を受けたところ、当初より活動が活発になり予算をオーバーしたことの他に、当初予算編成時と実際計上時で科目を変更したことによるものがあった。「研究」という事業の将来見通しの難しさについては理解できるが、支出科目の変更についてはできるだけないように今後改善していただきたい。

## 2. SoC 設計研究推進事業補助金

### (1) 研修事業

SoC 設計センターでは、半導体事業にかかる人材育成のため、アナログ、ファームウェア等に関する各種研修事業を行っているが、参加人数がかなり少ない研修があった。実際に半導体の設計や試作を伴う研修は、半導体設計技術者を育成し、地域に集積させていくという政策的なものもあり、また、他の地域にはないユニークな研修であり、実施していく必要性は理解できる。しかし単なる座学にもかかわらず、参加人数が余りにも少ないと費用対効果といった面からは問題となると思われる。このような観点から、一部の研修事業の内容を再検討する余地はあると考えられる。

なお、FAIS も研修講座の見直しを実施し、受講者人数の少ないファームウェア講座については、平成 15 年度は行っておらず、今後はさらに地元密着型のセミナーを企画したいということである。

表 - 1 平成 14 年度 研修事業収支の内訳

(単位 千円)

講座名 項目	アナログ (評価)	アナログ (設計・評価)	SoC 概論	RF 講座	ファーム ウェア講座	計
研修経費	2,663	16,212	2,647	1,713	11,617	34,852
受講者負担金	0	6,824	2,544	672	124	10,164
補助金による 運営経費	2,663	9,388	102	1,041	11,493	24,688
受講生	-	12 人	-	-	6 人	-

(資料) FAIS 作成の研修事業収支計算書より作成

(注) 受講生については、2 研修講座のみ調査

### (2) 福岡システム LSI カレッジ負担金

SoC 設計研究推進事業費中、負担金として財団法人福岡県産業・科学技術振興財団に対する「福岡システム LSI カレッジ」の負担金 15,000 千円が計上されていた。当該負担金は、県が設置している LSI カレッジに関する負担金で、直接 SoC 設計センターで実施される事業ではなかった。

平成 15 年度以降は、市が直接負担するようになったとのことであるが、その方がより妥当な処理であると考えられる。

### 3. 財団運営補助金

(一般管理費に含まれている収益事業にかかる法人税等及びみなし寄付金の会計処理)

決算書上、一般管理費に含まれている法人税等 9,390,800 円と寄付金 7,193,724 円は補助金の対象とはなっていないかつたものの、収益事業にかかるみなし寄付金であり、いずれも管理費とは性格を異にしていると考えられる。

したがって、例えば、公益法人会計実務 Q&A (中間報告その 2) に添って、法人税等は大科目を設けて記載する方法が考えられる。また、みなし寄付金については内部取引であることを明示するような科目、例えば、「収益事業よりの寄付金収入」、「非収益事業への寄付金支出」といった科目で、会計処理を行い、これらは公表する収支計算書類上は相殺表示することが妥当と考えられる。

### 4. FAIS における会計処理、契約規則

#### (1) FAIS の会計処理全般

FAIS では、事業又はプロジェクト別の収入、支出が対比できるような会計システムとはなっていない(市からの委託料や補助金の実績についても事業又はプロジェクトごとの把握が難しい)。担当者が、個別には把握しているとのことであるが、会計システム上補助コードを設定しておくのが管理上望ましい。収益事業と非収益事業との区分についても手作業によって行っているが、同様に会計システム上で区分できるようにすることが望ましい。なお、これについては 16 年度からの実施を検討中とのことである。

人件費、経費の各事業への按分の基準(一般会計、特別会計を含む)は、事業費は基本的に直課できるもののみ、人件費は各人それぞれ各事業に直課、通信費・光熱費などは施設管理特別会計に大部分が計上されている。実際に使用された各事業に按分するなど実態に合わせた按分基準を作成して各事業の費用を算定するのが望ましい。

#### (2) FAIS の契約に関する規則

FAIS においては、「北九州産業学術推進機構会計処理規程」第 22 条～第 25 条で契約に関する規定があるが、これ以外にも委託契約、入札等に関しての運用上の規則、手続マニュアル等を作成しておくことが望ましい。

## 5 . FAIS への学術研究施設等管理運営業務委託

市から FAIS への学術研究施設等管理運営業務委託について、平成 14 年度の当初契約金額と、第一回変更後金額、最終精算金額は次のとおりである。

表 - 2 市と FAIS の委託契約 (単位：千円)

	当初契約	第一回変更	最終精算
人件費	113,000	144,500	113,932
旅費交通費	614	1,624	4,759
通信運搬費	21,269	17,189	16,641
消耗品費	37,880	26,151	29,874
修繕費	53,400	35,677	82,741
光熱水費	201,600	144,761	145,213
賃借料	14,909	15,712	17,230
委託費	941,802	916,228	907,635
その他	2,354	11,218	11,562
物件費計	1,273,828	1,168,560	1,215,661
消費税等	69,341	65,653	0
合計	1,456,169	1,378,713	1,329,593

(注) それぞれの決裁は次のとおり。

1)平成 14 年 4 月 1 日決裁

「平成 14 年度学術研究施設等管理運営業務委託契約の締結及び委託料の支出について(概算払い)」1,456 百万円 平成 14 年 4 月 1 日付け「委託契約書」

2)平成 14 年 12 月 25 日決裁

「学術研究施設等管理運営業務委託契約における変更契約の締結及び支出について」1,378 百万円(77 百万円減額)

平成 14 年 12 月 27 日付け「第一回業務委託変更契約書」

3)平成 15 年 5 月 23 日決裁

「平成 14 年度学術研究施設等管理運営業務委託の精算について」精算金額 1,329 百万円 (戻入額 49 百万円)

当初契約金額から最終精算金額までの変更の主な理由は、当初契約時、第一回変更契約時とも消費税を建てていたが、FAIS が免税業者であることから最終精算では消費税負担分がなくなったこと、修繕費の増加、光熱水費の減少などである。

第一回変更契約時の決裁書では当初契約金額からの変更理由が記載されているが、最終精算時には減少理由が記載されていない。

変更契約額と最終精算額との差異については、FAIS から市へ口頭で説明があり、市も現地調査でこれを確認しているとのことであるが、消費税負担分がなくなった等の減少理由が書面上記録されておらず、客観的な検証は難しい状況である。

予算と実績との差異については、次の予算編成等に活用するためにも主な理由については内容を分析して、文書として報告、承認しておくことが望ましい。

## 6. 知的クラスター創成事業

### (1) 市負担分の処理

平成 14 年度は期の途中に国の承認がなされたため、市の負担分は予算化されておらず、FAIS では当初「施設等管理運営業務委託」事業の一部として特別会計の委託料収入に含め、期末においてクラスター事業分 35 百万円を一般会計の「事業収入」(その他の事業収入)に振り替えている。

市では、クラスター事業分を「施設等管理運営業務委託費」として処理しているが、当該事業は、学術研究施設等管理運営業務の委託契約書における委託業務の内容として「その他両者協議のうえ決定した事項」に該当するのであれば、知的クラスター事業に関して施設等管理運営業務委託に含めるといった文書での保管が必要であったと思われる。

しかし、FAIS においては、結果的に一般会計の「事業収入」に計上されていることを考えると、本来、別途クラスター事業に係る補助金として処理する必要があったのではないかとも思われる(なお、平成 15 年度からは補助金として支出されている)。

支出内容に応じた適切な処理が望まれる。

### (2) 特命随意契約となっている委託費

「北九州地域研究開発成果に係るシステム LSI とマイクロ・ナノ技術の市場開拓等調査委託契約」として G 社に 5,997 千円で特命随意契約を行っている。特命理由は「委託内容であるエレクトロニクス、生命科学分野の研究実績があり、独立系企業のため系列企業の影響を受けない、また、時間的に早急に実施する必要性があったため」となっている。

特命理由について、FAIS 関係者に詳しい説明を求めたところ、独立系のシンクタンクで 2 分野の研究実績を持つ企業は実際には 2 社しかなく、このうち、4 ヶ月以内の納期に対応できる企業は 1 社のみであり、結果的に特命随意契約となったことであった。

今後は、特命理由をより明確に記載するとともに、特命理由を裏付ける書類を添付することが望まれる。



## 7. 北九州 TLO 事業

特許権の企業等への譲渡金額の妥当性については、FAIS 内部での検証は行われているようではあるが、現状のような決裁書の記述だけでは、客観的な検証は難しい。

基本的に特許権の譲渡金額は当事者間の合意によるものであり、その妥当性については、様々な要素を複合的に判断することが必要となる。また、特許権の評価は、多くの場合、複数の特許権を組み合わせて使用していることや、技術革新、新発明により価値は日々刻々と変化するため、相当な時間や費用も必要となり、困難な側面は理解できる。

しかし、譲渡金額が高額になる場合には、その金額の妥当性をより客観的に検証できるよう、あるいは特許権のより適正な金額での譲渡に向けて自らのインセンティブとなるように、FAIS 内に評価委員会を設けるなどの対応によって十分協議を行い、その時々における、より適正な価格水準を算定するとともに、その根拠等を決裁書に残しておくことが望まれる。

## 8. 固定資産の現物管理

### (1) 実地照合

FAIS で所有されている固定資産は、高額又は付加価値の高いものが多いと考えられるため、現物管理に関する規定又はマニュアルの作成が必要であると考えられる。

特に固定資産の実地照合の内容については、現状、経理担当課より各部署に配布する固定資産リストに基づいて行い、各部署からの報告は口頭申告による形をとっているが、実地照合の内容を詳細に管理責任者が把握して改善等の事後的な措置を適切に講じるためには報告書の作成が必要である。稼働状況や破損状況など現場で気づいた事項を文書に記録しておくことで、固定資産の状況について破損等した場合に遡って検証が可能となり、跡付できることになるからである。その際、各部署の管理責任者、経理担当課長、総務企画部長の承認欄をつけるなど実施報告書の様式を設定し、現場管理責任者の責任の所在を明らかにしておくことも可能である。また、実地照合は2人以上で行うなどについても規定しておくことが望ましい。

### (2) 固定資産整理票

FAIS では、固定資産を取得した時に整理票(シール)を貼付している。

ただし、現状では固定資産整理票について定められている規定等はない。実地照合の効率的な実施や固定資産の適正な受払いのためには、固定資産整理票の発行、貼付は有効な手段であると言えるため、それがより徹底できるように規定又はマニュアルの作成が望まれる。

## 9 . 固定資産システムのセキュリティ

FAIS では、固定資産管理システムを導入しているが、その端末機のセキュリティに改善すべき点がある。それは以下のとおりである。

- ・ 論理的制限がない（パスワード未設定）
- ・ 物理的制限が不十分（FAIS のパソコンの使用自由）

システムの導入は、有効かつ効率的な固定資産の管理を可能にする。しかし、取扱に十分に留意しなければ事実を把握できないばかりでなく不正の危険性を高める恐れがある。例えば、減価償却額が間違っていれば、正味財産の金額を不当に操作することや、一旦購入した固定資産を固定資産台帳に計上せずに個人が持ち帰ることが可能になる。

パソコンの起動時にはパスワードの設定があるが、今後、ソフト自体にパスワードを設定することを検討する予定とのことである。物理的制限を含めて、セキュリティについて見直すことが望ましい。

## 10 . 固定資産の処分手続

固定資産の除却については FAIS の専決規程にて決裁権限等を定めているが、除却の手続等については会計規程で定められていない。

そこで、資産の数量等現況を明らかにするためには、より明確に、例えば会計規程の改訂、あるいは別途、内規、マニュアルの作成等を検討する必要があると考える。なぜなら、FAIS で所有されている固定資産は、高額なものが多く、また、付加価値の高いものが多いと考えられるからである。

## 11. 産学共同研究のコーディネート・管理機能

平成 14 年度において、北九州市立大学国際環境工学部の外部研究費には、FAIS から委託研究が 7 件あり、契約金額では合計 10,785 千円である。

この場合、FAIS は、国や民間企業、他団体からの委託研究を大学に再委託し、また、民間企業や大学の共同研究をコーディネート・管理する「管理法人」としての役割を果たしている。特に、共同研究に参画する企業や大学が複数になるほど、契約から資金管理、執行管理、研究工程管理などの事務手続が煩雑となり、「管理法人」としての存在意義が出てくる。コーディネート役が不在のために共同研究が立ち上げられない場合や、管理機能の良し悪しが共同研究の成果自体に影響することも考えられるため、FAIS の「管理法人」機能は学術研究都市の産学共同研究の推進を左右する重要な機能と言える。

FAIS では 3 名のコーディネータを中心に「管理法人」としての業務を行っているが、産学共同研究プロジェクトで FAIS のコーディネート案件は平成 13 年度の 3 件から平成 14 年度の 13 件に増えている。

これまで依頼のあった案件について、研究内容の先進性や事業化可能性の観点から検討を行い対応しているが、今後も、より機能の拡充を図り、産学共同研究を促進していくことが求められる。しかしながら、限られた人員で効率的・効果的に業務を行う必要があり、地元地域への貢献度などの観点から、環境・情報といった重点分野へのテーマの絞込みなど、十分議論を重ね、より戦略的な取組方針を定めることが望ましい。

## 12. 市からの自立性

平成 14 年度における市から FAIS への委託料は 1,508 百万円、補助金は 1,271 百万円である。合計すると市からの収入は 2,779 百万円となり、FAIS の当期収入の 63.2%を占めている（市補助金等依存度）。また、役員では監事を含む 19 名のうち、市職員関係は 2 名である（市 OB を含む。北九州市立大学は除く）。職員では、134 名のうち、市からの派遣職員は 28 名であり、全職員の 20.9%が市関係者である。

市からの補助金には国からのものも含まれており、また、地方公共団体の外郭団体（公益法人）の一般的な状況からすると、FAIS の市補助金等依存度 63.2%は極端に高い比率とは言えない。役職員数に占める市関係者の比率についても同様である。しかも、役員には、次表のように関係大学や地元経済界からの人材を幅広く就任させている。

表 - 3 FAIS の役員名簿（平成 15 年 7 月 1 日現在）

役員の種類	氏名	所属
理事長	有馬 朗人	元文部大臣・元東京大学総長
副理事長	阿南 惟正	日本経済団体連合会推薦会員
専務理事	山柿 勝利	(財)北九州産業学術推進機構
"	山崎 得司	(財)北九州産業学術推進機構
理事	合田 周平	克蘭フィールド大学日本センター代表
"	大久保 利晃	産業医科大学長
"	古賀 哲矢	北九州市産業学術振興局長
"	坂本 勝	(社)北九州中小企業団体連合会会長
"	白井 克彦	早稲田大学総長
"	陣内 靖介	北九州工業高等専門学校長
"	高田 賢一郎	前北九州商工会議所会頭
"	橋本 洸	福岡県商工部長
"	福田 仁一	九州歯科大学長
"	宮里 達郎	九州工業大学長
"	山本 雄造	(社)九州機械工業振興会会長
"	吉崎 泰博	北九州市立大学長
"	渡邊 明	九州共立大学長
監事	光井 敏博	前北九州市収入役
"	安枝 昭雄	前(株)西日本銀行常務取締役北九州地区本部長

（資料）FAIS 資料

FAIS は、市の四大プロジェクトである学術研究都市の管理運営及び産学連携の推進といった使命を担って、市主導で設立された法人である。しかも、学術研究都市及び FAIS 自体がまだ立ち上げ段階であるため、当面、市が財政面、職員面からサポートしていくことは不可欠であると理解できる。

ただし、将来的には市からの自立性を高めていく必要があると考える。

本来、外郭団体は、地方公共団体から独立した専門的な法人として、機動的かつ効率的に公共サービスを提供することを期待されて設立されている。しかし、実際には地方公共団体に財政的、あるいは人的に依存し、必要以上に一体的な経営がなされている例

が多く、一般的に外郭団体の利点が十分生かされているとは言えない。FAIS の今後の経営においては、このような先例を十分に教訓とすべきである。

具体的には、まず、市以外からの収入を拡大していくことが必要である。現在でもすでに、国等研究開発プロジェクト受託事業収入（平成 14 年度 862 百万円）を始めとして、国や民間からの資金を得て研究開発を行っているが、産学連携を進める FAIS の目的を達成するためにも他方面からの資金獲得が必要と言える。さらに、平成 14 年度には TL0 ライセンス収入が 27,558 千円計上されているが、この部分はまさに学術研究都市事業の成果とも言える部分であり、より一層の拡大が求められる。

また、研修受講料収入など自主事業による収入を拡大する努力も必要であり、さらに、寄附金や会費などの積極的な受入れを検討して、自主財源を確保していくことも考えられる。FAIS への出捐は市 100%であるが、理事構成と同様に市だけでなく、地元の大学や経済界などが幅広く連携して FAIS を運営していくべきものとする。したがって、財源確保のためだけでなく、学術研究都市の理念を地元浸透させ、共有していくためにも寄附金等の受入れは意義があるとする。

一方、職員についても、FAIS の機能強化のためには、専門性を有する民間出身者をより積極的に活用し、業務経験を通じて継続的に人材を育成するとともに、学術研究都市の運営や産学連携の推進という経験をノウハウとして FAIS に蓄積できるような体制が必要である。このため、将来的には専門性の高い人材の機動的な採用やプロパー職員の活用などをこれまで以上に進めていくことが望ましい。

## ・ 学術研究都市の評価に向けて

今回の監査は、学術研究都市全体のこれまでの実績や成果について総括的に評価することを直接の目的とはしていない。ただし、監査を通じて、学術研究都市の目的や経緯などの全体像を把握するとともに、その中で中核となる教育・研究機関である北九州市立大学国際環境工学部や、学術研究都市の運営の要となる FAIS について、現状を調査・検証した立場から、最後に 1 点だけ提案をしたい。

ここでは特に、今後、学術研究都市の実績や成果をどう評価するかが課題となってくるため、その検討に向けて参考となるように、実績や成果の整理・公表の現状を踏まえた提案を行う。

### ( 1 ) 学術研究都市に関する評価例

まず、現段階で、学術研究都市を一つの政策として捉えて評価した例としては、「北九州ルネッサンス構想評価研究報告書」(以下、「ルネッサンス報告書」という。)がある。これは、1988 年策定の北九州市ルネッサンス構想及び三次にわたる同実施計画に基づいて推進されてきた事業についての評価であり、市の依頼により、北九州市ルネッサンス構想評価研究会が外部及び専門家の立場から評価したものである。ただし、北九州ルネッサンス構想において学術研究都市事業が重要なプロジェクトであることは間違いないが、必ずしも学術研究都市を単体として評価したものではないため、留意が必要である。

このルネッサンス報告書の中で、学術研究都市の評価に係る主な記述は、次表のとおりである。まず、学術研究都市という知的基盤整備を実施したこと自体について他の政令市にもあまり例がないとして評価している。そして、北九州市立大学を始めとする大学や研究機関、情報関連企業の立地が進んでいる点を挙げ、おおむね基盤は形成されつつあるとし、また、大学の共同研究や外部資金の導入などソフト面で産学連携や研究の実績が上がっていることを評価している。一方、アジアの他拠点との相互連携の形成はまだ途上であるとして、課題も提起している。総括の評価としては、市の産業構造の転換に学術研究都市事業などのビッグプロジェクトが大きな役割を果たしてきたとしている。

表 - 1 北九州ルネッサンス構想評価研究報告書における  
学術研究都市に係る主な記述（抜粋）

章節	学術研究都市に係る主な記述
第3章 都市ビジョンの視点 第1節 産業分野	
2.北九州市の政策と実態の概要 (1)北九州市における産業政策の展開	<p>「北九州市の産業政策展開の特徴は大きく5つあげられる。第1に、学術研究都市整備という多大な知的基盤整備を実施したことである。（中略）他の同じ都市規模の政令市にもあまり例はなく特筆される。」</p> <p>「第2に、学術研究都市整備にみられる知的基盤をベースとして次世代産業の創出（環境、福祉、情報等）と中小企業対策を含めた既存産業の振興を明確に打ち出すとともに担当部局を一元化していることである。これにより「学」と「産」の連携強化を図るとともに従前からの施策との整合性の確保や北九州市としての取り組み体制の強化が図られたことである。」</p>
3.テーマ別の政策・実態・評価 (1)新規産業の育成支援	<p>「新規産業を育成、振興するために、市と企業の間でさまざまなネットワークが形成されている。（中略）このうち、（財）北九州産業学術推進機構（FAIS）は産学連携センター、中小企業支援センター、SoC 設計センター、キャンパス運営センターなどが中心となり、北九州学術研究都市の一体的運営、産学連携事業の推進、システム LSI の設計拠点、北九州 TLO の運営、中小企業の総合的支援事業、SOHO 支援、ベンチャービジネス育成、インキュベーション事業（北九州テレワークセンター運営）などを行っている。（中略）この FAIS の理事会には、（中略）いずれも地元の大手企業出身者が占めている。」</p> <p>「FAIS が活動している拠点となっているのが、北九州学術研究都市である。（中略）その長期的な目論見からすれば、短期的にはなるが、成果としては企業誘致の重要なセールスポイントになりつつあることが上げられる。八幡東田地区に進出してきた企業があげられる理由として、北九州市立大学国際環境工学部から出てくる人材、情報関係の大学院レベルの研究をあげている。学術研究都市オープン（2001年）以来、3大学で93件の共同研究を実施し、約20億円（2002年9月末現在）の外部資金を導入したことも特筆に値する。国の資金を活用した大規模プロジェクトも実施中である（生ごみ精製乳酸化実証研究事業・農水省、都市ゴミ高付加価値資源化による生活排水・廃棄物処理システムの開発・文科省など）」</p> <p>「他の機関としては英国クランフィールド大学九州研究所（情報通信、環境など。研究者が2名）GMD-Japan 研究所（ロボティクス。研究者8名）早稲田大学理工学総合センター九州研究所（環境、建築、情報通信。研究者20名、大学院生100名）福岡県リサイクル総合研究センター（リサイクル技術。研究者数名）などが立地している。」</p>
(3)情報産業	<p>「情報関連企業の集積状況を見ると、学術研究都市には SoC 設計用の EDA システム開発、半導体検査装置、LSI の開発設計、音声情報処理開発等の7社の集積があり雇用者数33人（雇用計画180人）（中略）情報関連企業の集積が進みつつある。」</p>
4.総括と課題	<p>「ルネッサンス構想の第三次実施計画において、産業・頭脳未来都市の創造にむけた取り組みは、本市の活性化にとり、最も重要な部分である。（中略）その際の重点項目は、学術研究都市づくり（北九州学術研究都市整備事業、北九州市立大学国際環境工学部の設置、大学・研究機関の誘致）（中略）現状を評価すると、<u>についてはいずれも、おおむねその基盤は形成されつつあると評価できる。</u>」</p> <p>「北九州学術研究都市の拠点性が高まっているが、アジアの他拠点との相互連携の形成はまだ途上であること、（中略）北九州学術研究都市の充実は、知識創造型の社会へ時代が変化する中で、<u>最も重要な課題</u>となってくるであろう。国際情報技術都市のテーマのもとで、アジア諸国との連携を深め、アジアへ貢献する必要がある。アジアからの研究者、留学生を積極的に受け入れ、共同プロジェクトを創成したり、アジア関連の恒常的な研究施設を整備することが考えられる。」</p>
第3章 都市ビジョンの視点 第2節 環境分野	
3.テーマ別の政策・実態・評価 (2)環境頭脳集積	<p>「若松区で整備が進められている学術研究都市には、北九州市立大学の国際環境工学部をはじめとして8つの大学や研究機関の集積が図られている。北九州市立大学、九州工業大学、早稲田大学、福岡大学などの大学院大学および大学院において環境関連の研究と人材育成を行う一方で、福岡県リサイクル総合研究センターや英国クランフィールド大学などでは企業への情報提供や共同研究が行われる。学術研究都市はまだ完成を迎えていないが、<u>環境分野における産学連携の拠点としての役割が期待されている。</u>」</p>

章節	学術研究都市に係る主な記述
第5章 総括 第1節 分野別政策評価	
2. 産業構造転換政策	「北九州市の産業構造がルネッサンス構想期間に、重厚長大産業中心から組立加工、知識・情報・サービス産業中心に確実に転換しつつある。1986年から99年までの13年間の市内総生産の(中略)第3次産業の構成比は57.6%から63.5%への6ポイント近く上昇している。また、1987年から2000年の間に、工業における類型別出荷額構成比は、(中略)機械などの加工組立型が19.9%から25.7%と約6ポイント上昇した。(中略)こうした産業構造転換は、中小企業支援・工業団地の造成・企業誘致・産業の頭脳部分の強化など狭義の産業政策だけでなく、北九州学術研究都市事業・エコタウン事業などの市全体のビッグプロジェクトが大きな役割をはたしてきた。」

(出所)「北九州ルネッサンス構想評価研究報告書」(平成15年3月、北九州ルネッサンス構想評価研究会)

- (注)1. 北九州市ルネッサンス構想評価研究会メンバーは矢田俊文九州大学大学院経済学研究院院長を座長とし、以下、大学の研究者等の学識経験者による調査研究員12名、オブザーバー1名からなる。  
2. 評価研究会は平成14年4月～平成15年3月の期間中、8回開催。  
3. 表中の下線、網掛けは外部監査人が新たに付したものの。

## (2) 学術研究都市の実績や成果の公表に係る現状

今回の監査では、学術研究都市の概要把握のために、産業学術振興局及び北九州市立大学国際環境工学部、FAIS等に資料の提出を求めたが、学術研究都市の現状や実績をひとまとめにしたものは作成されていないようである。市民を始めとする第三者にとっては、各所管部門別や法人単位での実績よりも、まず最初に、学術研究都市全体として、整備事業がどこまで進展し、どのような活動を行い、その結果、どのような成果が出ているかについて、知りたいはずである。

平成14年度の実績等がある程度まとまった形で公表されているものとしては、「平成14年度財団法人北九州産業学術推進機構事業報告書」(以下、「FAIS事業報告書」という。)がある。FAISは学術研究都市の管理・運営を行う立場にあることから、本事業報告書は学術研究都市の実績をかなりカバーしていると言える。また、「PUBLICITY REPORT 2002 - 国際環境工学部活動報告書2002 - 」(以下、「工学部活動報告書」という。)も大学中心ではあるが、FAIS事業報告書とともに、学術研究都市の実績を伺うことができる。

この2つの報告書において、大学・研究機関・企業等の立地状況から学生や教員、研究者などの人的資源の集積状況、講演会やイベントなどの開催状況とそれによって学術研究都市を訪れた人の数、さらに部分的ではあるが共同利用施設の利用実績、外部資金の導入など資金面の実績、そして活動の結果としての論文の発表件数、特許出願件数、技術移転成約件数などがまとめられている。



表 - 2 FAIS の事業報告書の概要

報告書の項目	平成 14 年度の実績・成果に係る主な記述															
事業報告 概況	<p>「平成 14 年度中に<u>学術研究都市を視察に訪れた人は約 1 万人を超え</u>、地域内外の認知度が向上するとともに、産学交流サロン、産学連携フェア及び日常の企業訪問等を通じて、産学連携を推進する土壌が醸成されつつある。」</p> <p>「地域内外の企業が参画した産学共同研究プロジェクトも数多く生まれ、<u>当財団がコーディネートした案件が平成 13 年度の 3 件から 13 件と飛躍的に伸びるとともに</u>、地域における産業及び学術研究機関のポテンシャルとその連携に向けた取り組みが評価され、<u>文部科学省の知的クラスター創成事業に全国 12 地域の一つとして採択を受け、国の当該事業資金を活用した産学共同研究事業をスタートさせた。</u>」</p> <p>「北九州市の新たな産業振興分野として LSI 設計拠点の形成を目指して、LSI の設計環境の整備及び研究開発支援更には設計技術者の人材育成等の各種事業に取り組み、<u>学術研究都市を中心とした LSI 設計研究者の集積とあいまって、5 社の LSI 設計関連企業が新たに学術研究都市内に進出した。</u>」</p>															
1 学術研究都市の充実・振興に関する事業 (2)学術研究都市の PR 及び地域との交流	<p>地域交流フェア (8/1～8/4) 延べ参加者 約 5,000 名 平成 14 年度学術研究都市への視察者等 合計 10,859 名 (地域交流)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視察者 4,759 名 (市民 61%、学校関係 15%、官公庁 12%、企業 5%、海外 7%)</li> <li>・イベント参加者 6,100 名</li> </ul>															
(3)研究基盤の整備推進	<p>ロボカッププロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学会発表 2 件、ロボカップ 2002 世界大会 4 位、技術チャレンジ優勝</li> </ul> <p>下水道検査ロボット開発プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特許出願準備中 1 件、学会発表 2 件</li> </ul>															
(4)学術研究都市の共同利用施設の管理運営	<p>研究室の入居状況 (H15 年 3 月 31 日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産学連携センター 31 室中 29 室入居、入居企業等 13</li> <li>・共同研究開発センター 7 室中 3 室入居、入居企業等 2</li> <li>・情報技術高度化センター 24 室中 21 室入居、入居企業等 10</li> </ul> <p>合計 62 室中 53 室入居、入居企業等 25</p> <p>図書館開館日数 一般図書室 339 日、専門図書室 339 日</p> <p>図書館利用状況 [入室者] [貸出利用者] [貸出冊数] [蔵書数]</p> <table border="1"> <tr> <td>・一般図書室</td> <td>47,789 人</td> <td>24,229 人</td> <td>95,597 冊</td> <td>30,108 冊</td> </tr> <tr> <td>・専門図書室</td> <td>69,343 人</td> <td>3,014 人</td> <td>7,434 冊</td> <td>52,461 冊</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>117,132 人</td> <td>27,243 人</td> <td>103,031 冊</td> <td>82,569 冊</td> </tr> </table>	・一般図書室	47,789 人	24,229 人	95,597 冊	30,108 冊	・専門図書室	69,343 人	3,014 人	7,434 冊	52,461 冊	合計	117,132 人	27,243 人	103,031 冊	82,569 冊
・一般図書室	47,789 人	24,229 人	95,597 冊	30,108 冊												
・専門図書室	69,343 人	3,014 人	7,434 冊	52,461 冊												
合計	117,132 人	27,243 人	103,031 冊	82,569 冊												
2 知的基盤 (大学・研究機関) を活用した産学連携に関する事業 【シーズ・ニーズ調査、PR、交流の場の提供】 (1)シーズ・ニーズ調査	<p>学術研究都市の研究者 (約 160 名) の研究分野を冊子にまとめて配布 (5,000 部発行)</p>															
(2)産学交流及び PR 事業	<p>産学交流サロンの開催 12 回、延べ参加者数 1,275 名 産学連携フェアの開催 10/2～10/4、延べ参加者数約 4,000 名</p>															
【産学共同研究プロジェクト、研究会の創出・運営に関する取り組み】 (1)財団による研究開発助成	<p>助成件数 23 件、計 282,100 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参画企業 市内中小企業 21 社、市内大企業 3 社、市外企業 5 社</li> <li>・助成後の状況 研究開発中 18 件、製品化 (予定含む) 3 件、販売化 2 件</li> </ul>															
(2)国等の資金 (外部資金) を活用した研究開発プロジェクト	<p>外部資金導入事業 17 事業 (平成 13 年度からの継続 4 事業を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参画企業 市内中小企業 17 社、市内大企業 4 社、市外企業 19 社</li> <li>・外部資金導入後の状況 研究開発中 7 件、製品化 (予定含む) 8 件、研究開発終了 1 件、販売化 1 件</li> </ul>															
(4)知的クラスター創成事業	<p>研究テーマ 23 件、共同研究参加機関 5 大学、19 企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論文等の発表 92 件 (論文 22 件、口頭 70 件) 特許出願 20 件、新製品化 2 件</li> </ul>															
【発明の権利化及び技術移転に関する取り組み】	<p>特許出願 28 件、技術移転成約件数 18 件、ライセンス収入 27,558 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・14 年度末現在、保有特許 (出願中含む) 76 件、技術移転成約累積件数 30 件</li> </ul>															
3 半導体設計拠点に向けた取り組み (1)設計ベンチャーの創出・支援	<p>起業家支援 助成件数 4 件 (13 年度からの継続 2 件を含む)</p> <p>半導体関連企業集積状況 14 年 4 月 8 件、15 年 4 月 14 件</p>															
(3)人材の育成及び情報発信	<p>4 講座の受講者数合計 160 人</p>															

報告書の項目	平成 14 年度の実績・成果に係る主な記述
北九州学術研究都市について	学術研究都市進出 4 大学、学生数 1,386 人、教員数 167 人（15 年 5 月 1 日現在） ・学生数内訳 学部生 768 人、修士 515 人、博士 103 人 ・学生数のうち留学生数 155 人（中国 129、韓国 17、台湾 2、その他 7） 大学等教員及び研究機関等の研究員数 211 人（平成 15 年）
資料	産学共同による研究会 6 研究会、参画大学 5 大学、参画企業等延べ 24 社 学術研究都市としての外部資金受け入れ状況 157 件、1,605,686 千円 ・学術研究都市内 4 大学の受け入れ状況 156 件、414,628 千円 （受託研究・共同研究・奨学寄附金の合計）

（出所）「平成 14 年度財団法人北九州産業学術推進機構事業報告書」（FAIS）

（注）1．報告書に記載されている平成 14 年度の学術研究都市の実績・成果のうち定量的な記述を中心に抽出した。その際、「4 中小・ベンチャー企業の支援に関する取り組み」のように今回の監査対象範囲外の実績、あるいは学術研究都市以外での実績は原則として除いた。ただし、【産学共同研究プロジェクト、研究会の創出・運営に関する取り組み】や「資料」のように学術研究都市以外での実績と区別して除外することが難しい場合は、それらを含めた実績のまま抜粋した。

2．表中の下線や網掛けは外部監査人が付したものの。

表 - 3 北九州市立大学国際環境工学部の活動報告書の概要

報告書の項目	平成 14 年度の実績・成果に係る主な記述
教員プロフィール	教員数 80 名（うち大学院専任教員 4 名）（平成 15 年 4 月 1 日現在）
学生の属性・入試状況	国際環境工学部学生数 768 名（男性 581 名、女性 187 名）（平成 15 年 4 月現在） ・うち社会人 6 名、留学生 94 名 ・福岡県内出身者 61%（うち北九州市出身者 24.3%） 大学院国際環境工学研究科学生数 53 名（前期 41、後期 12）（平成 15 年 4 月現在）
産学連携関連事項	外部研究費の受入れ状況 合計 740,043 千円 ・市（本学）へ納入され執行される研究費（奨学寄附金、受託研究、共同研究）59 件、134,610 千円 ・他の研究機関などで資金管理されている研究費 a. 大学・研究機関等との研究プロジェクト 23 件、406,129 千円 b. 大型研究プロジェクト（知的クラスター創成事業）164,404 千円 c. 科学研究費補助金採択状況 16 件、34,900 千円
教員取得特許・発表論文集	特許出願案件（平成 13 年度～平成 14 年度）12 件 発表論文数（レフリー付論文のみ）172 件
展示会・講演会・イベント（産学連携/研究発表）	産学連携フェア（10/2～10/4）延べ来場者数 4,010 人（展示会 1,877 名、基調講演等 2,133 名） 産学交流サロン 12 回（うち本学部に関わるもの 3 回） その他 7 件（半導体設計アジア大会議、CREST 国際シンポジウムなど）
同（地域交流等）	リカレント講座（9/3～10/23、3 テーマ各 5 回）受講者数合計 65 名 北九州学術研究都市地域交流フェア（8/3～8/4）延べ参加者数 約 4,340 人 （ジュニアサマースクール約 1,950 人、講演会約 350 人、サイエンスショー約 440 人、キャンパスツアー約 1,600 人） その他：フォーラム、イベント等（ノーベル賞受賞者を囲むフォーラム、環境実践イベント、大連理工大学との共同シンポジウム、環境ネットシンポジウム、ひびきの市民大学など）、大連理工大学との学術交流協定、大学等への発明相談員派遣支援事業、企業・研究機関等訪問（産業医科大学産業生態科学研究所他、参加者 15 名）など
同（学研の他の催事）	アナログ MOS 集積回路ものづくり講座、ファームウェアものづくり講座、早稲田大学大学院情報生産システムシンポジウム 2002、九工大地域貢献セミナー、宇宙航空技術交流会など
オープンキャンパス	8/3～8/4、来学者約 500 人。
視察対応等	視察合計 49 件 1,330 名（高校・高専 12 件 666 名、大学 10 件 84 名、官公庁・研究所 6 件 47 名、企業等 7 件 215 件、海外 5 件 73 名、市民団体 9 件 245 名） 出張講義 21 件、高校・高専訪問 38 件
国際会議参加状況	国際会議出席回数 89 回（アジア 40、北米 23、ヨーロッパ 17 など）

（出所）「PUBLICITY REPORT 2002 - 国際環境工学部活動報告書 2002 -」（北九州市立大学国際環境工学部）

（注）報告書に記載されている平成 14 年度の大学及び学術研究都市の実績・成果のうち、定量的な記述を中心に抽出した。ただし、学術研究都市以外での実績を除く。また、展示会・講演会・イベント等の実績の中には、北九州市立大学が直接関与していない実績も含まれる。

### (3) 評価のあり方の検討に向けた提案

ルネッサンス報告書における評価、あるいは FAIS 事業報告書や工学部活動報告書による実績報告についても、学術研究都市の実績や成果が示され、今後の評価システム確立への第一歩になるものとして、その概要を紹介した。そこで、これらの現状を踏まえ、かつ、行政評価の一般的な考え方も参考にしつつ、学術研究都市に関する評価のあり方について、次の ~ の点について提案を行う。

学術研究都市全体を対象とする実績報告書が必要である。

前述のようにルネッサンス報告書は学術研究都市事業だけを対象とするものではないため、必ずしも学術研究都市の評価や今後の課題などが明確にまとめられているわけではない。

また、FAIS 事業報告書や工学部活動報告書についても、学術研究都市に係る実績のかなりの部分をカバーしていると思われるが、あくまで FAIS 及び北九州市立大学国際環境工学部の実績であり、学術研究都市全体の実績ではない。

学術研究都市は、産業学術振興局をはじめとして北九州市立大学など市の複数の部局にまたがる事業であり、さらに学術研究都市に進出している他の大学や研究機関、企業等も含まれるため、困難な面も予想されるが、学術研究都市を評価するには、その前提として全体の実績をまとめる必要がある。

例えば、FAIS 事業報告書では「北九州学術研究都市について」や「資料」の項目を設けて学術研究都市全体の実績にも言及していることから、この報告書を拡張する形で「(仮称)北九州学術研究都市実績報告書」の作成を行うことも考えられる。

実績として報告する項目について検討の余地がある。

3つの報告書においては、大学・研究機関・企業等の立地状況及びそれに伴う学生・教員・研究者等の人的資源の集積状況、さらには講演会やイベントの開催とそれに伴う学術研究都市に係る交流人口、そして、外部資金の導入や特許出願件数などの研究実績についてはある程度まとめられている。

ただし、次の点については検討の余地がある。

第一に、土地区画整理事業や施設建設などハード面の進捗状況が明記されていない。例えば、平成 15 年 12 月 8 日に区画整理事業計画が変更され、当初平成 15 年度までの計画であった第 1 期事業が平成 17 年度までに延長されている。整備事業の進捗状況についても他の実績と併せて報告することが望ましい。

第二に、共同利用施設の有効利用は重要な点であるため、どこまで詳細に報告するかは別にして、例えば、貸研究室・研修室ごとに利用状況(利用・入居件数、利用目的、利用者属性、稼働率・入居率、利用者満足度等)を把握し、分析しておく

必要がある。

第三に、大学間の単位互換や施設・設備等の相互利用、あるいは企業からの寄付講座、大学発ベンチャーの状況など、関連する実績が出てきた場合には幅広く報告していくことが望ましい。

第四に、市の財政負担の全体像が明確ではない。産業学術振興局や大学など複数の部局にまたがることもあるが、それぞれの部局においても学術研究都市に関する市の財政負担額を特定することが難しいようである。例えば、北九州市立大学の中では授業料や給料などの項目でひびきの分が計算されていないため、学術研究都市分として市が負担しているコストが明確ではない。また、早稲田大学への土地・建物の無償貸付けのような機会費用などについても行政負担のコストとして明らかにしておくことが重要である。したがって、学術研究都市に係る行政コスト計算書の作成及び報告についても検討の余地があると考えられる。

以上のような点に留意して市民に実績を報告し、学術研究都市事業の透明性を高めることで、市民の間での議論もより活発化し、以降の検討にも役立つものと期待される。

学術研究都市の実績と成果を測定するための指標を検討する必要がある。

実績報告から評価の段階に移行するには、評価の視点と基準を設定することが必要となる。具体的には実績や成果を測る指標と指標ごとの目標値や基準値である。その意味では学術研究都市は土地区画整理事業のようなハード面の整備など一部を除けば、いつまでにどのような状態を達成するかが必ずしも明確に示されているわけではないため、現状ではルネッサンス報告書のように定量的な実績を取り上げながらも定性的な評価とならざるを得ない。

まず、指標の設定には、学術研究都市の目的を明確にすることから始める必要がある。

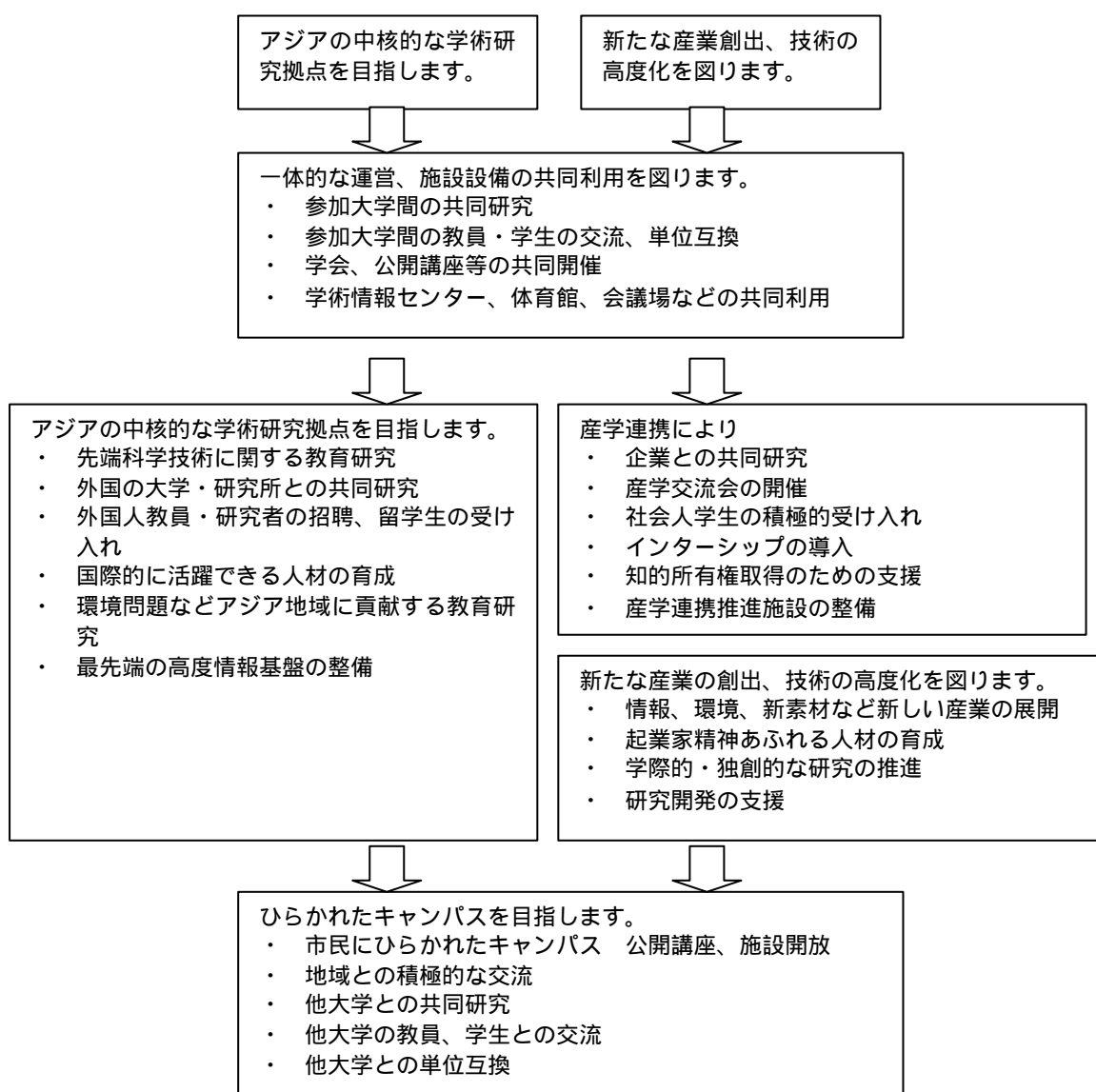
次表のように産業学術振興局作成のパンフレットでは「アジアの中核的な学術研究拠点を目指します。」「新たな産業創出、技術の高度化を図ります。」という目的のもとに施策や事務事業レベルの項目がブレイクダウンされて示されている。また、平成15年8月に策定された北九州市科学技術振興指針では、科学技術振興の柱の一つとして「学研都市を中核とする知的基盤の充実」を掲げ、学研都市将来計画や大学改革計画等で具体化していく方向性が示されている。

これらに基づいて、目的の達成状況を測る指標を設定していく必要がある。産学連携や技術移転、新産業創出などに係る一般的な指標も有用ではあるが、北九州学術研究都市が目指しているユニークな将来像に向けて独自の指標設定がありうるはずである。

ただし、学術研究都市事業は政策に近いレベルのプロジェクトであるため、指標

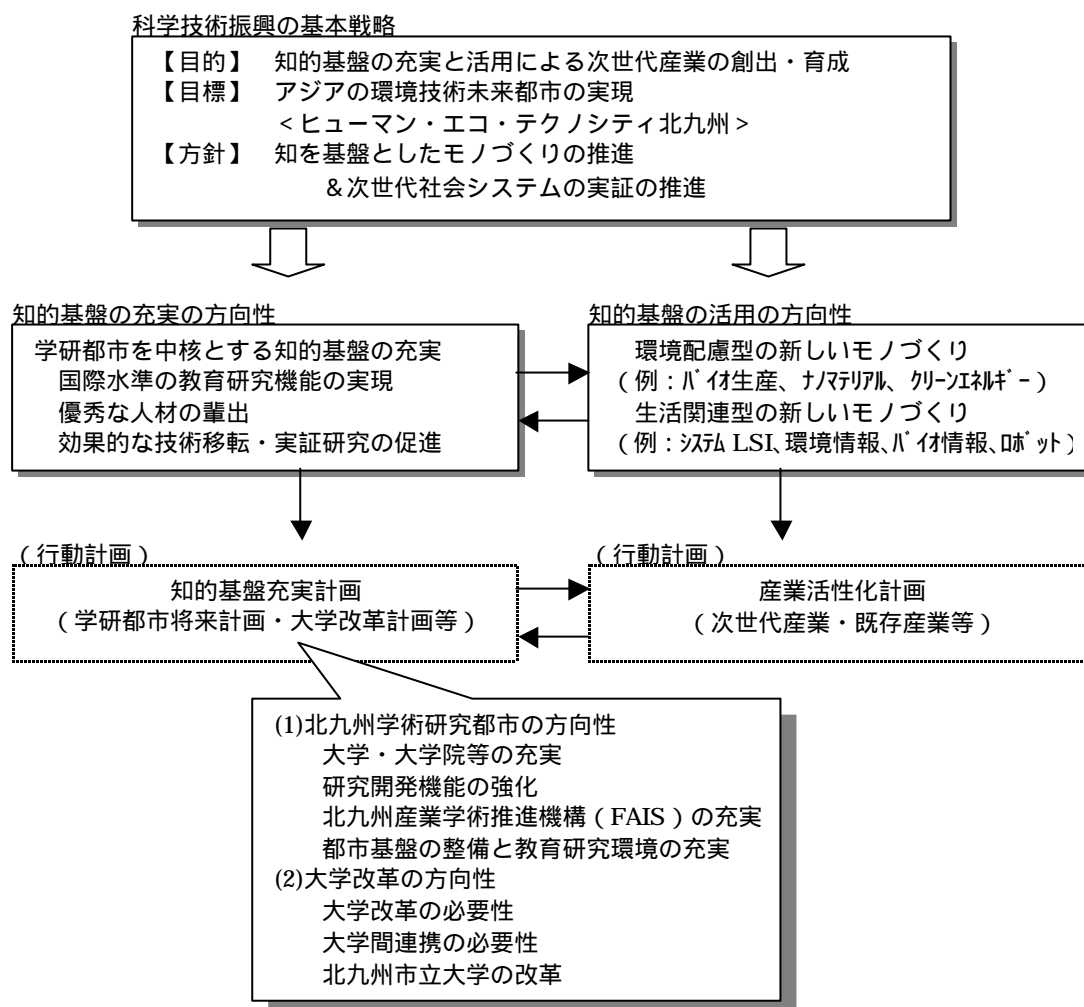
設定が難しい面がある。例えば、ルネッサンス報告書で記述されている学術研究都市事業と産業構造の転換との関係のように、長期にわたって達成される成果が想定されること、また、学術研究都市事業だけではなく他の要因を含めて達成される成果が想定されること、さらに容易に測定できる成果だけではないことなどのためである。したがって、当面は容易に測定できる実績をもとに成果指標の検討を進め、市民の議論等も踏まえつつ、より良い成果指標を設定していくことが望ましい。

図 - 1 学術研究都市の目的



(資料) 市産業学術振興局のパンフレット「北九州学術研究都市 スクラムを組む理工学系大学」より作成

図 - 2 北九州市科学技術振興指針（概要）から基本戦略等を中心に抜粋



(資料)「北九州市科学技術振興指針」(平成 15 年 8 月、北九州市)より作成

なお、「北九州市外郭団体等の経営改善に向けた今後の方向性(報告書)」(平成 15 年 3 月、北九州市外郭団体経営監理委員会)では、外郭団体としての FAIS に対して「アカウントビリティを果たす観点から、成果指標の設定、第三者評価、具体的な成果を市民に公表する仕組みを構築することが必要である。」と指摘されているが、学術研究都市自体の成果指標の検討等と整合させていくことが望まれる。

また、北九州市立大学も地方独立行政法人法に基づく法人化によって、中期目標及び中期計画、年度計画を定めるとともに、それに基づき実績の評価が行われることとなるが、目標や計画の検討に当たっては、学術研究都市において国際環境工学部及び大学院国際環境工学研究科が担うべき役割や達成すべき目標についても十

分考慮することが必要となる。北九州市立大学の法人化が学術研究都市にとってもプラスに作用することが期待される。

短期、中長期の目標値を設定することが必要である。

前述のように現状ではハード面の整備などに係るものや予算に現れるものなどを除いては、達成すべき数値目標が設定されていない。北九州市科学技術振興指針では学術研究都市について、「これらは未だ立ち上げ段階にあるが、長期的視点と短・中期的視点の双方から早期に活動を軌道に乗せ、着実に成果を出して行かねばならない。」という表現もあり、指標設定とともに短期及び中長期の目標値を設定することが必要である。

ただし、の指標設定の検討には時間を要することも想定されるため、例えば、当面は実績を幅広く分析した上で、誘致企業件数、外部資金獲得金額、特許出願件数など主要な項目を成果指標として仮に抽出し、3～5年程度で達成する目標値と、翌年度達成する目標値を定めるなどの対応が考えられる。

その場合の目標値の考え方としては、これまでの指標値の推移や今後の環境変化等を踏まえた予測値に努力目標分を付加したり、他自治体における先行的な類似プロジェクト等の実績値（ベンチマーキング）などが参考になると思われる。

なお、評価結果を事後的に公表するだけでなく、このような指標や目標値の設定についても事前に公表しておくことが重要である。

実績の分析結果や評価結果を活用することが重要である。

指標設定など学術研究都市の評価の仕組みが整えられる前の段階においても、実績を分析し、計画（学研都市将来計画や既存計画等）の策定・変更や目標値の設定、事業の実施内容の改善などにフィードバックしていくことが必要である。その際には適宜、研究者や企業等の関係者への調査等を行うなど、追加的な情報収集も必要と考える。現状分析とその結果の活用については各部門、各法人で既に行われているものと思われるが、～を踏まえつつ、あらためて見直し、学術研究都市のマネジメントサイクル（Plan-Do-Check-Action）の再構築につながっていくことを期待する。

特に、産学連携や新産業創出といった分野については、必ずしも効果的な手法や仕組みが確立されているわけではなく、国としても現在、第2次科学技術基本計画等に基づいて様々な施策を展開しているところである。また、中核となる大学についても法人化などの改革が予定されており、今後も学術研究都市を取り巻く環境が変化していくことが予想される。したがって、ハード、ソフト両面において実績が見え始めたこの段階から、実績や成果を分析し、個々の施策や事務事業の効果や有効性を確認しながら、学術研究都市プロジェクトを進めていく必要がある。学術研究都市は大掛かりな仕組みであるが故に、逆に実績や環境の変化等への迅速な対応や

柔軟な方向転換がポイントになってくると考える。

評価システムやマネジメントサイクルの構築に向けた体制の検討が必要である。

学術研究都市の評価においては、複数の部局にまたがるプロジェクトの特性を前提とし、第三者・外部の評価を含めて評価の客観性を持たせるための体制づくりを検討することが望ましい。

また、前述のように報告書による実績公表が各部局や法人ごとに行われており、そのほか本意見書の中においても学術研究都市に関わる部局や法人の連携やまとまりの必要性を指摘している箇所がある。今後、指標や目標値の設定、あるいは目標値の達成のための施策や事務事業の執行、評価結果のフィードバック等については、各部局や法人間でより一層連携しながら進めていくことが不可欠であり、その意味でも体制のあり方を見直し、学術研究都市のマネジメントサイクルを担う体制を整えていくことが求められる。

これまでは学術研究都市の立ち上げ段階ということで、個別の施策や事務事業の執行に注力されてきた印象を受けるが、今後は市の財政負担の結果や成果が具体的に問われる段階に入ることになる。今回の監査が、実績報告の充実から、評価システムの整備、さらにはマネジメントサイクルの構築という流れをスタートするきっかけの一つになれば幸いである。

以上